

託送供給等約款認可申請書

平成 27 年 7 月 31 日

東京電力株式会社

託送供給等約款認可申請書

PGC 経料発 27 第 1 号

平成 27 年 7 月 31 日

経済産業大臣 宮 沢 洋 一 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己

平成 26 年改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、別紙託送供給等約款の案のとおり託送供給等約款の認可を受けたいので申請します。

別 紙

託 送 供 給 等 約 款

平成 28 年 4 月 1 日 実施

東京電力株式会社

託送供給等約款

目次

I 総 則

1 適 用	1
2 託送供給等約款の認可および変更	2
3 定 義	2
4 代表契約者の選任	7
5 託送供給等に関する取扱い	8
6 単位および端数処理	8
7 実 施 細 目	9

II 契約の申込み

8 契約の要件	10
9 検討および契約の申込み	11
10 契約の成立，契約期間および振替送電サービス契約電力	18
11 託送供給等の開始	19
12 供給準備その他必要な手続きのための協力	19
13 電気方式，電圧および周波数	19
14 発電場所および需要場所	21
15 供給および契約の単位	22
16 承諾の限界	24
17 契約書の作成	24

III 料 金

18 料 金	25
19 接続送電サービス	27
20 臨時接続送電サービス	49
21 予備送電サービス	58

22	発電量調整受電計画差対応電力	60
23	接続対象計画差対応電力	61
24	給電指令時補給電力	62

IV 料金の算定および支払い

25	料金の適用開始の時期	64
26	検 針 日	64
27	料金の算定期間	65
28	計 量	66
29	電力および電力量の算定	67
30	損 失 率	74
31	料 金 の 算 定	74
32	支払義務の発生および支払期日	77
33	料金その他の支払方法	78
34	保 証 金	80
35	連 帯 責 任	81

V 供 給

36	託送供給等の実施	82
37	給電指令の実施等	87
38	適正契約の保持等	91
39	契 約 超 過 金	92
40	力 率 の 保 持	92
41	発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施	93
42	託送供給等にともなう協力	94
43	託送供給等の停止	94
44	託送供給等の停止の解除	96
45	託送供給の停止期間中の料金	97
46	違 約 金	97
47	損害賠償の免責	97

48	設備の賠償	98
VI 契約の変更および終了		
49	契約の変更	99
50	名義の変更	100
51	契約の廃止	101
52	供給開始後の契約の消滅または変更にもなう料金および 工事費の精算	102
53	解約等	105
54	契約消滅後の債権債務関係	107
VII 受電方法および供給方法ならびに工事		
55	受電地点, 供給地点および施設	108
56	架空引込線	110
57	地中引込線	111
58	接続引込線等	113
59	中高層集合住宅等における受電方法および供給方法	113
60	引込線の接続	114
61	計量器等の取付け	114
62	通信設備等の施設	115
63	専用供給設備	116
64	電流制限器等の取付け	117
VIII 工事費の負担		
65	受電地点への供給設備の工事費負担金	118
66	受電用計量器等の工事費負担金	122
67	会社間連系設備の工事費負担金	122
68	供給地点への供給設備の工事費負担金	122
69	工事費負担金の申受けおよび精算	131

70	供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け	133
71	臨時工事費	134
72	工事費等に関する契約書の作成	134
Ⅸ 保 安		
73	保安の責任	136
74	保安等に対する発電者および需要者の協力	136
75	調 査	137
76	調査等の委託	137
77	調査に対する需要者の協力	137
78	検査または工事の受託	138
79	自家用電気工作物	138
附	則	139
別	表	184

I 総 則

1 適 用

当社が、当社以外の小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業もしくは電気事業法第2条第1項第5号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第2条第1項第7号に定める発電量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお、この約款において託送供給および発電量調整供給とは、次のものをいいます。

(1) 託 送 供 給

次の接続供給および振替供給をいいます。

イ 接 続 供 給

当社が契約者から受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の当社の供給区域（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県〔富士川以东〕をいいます。）内の場所（会社間連系点を除きます。）において、契約者の小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

ロ 振 替 供 給

当社が契約者から当社以外の小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の会社間連系点において、契約者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

(2) 発電量調整供給

当社が発電契約者から、当社が行なう託送供給に係る小売電気事業、一

般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，発電契約者に，発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

2 託送供給等約款の認可および変更

- (1) この約款は，電気事業法附則第9条第1項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。

3 定 義

次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契 約 者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者，一般送配電事業者，特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

(2) 発 電 契 約 者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

(3) 発 電 者

小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電する者で当社以外の者をいいます。

(4) 需 要 者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。

(5) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(6) 高 圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(7) 特 別 高 圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(8) 受 電 地 点

当社が、託送供給に係る電気を契約者から受電する地点または発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点をいいます。

(9) 発 電 場 所

発電者が、発電量調整供給に係る電気を発電する場所をいいます。

(10) 供 給 地 点

当社が、託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(11) 需 要 場 所

需要者が、契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(12) 会 社 間 連 系 点

当社以外の一般送配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

(13) 中 継 振 替

会社間連系点を受電地点とし、他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(14) 地 内 振 替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし、会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(15) 発 電 量 調 整 受 電 電 力

発電量調整供給の場合で、受電地点において、当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。

(16) 発 電 量 調 整 受 電 電 力 量

受電地点において、当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係

る電気の電力量をいいます。

(17) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電電力の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(18) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(19) 接続受電電力

接続供給の場合で、受電地点において、当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

(20) 接続受電電力量

受電地点において、当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(21) 振替受電電力

振替供給の場合で、受電地点において、当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

(22) 振替受電電力量

受電地点において、当社が契約者から受電する振替供給に係る電気の電力量をいいます。

(23) 接続供給電力

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

(24) 接続供給電力量

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(25) 振替供給電力

供給地点において、当社が契約者に供給する振替供給に係る電気の電力をいいます。

(26) 振替供給電力量

供給地点において、当社が契約者に供給する振替供給に係る電気の電力量をいいます。

(27) 接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

(28) 接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

(29) 接続対象計画電力

接続対象電力の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(30) 接続対象計画電力量

接続対象電力量の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(31) 通告電力量

接続供給の場合は、会社間連系点において当社が契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

振替供給の場合は、当社があらかじめ契約者に通知する振替受電電力量および振替供給電力量の計画値をいいます。

(32) 損失率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

(33) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）であって、接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力，振替送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

(34) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）であって、接続送電サービス契約電流および臨時接続送電サービス契約電流をいいます。

(35) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって、接続送電

サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。

(36) 契約受電電力

受電地点における接続受電電力，振替受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で，契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値をいいます。

(37) 最大需要電力等

低圧で供給する場合は，接続供給電力の最大値をいいます。

高圧または特別高圧で供給する場合は，30分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値をいいます。

(38) 発電バランシンググループ

29（電力および電力量の算定）(17)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または29（電力および電力量の算定）(18)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。

(39) 需要バランシンググループ

29（電力および電力量の算定）(19)に定める接続対象計画差対応補給電力量または29（電力および電力量の算定）(20)に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

(40) 電 灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(41) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(42) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(43) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(44) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であつて、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(45) 定期検査

電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。

(46) 定期補修

一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。

(47) 給電指令

発電者の発電機もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について、当社から指令することをいいます。

(48) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(49) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

4 代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き、1接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合、当該接続供給契約においては1需要バランシンググループを設定するものとし、この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を、代表契約者としてあらかじめ選任していただき、かつ、契約者が行なう、当社との手続きおよび協議、ならびにこの約款に定める金銭債務（代表契約者に属するものとしたし

ます。ただし、代表契約者と当社との協議が整った場合は、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金等に係る金銭債務については、当該金銭債務に係る供給地点において電気の供給を受ける契約者に属するものとすることができます。)の支払い等は、代表契約者を通じて行なっていただきます。また、当社は、契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし、当社は、必要に応じて、代表契約者以外の契約者と、協議等をさせていただくことがあります。

5 託送供給等に関する取扱い

当社は、とくに必要となる場合を除き、当社の専用窓口を通じて、この約款の実施取扱いをいたします。この場合、当社は、託送供給または発電量調整供給の申込みおよび実施に際して得た情報については、託送供給または発電量調整供給を実施する目的以外に使用いたしません。

6 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 発電量調整受電電力、発電量調整受電計画電力、接続受電電力、振替受電電力、接続供給電力、振替供給電力、接続対象電力、接続対象計画電力、契約電力、契約受電電力、最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は、次の場合を除き、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）(2)イまたは20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。

ロ 高圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）(2)イを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。

- (4) 発電量調整受電電力量，発電量調整受電計画電力量，接続受電電力量，振替受電電力量，接続供給電力量，振替供給電力量，接続対象電力量，接続対象計画電力量，通告電力量，発電量調整受電計画差対応補給電力量，発電量調整受電計画差対応余剰電力量，接続対象計画差対応補給電力量，接続対象計画差対応余剰電力量，給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

7 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は、そのつど契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、必要に応じて、発電者および需要者と別途協議を行なうことがあります。

Ⅱ 契約の申込み

8 契約の要件

(1) 契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ 小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が発電量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。

ロ 接続供給の場合，契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。

ハ 振替供給の場合，契約者が営む小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。

ニ 需要者が電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしがたが，かつ，別冊に定める系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ホ 高圧または特別高圧で供給する場合は，契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ヘ 契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ト 需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は，契約者が，当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

チ 契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

(イ) 契約者と同一の者である発電者の発電設備が電気事業法第2条第1

項第5号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。

(ロ) 契約者と同一の者でない発電者の発電に係る電気も供給する場合は、当該発電者の発電設備が契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。

(ハ) 需要者が契約者と同一の者、または契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。

(2) 発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ 発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ロ 発電者が発電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。

ハ 発電者が電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたが、かつ、別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ 高圧または特別高圧で受電する場合は、発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ 発電契約者が、発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ、かつ、発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

9 検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約または振替供給契約を希望される場合または発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款を承認のうえ、次の手続きにより、契約者から託送供給の申込みまたは発電契約者から発電量調整供給の申込みをしていただきます。

なお、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については、

その容量を明らかにしていただき、21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(1) 受電側接続検討の申込み

イ 当社は、契約者または発電契約者から小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また、接続供給または振替供給の場合は、受電地点が会社間連系点のときに限ります。）するにあたり、供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお、他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については、受電側接続検討を省略することがあります。

ロ 契約者または発電契約者は、接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(i) 接続供給の場合

- a 契約者の名称
- b 代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）
- c 当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
- d 接続受電電力の最大値および最小値
- e 接続供給の開始希望日

(ii) 振替供給の場合

- a 契約者の名称
- b 当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

- c 振替受電電力の最大値および最小値
- d 供給地点
- e 振替供給の開始希望日
- f 振替供給の希望契約期間
- (ハ) 発電量調整供給の場合
 - a 発電契約者の名称
 - b 発電者の名称，発電場所および受電地点
 - c 発電設備の発電方式，発電出力および系統安定上必要な仕様
 - d 発電量調整受電電力の最大値および最小値
 - e 受電地点における受電電圧
 - f 発電場所における負荷設備および受電設備
 - g 発電量調整供給の開始希望日
 - h 発電量調整供給の希望契約期間

ハ 検討期間および調査料

- (イ) 当社は，原則として受電側接続検討の申込みから3月以内に検討結果をお知らせいたします。
- (ロ) 当社は，1受電地点1検討につき21万6千円を調査料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，検討を要しない場合には，調査料を申し受けません。

(2) 供給側接続事前検討の申込み

- イ 当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。
- ロ 契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。
 - (イ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

および供給地点

- (ロ) 契約電力，契約電流または契約容量
- (ハ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧
- (ニ) 負荷設備または主開閉器
- (ホ) 接続供給の開始希望日および使用期間

ハ 負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。

この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ニ 当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから2週間以内に検討結果をお知らせいたします。

(3) 契約の申込み

契約者は，(1)ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたは口の事項を，発電契約者は，(1)ロ(ハ)の事項およびハの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約または発電量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，8（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写しまたは8（契約の要件）(2)ホに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，または，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該承諾書の提出を不要と判断するときは，当該承諾書の提出を省略することができるものといたします。

また，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振

替供給契約を希望される場合は、8（契約の要件）(1)チに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行いません。

イ 接続供給の場合

- (イ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）
および供給地点
- (ロ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧
- (ハ) 需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備
- (ニ) 契約電力，契約電流または契約容量
- (ホ) 契約受電電力
- (ヘ) 希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別
- (ト) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値
- (チ) 電気の調達先となる契約者または発電契約者の名称および調達量の計画値
- (リ) 電気の販売先となる契約者または発電契約者の名称および販売量の計画値
- (ヌ) 連絡体制
- (ル) 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間
なお，受電地点が会社間連系点となる場合には，36（託送供給等の実施）(1)ロに準じて連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していただきます。また，契約者が，振替供給契約によらず受給契約等にもとづき連系線の利用を希望する場合には，36（託送供給等の実施）(4)イに準じて連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していただきます。

また，負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただき

ます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ロ 振替供給の場合

- (イ) 契約電力
- (ロ) 契約受電電力
- (ハ) 振替受電電力の計画値
- (ニ) 電気の調達先となる発電契約者の名称および調達量の計画値
- (ホ) 連絡体制
- (ヘ) 当社が小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には、当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容

なお、36（託送供給等の実施）(2)イに準じて連系線利用計画を当社所定の様式により当社に提出していただきます。

ハ 発電量調整供給の場合

- (イ) 契約受電電力
- (ロ) 発電量調整受電計画電力
- (ハ) 電気の調達先となる契約者または発電契約者の名称および調達量の計画値
- (ニ) 電気の販売先となる契約者または発電契約者の名称および販売量の計画値
- (ホ) 連絡体制

なお、発電契約者が、契約者の振替供給契約によらず、受給契約等にもとづき連系線の利用を希望する場合には、36（託送供給等の実施）(4)イに準じて連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していただきます。

- (4) 当社は、接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について、小売電気事業、

一般送配電事業および特定送配電事業の用に供する電気に係る当日等の利用分および翌日等の利用分に限り、(3)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また、当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合、当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、契約者に係る基本契約の契約期間は、契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。

- (5) 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、発電契約者に係る基本契約の契約期間は、発電契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、発電契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。

10 契約の成立、契約期間および振替送電サービス契約電力

(1) 接続供給契約は、接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに、振替供給契約は、振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに、発電量調整供給契約は、発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、それぞれ成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 接続供給の場合

(イ) 契約期間は、20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き、接続供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

(ロ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は、接続供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ハ) 20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は、接続供給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ロ 振替供給または発電量調整供給の場合

契約期間は、振替供給契約または発電量調整供給契約が成立した日から、契約者または発電契約者の申込みにもとづき、契約者または発電契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし、特別の事情がない限り、契約期間は、振替供給または発電量調整供給の開始日から起算して1年未満とならないものといたします。

(3) 振替送電サービス契約電力は、1年間を通じての振替供給電力の最大値等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

(4) (2)および(3)の協議にあたり、会社間連系点等の託送可能量が不足する場合等には、契約期間および振替送電サービス契約電力を制限していただくことがあります。

11 託送供給等の開始

- (1) 当社は、接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約の申込みを承諾したときには、契約者または発電契約者と協議のうえ託送供給または発電量調整供給の開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに託送供給または発電量調整供給を開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた託送供給または発電量調整供給の開始日に託送供給または発電量調整供給ができないことが明らかになった場合には、その理由を契約者または発電契約者にお知らせし、あらためて契約者または発電契約者と協議のうえ、託送供給または発電量調整供給の開始日を定めて託送供給または発電量調整供給を開始いたします。

12 供給準備その他必要な手続きのための協力

契約者、発電契約者、発電者または需要者は、当該託送供給または発電量調整供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

13 電気方式、電圧および周波数

- (1) 受電電気方式は、受電電圧に応じて、次のとおりといたします。

受電電圧	低圧	交流単相2線式、交流単相3線式または交流3相3線式
	高圧または特別高圧	交流3相3線式

- (2) 供給電気方式は、供給電圧および接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて、Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。
- (3) 受電電圧は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、原則として、受電地点（1建物内の2以上の発電場所から共同引込線〔2以上の発電場所または需要場所に対して1引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による1引込みで電気を受電する場合の受電地点は、発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力（発

電場所における発電設備，受電設備および負荷設備等を基準として，発電契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。）に応じて，次のとおりといたします。

契 約 受 電 電 力	50キロワット未満	標準電圧 100ボルト または200ボルト
	50キロワット以上 2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
	50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

(4) 供給電圧は，会社間連系点を供給地点とする場合を除き，接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

ただし，接続送電サービス契約電力が500キロワット未満である場合（契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。）は，別表1（契約設備電力の算定）により定めた供給地点（1建物内の2以上の需要場所に共同引込線による1引込みで電気を供給する場合の供給地点は，需要場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。

契 約 設 備 電 力	50キロワット未満	標準電圧 100ボルト または200ボルト
	50キロワット以上	標準電圧 6,000ボルト

なお，1需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスをあわせて契約する場合，契約設備電力の合計が50キロワット未満となるときは供給電圧は原則として標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，契約設備電力の合計が50キロワット以上となるときは供給電圧は原則として標準電圧6,000ボルトといたします。ただし，契約者が希望され，かつ，

電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは，契約設備電力の合計が50キロワット以上であっても，標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- (5) 受電電圧については発電者に，供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，(3)または(4)に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧で，受電または供給することがあります。
- (6) 周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，中部電力株式会社との会社間連系点を供給地点とする場合には，当社は，周波数変換設備を使用して標準周波数60ヘルツで供給いたします。

14 発電場所および需要場所

- (1) 当社は，原則として，1構内をなすものは1構内を1発電場所または1需要場所とし，これによりがたい場合には，イおよびロによります。

なお，1構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

- イ 当社は，1建物をなすものは1建物を1発電場所または1需要場所とし，これによりがたい場合には，ロによります。

なお，1建物をなすものとは，独立した1建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，1建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の発電場所または需要場所といたします。

- ロ 構内または建物の特殊な場合には，次によります。

- (イ) 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1発電場所または1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1発電場所または1需要場所といたします。

- a 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- b 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- c 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ロ) 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1発電場所または1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1発電場所または1需要場所といたします。

(ハ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ロ)に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。

- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1発電場所または1需要場所とすることがあります。
- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1発電場所または1需要場所といたします。

15 供給および契約の単位

- (1) 当社は、次の場合を除き、1需要場所について1接続送電サービスまた

は1 臨時接続送電サービスを適用し，1 電気方式，1 引込みおよび1 計量をもって託送供給を行ない，1 発電場所につき，1 電気方式，1 引込みおよび1 計量をもって発電量調整供給を行ないます。

イ 1 需要場所につき，次の2 臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の臨時接続送電サービスとこれ以外の1 接続送電サービス（ロの場合は，2 接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合

(イ) 電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの1 臨時接続送電サービス

(ロ) 動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの1 臨時接続送電サービス

ロ 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の2 接続送電サービスをあわせて契約する場合

(イ) 電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの1 接続送電サービス

(ロ) 動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの1 接続送電サービス

ハ 共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合

ニ 予備送電サービスをあわせて契約する場合

ホ その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

(2) 接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，1 接続供給契約を結び，1 需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として1 接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，1 契約者に対して1 接続供給契約を結びます。

なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する2 以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されると

きは、その料金その他の供給条件について複数供給地点を1供給地点とみなすことがあります。

- (3) 振替供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および1供給地点（当社以外の一般送配電事業者との接続供給契約ごとに1供給地点とみなします。）について、1振替供給契約を結びます。
- (4) 発電量調整供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランスンググループについて、1発電量調整供給契約を結びます。なお、低圧の受電地点に係る発電場所は、1発電バランスンググループに属するものといたします。

16 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、料金の支払状況その他によってやむをえない場合には、接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由を契約者または発電契約者にお知らせいたします。

17 契約書の作成

当社は、契約者または発電契約者との間で、原則として託送供給または発電量調整供給の開始前に、託送供給または発電量調整供給に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。

Ⅲ 料 金

18 料 金

料金は、次のとおりといたします。

(1) 契約者に係る料金

イ 契約者に係る料金は、ロによって算定された日程等別料金，23（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに24（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

ロ 日程等別料金は，19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金，20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。）のうち，(イ)，(ロ)，(ハ)，(ニ)，(ホ)または(ヘ)に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「料金算定日」といいます。）を合計して算定（近接性評価割引を行なう場合は，近接性評価割引額を差し引いたもの）といたします。）

(イ) 検 針 日

(ロ) 電灯定額接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または29（電力および電力量の算定）(22)の場合，その供給地点の属する検針区域の検針日

(ハ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合，応当日

(ニ) 26（検針日）(5)の場合，実際に検針を行なった日

(ホ) 契約者が供給地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

- (ハ) 29（電力および電力量の算定）(26)の場合，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日

ハ 近接性評価割引

(イ) 適 用

契約者が，近接性評価地域（当社が別途定める地域といたします。）に立地する発電場所における発電設備（以下「近接性評価対象発電設備」といいます。）を維持し，および運用する発電契約者から，当該発電設備に係る電気を受電し，接続供給を利用する場合に適用いたします。

なお，契約者が，近接性評価対象発電設備を維持し，および運用する発電契約者以外の事業者等を介して，近接性評価対象発電設備に係る電気を調達する場合は，当該電気には近接性評価割引を適用いたしません。

(ロ) 近接性評価割引額の算定および割引の実施

- a 近接性評価割引額は，別表2（近接性評価割引額の算定）にもとづき，特別の事情がある場合を除き，算定の対象となる期間の翌々月1日に算定いたします。
- b 当社は，近接性評価割引額の算定日が料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，料金算定日が近接性評価割引額の算定日の直後となる日程等別料金といたします。）において，当該日程等別料金に含まれる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計額を上限として割引を行なうものといたします。
- c 近接性評価割引額が割引の対象となる日程等別料金に含まれる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計額を上回る場合，その差額を近接性評価割引額として，料金算定日がその直後となる日程等別料金において，bに準じて割引を行ないます。

(2) 発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は、22（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに24（給電指令時補給電力）(2)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

19 接続送電サービス

(1) 適用範囲

小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。

(2) 接続送電サービス契約電力等

電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は、次によって供給地点ごとに定めます。

イ 低圧で供給する場合、または高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。

(イ) 各月の接続送電サービス契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに接続送電サービスを使用される場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は、その1月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月まで（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、料金適用開始の日から前月までの間で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は、接続送電サービス契約電力の決定上、接

続送電サービスによって受けた供給とみなします。

- b 需要場所における受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等の値といたします。
- c 需要場所における受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その

期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、接続送電サービス契約電力は、その上回る最大需要電力等の値といたします。

- (ロ) 低圧で供給する場合で、契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるときは、(イ)にかかわらず、次により、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（6キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め、接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。

a 接続送電サービス契約電流

(a) 接続送電サービス契約電流は、5アンペア、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、契約者の申出によって定めます。

(b) 当社は、接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

b 接続送電サービス契約容量

接続送電サービス契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- (ハ) 低圧で供給する場合で、契約者が動力を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるときは、接続送電サービス契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約電

力および契約容量の算定方法)により算定された値といたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ニ) (イ)の適用後1年に満たない場合は、(ロ)または(ハ)を適用いたしません。また、(ロ)または(ハ)の適用後1年に満たない場合は、(イ)を適用いたしません。

(ホ) 需要場所における主開閉器(低圧で供給する場合に限り)、負荷設備または受電設備を変更される場合は、49(契約の変更)に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となる場合または特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

なお、新たに接続送電サービスを使用される場合等で、相当と認められるときは、使用開始の日から1年間については、接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ハ イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について、最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は、接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の接続送電サービス契約電力は、イ(イ)によって定めます。

ニ 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、当該供給分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値に、原則として需要者の発電設備の容量を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

また、当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で、需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは、49（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

なお、この場合、当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

(3) 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて、次の各項により算定いたします。ただし、1供給地点につき2以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または1接続送電サービスにつき2以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は、接続送電サービスごとに算定いたします。

イ 低圧で供給する場合

(イ) 電灯定額接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし、特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。

(a) 電 灯 料 金

- i 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	35円07銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	70円14銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	140円27銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	210円41銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	350円68銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	350円68銭

- ii ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- iii 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b) 小 型 機 器 料 金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	104円74銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	209円49銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	209円49銭

e そ の 他

- (a) 当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。
- (b) 特別の事情がある場合は、契約者と当社との協議によって、(ロ) a (c), (ハ) a または(ニ) a にかかわらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。

(ロ) 電灯標準接続送電サービス

a 適 用 範 囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

- (a) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり、(2)イ(ロ) b により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。
- (c) 電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、(a)および(c)に該当し、かつ、(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量

との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	210円60銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	140円40銭
---------------------------	---------

ただし、(2)イ(ロ) aにより接続送電サービス契約電流を定める場合は、基本料金の算定上、10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。また、接続送電サービス契約電流が5アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は、次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流 5 アンペア	70円20銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	210円60銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	7円37銭
------------	-------

(ハ) 電灯時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(ロ) aの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	210円60銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サ

ービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	140円40銭
-----------------------------	---------

ただし、(2)イ(ロ) a により接続送電サービス契約電流を定める場合は、基本料金の算定上、10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。また、接続送電サービス契約電流が5アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は、次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流 5 アンペア	70円20銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	210円60銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	8円25銭
------------	-------

ii 夜間時間

1キロワット時につき	6円20銭
------------	-------

(二) 電灯従量接続送電サービス

a 適用範囲

(ロ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	10円82銭
------------	--------

(ホ) 動力標準接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

- (a) 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (b) 1需要場所において、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、(a)に該当し、かつ、(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式

標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2)イ(i)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	696円60銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii (2)イ(ii)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	437円40銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	5円13銭
------------	-------

(c) その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で、当社が適当と認めるときは、基本料金のみといたします。

d その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(ハ) 動力時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(ホ) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	696円60銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

ii (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	437円40銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	5円73銭
------------	-------

ii 夜間時間

1キロワット時につき	4円34銭
------------	-------

(c) その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で、当社が適当と認めるときは、基本料金のみといたします。

d その他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(h) 動力従量接続送電サービス

a 適用範囲

(ホ) aの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	16円55銭
------------	--------

d その他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ 高圧で供給する場合

(イ) 高圧標準接続送電サービス

a 適用範囲

接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし、特別の事情がある場合で、契約者の希望があるときは、接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	545円40銭
-----------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	2円32銭
------------	-------

(ロ) 高圧時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) aの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場

合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	545円40銭
-----------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	2円55銭
------------	-------

ii 夜間時間

1キロワット時につき	2円01銭
------------	-------

(ハ) 高圧従量接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) aの適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	11円26銭
------------	--------

ハ 特別高圧で供給する場合

(イ) 特別高圧標準接続送電サービス

a 適用範囲

接続送電サービス契約電力が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	378円00銭
-----------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたし

ます。

1キロワット時につき	1円29銭
------------	-------

(ロ) 特別高圧時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) aの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、二によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場

合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	378円00銭
-----------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	1円38銭
------------	-------

ii 夜間時間

1キロワット時につき	1円14銭
------------	-------

(ハ) 特別高圧従量接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) aの適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	7円48銭
------------	-------

ニ 力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、次のとおりといたします。

- (イ) 力率は、供給地点ごとに、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、別表5(平均力率の算定)によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金((2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。)を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金((2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。)を1パーセント割増しいたします。

ホ その他

- (イ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (ロ) 電灯時間帯別接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービス、高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス(以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。)の適用後1年に満たない場合は、電灯標準接続送電サービス、動力標準接続送電サービス、高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電

サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス、動力従量接続送電サービス、高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また、従量接続送電サービスの適用後1年に満たない場合は、標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。

(ハ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後1年に満たない場合は、時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。

(ニ) (2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。

(ホ) 当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

(4) 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は、1月につき次の式により算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービス

によって電気を使用した場合を除きます。)のピークシフト割引額は、半額といたします。

ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ロのピークシフト電力

ピークシフト電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	463円32銭
	特別高圧で供給する場合	321円84銭

ロ ピークシフト電力

ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量(キロワット)等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

20 臨時接続送電サービス

(1) 適用範囲

契約使用期間が1年未満の場合において、小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用するものには適用いたしません。

(2) 臨時接続送電サービス契約電力等

電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、臨時接続送

電サービス契約電流，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は，次によって供給地点ごとに定めます。

イ 低圧で供給する場合

(イ) 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合

次の a または b により，臨時接続送電サービス契約電流または臨時接続送電サービス契約容量（6 キロボルトアンペア以上となる場合に限り，）を定めます。

a 臨時接続送電サービス契約電流

(a) 臨時接続送電サービス契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，契約者の申出によって定めます。

(b) 当社は，臨時接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が臨時接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

b 臨時接続送電サービス契約容量

(a) 臨時接続送電サービス契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表6（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(b) 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量を定めることを希望される場合には、臨時接続送電サービス契約容量は、(a)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ロ) 契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により、臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

a 臨時接続送電サービス契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定し、(b)の係数を乗じないものといたします。

(a) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(b) (a)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b 契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には、臨時接続送電サービス契約電力は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ 高圧または特別高圧で供給する場合

需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議により供給地点ごとに臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

(3) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて、次の各項により算定いたします。

イ 低圧で供給する場合

(i) 電灯臨時定額接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合

等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が3キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)によって1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3円11銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	6円22銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	6円22銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	62円18銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	62円18銭

(ロ) 電灯臨時接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は、臨時接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b) 電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ロ)c(a) iiにおいて適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定することとし、19（接続送電サービス）(3)イ(ロ)c(b)において適用される該当電力量料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ハ) 動力臨時定額接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、臨時接続送電サービス契約電力が5キロワット以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、次のとおりといたします。ただし、

臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は、臨時接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の該当料金の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	95円07銭
---------------------------	--------

d そ の 他

当社が適当と認める場合には、動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。

(二) 動力臨時接続送電サービス

a 適 用 範 囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、臨時接続送電サービス契約電力が原則として5キロワットをこえ、50キロワット未満であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ホ)c(a)iiにおいて適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定することとし、19（接続送電サービス）(3)イ(ホ)c(b)において適用される該当電力量料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いた

します。

ロ 高压で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は、高压臨時接続送電サービスといたします。

(イ) 適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満である場合に適用いたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。

(ハ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき19（接続送電サービス）(3)ロ(イ)c(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定することとし、19（接続送電サービス）(3)ロ(イ)c(b)において適用される該当電力量料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ハ 特別高压で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は、特別高压臨時接続送電サービスといたします。

(イ) 適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流 3 相 3 線式とし、供給電圧は、臨時接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

(ハ) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき19（接続送電サービス）(3)ハ(イ)c(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定することとし、19（接続送電サービス）(3)ハ(イ)c(b)において適用される該当電力量料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ニ 力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、19（接続送電サービス）(3)ニに準じて適用いたします。

ホ その他

臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用する

ことを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時接続送電サービスを適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。ただし、19（接続送電サービス）(4)は、適用いたしません。

21 予備送電サービス

(1) 適用範囲

高圧または特別高圧で受電または供給する場合で、19（接続送電サービス）を利用される契約者または発電契約者が受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

イ 予備送電サービスA

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ 予備送電サービスB

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で利用する場合

(2) 予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は、受電地点については当該受電地点における契約受電電力の値、供給地点については当該供給地点における接続送電サービス契約電力の値とし、受電地点および供給地点ごとに定めます。ただし、契約者または発電契約者に特別の事情がある場合で、契約者または発電契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときは予備送電サービス契約電力は、発電場所における発電設備の出力および負荷の実情ならびに需要場所における1年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて、契約者または発電契約者と当社との協議により、受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は、原則として50キロワット

を下回らないものとしたします。

(3) 予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は、供給地点ごとに、予備送電サービスの利用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりとしたします。

なお、供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は、接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。

また、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスの供給電圧は、常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合、予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用した電気の電力量は、予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上、常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

イ 予備送電サービスA

予備送電サービス 契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	70円20銭
	特別高圧で供給する場合	64円80銭

ロ 予備送電サービスB

予備送電サービス 契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	91円80銭
	特別高圧で供給する場合	75円60銭

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、19（接続送電サービス）(3)ニの力率割引および割増しの適用上、供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は、原則として接続送電サービスによって使用した電気の電力量とみなします。

(5) そ の 他

イ 予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ 受電地点の予備送電サービスは、他の発電量調整供給契約等と共用す

ることができます。

22 発電量調整受電計画差対応電力

(1) 適用

発電バランスンググループにおいて、37(給電指令の実施等)(5)または(6)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2) 発電量調整受電計画差対応電力

イ 発電量調整受電計画差対応補給電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令(以下「託送供給等約款料金算定省令」といいます。)第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ 発電量調整受電計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電

気に適用いたします。

(ロ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

23 接続対象計画差対応電力

(1) 適用

37(給電指令の実施等)(4)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2) 接続対象計画差対応電力

イ 接続対象計画差対応補給電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといた

します。

ロ 接続対象計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(ロ) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

24 給電指令時補給電力

(1) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ 適用範囲

37(給電指令の実施等)(4)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

ロ 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ハ 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令の間、29(電力および電力量の算定)(19)により30分ごとに算定された値といたします。

ニ 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

(2) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ 適用範囲

37(給電指令の実施等)(5)または(6)により補給される電気を使用されているときに、補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

ロ 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ハ 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令の間、29(電力および電力量の算定)(17)により30分ごとに算定された値といたします。

ニ 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については、当該契約によるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

25 料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し、発電量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用いたします。ただし、接続供給もしくは発電量調整供給の準備着手前に接続供給もしくは発電量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者、発電契約者、発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給もしくは発電量調整供給が開始されない場合は、あらためて契約者または発電契約者と当社との協議によって定められた接続供給または発電量調整供給の開始日から適用いたします。

26 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。

なお、高圧で受電する場合で契約受電電力が500キロワット以上のとき、高圧で供給する場合で19（接続送電サービス）(2)ロによって契約電力を定めるとき、または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は、当社が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず、毎月1日といたします。ただし、受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場合は、契約者または発電契約者と当社との協議によって、受電地点における検針日と供給地点における検針日を同一の日とすることがあります。

- (2) 発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3) 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

(4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえるものといたします。

イ 契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から、その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

(5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

(6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

27 料金の算定期間

(1) 送電サービス料金の算定期間は、次によります。

イ 前月の計量日（当社があらかじめ契約者にお知らせする電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ 定額接続送電サービスの料金または29（電力および電力量の算定）(22)

の場合の送電サービス料金の算定期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう計量日は、その供給地点の属する検針区域の計量日といたします。ただし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

- (2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、接続供給もしくは発電量調整供給を開始し、または接続供給契約もしくは発電量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間（ただし、特別の事情がある場合は、契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日までの期間といたします。）といたします。

28 計 量

- (1) 当社は、次の場合を除き、発電量調整受電電力量は、原則として、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、接続供給電力量、振替供給電力量および最大需要電力等は、原則として、供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。

イ 受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、30分ごとに、受電地点において計量された電力量を36（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。この場合、29（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ロ 供給地点が会社間連系点の場合で、当該振替供給に係る電力量を区分

して計量できないときには、36（託送供給等の実施）(2)トで定めたその30分の供給地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）を供給地点で計量された電力量とみなします。

- (2) 受電地点または供給地点ごとの計量の結果は、各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者にお知らせいたします。
- (3) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、計量器を取り付けないことがあります。

29 電力および電力量の算定

(1) 発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は、発電量調整供給の場合で、受電地点で計量された電力量の値を2倍した値とし、受電地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。

(2) 発電量調整受電電力量

発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備が、当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する発電設備であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備（以下「調整電源」といいます。）に該当する場合、受電地点ごとに、30分ごとに、受電地点で計量された電力量といたします。

ロ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合、30分ごとに、受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

(3) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は、(4)の発電量調整受電計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(4) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は、次のとおりといたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合、受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値

で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合、受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

(5) 接続受電電力

接続受電電力は、接続供給の場合で、(6)の接続受電電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(6) 接続受電電力量

接続受電電力量は、30分ごとの(16)の接続対象計画電力量といたします。

(7) 振替受電電力

振替受電電力は、振替供給の場合で、(8)の振替受電電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(8) 振替受電電力量

振替受電電力量は、36（託送供給等の実施）(2)トで定めたその30分の受電地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）といたします。

(9) 接続供給電力

接続供給電力は、(10)の接続供給電力量の値を2倍した値とし、供給地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。

(10) 接続供給電力量

接続供給電力量は、供給地点ごとに、30分ごとに、供給地点で計量された電力量といたします。ただし、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスに係る接続供給電力量は、供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

また、料金の算定期間の接続供給電力量は、30分ごとの接続供給電力量

を、供給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお、時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、19（接続送電サービス）(3) イ(ハ)および(ヘ)の場合におけるその1月の夜間時間帯の接続供給電力量は、その1月の接続供給電力量からその1月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。

(11) 振替供給電力

振替供給電力は、(12)の振替供給電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(12) 振替供給電力量

振替供給電力量は、30分ごとに、供給地点で計量された電力量といたします。

(13) 接続対象電力

接続対象電力は、(14)の接続対象電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(14) 接続対象電力量

接続対象電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率 (30 [損失率] に定める損失率といたします。)}}$$

(15) 接続対象計画電力

接続対象計画電力は、(16)の接続対象計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(16) 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

(17) 発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は、発電バランスンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合で、(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、調整電源の故障等が発生した場合を除き、(2)イにかかわらず、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$$

ロ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合で、(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して給電指令時補給を行なった場合は、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、(2)ロにかかわらず、当該発電設備の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランスンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(18) 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は、発電バランスンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合で、(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、調整電源の故障等が発生した場合を除き、(2)イにかかわらず、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

ロ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合で、(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して給電指令時補給を行なった場合は、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、(2)ロにかかわらず、当該発電設備の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランスンググループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は、(17)ロによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

(19) 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備の使用に係る調整を行なった場合は、(10)にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

(20) 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備の使用に係る調整を行なった場合は、(10)にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

(21) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は、別表7（電力量の協定）を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めま
す。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量と
いたします。

- (22) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は、別表7（電力量の協定）を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。
- (23) 26（検針日）(2)または(4)の場合で、検針を行なわなかったときの電力量または最大需要電力等は、別表7（電力量の協定）を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。
- (24) 15（供給および契約の単位）(1)において、1 需要場所または1 発電場所につき、複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で、特別の事情があるときは、その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量の算定は、計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。
- (25) その他、電力量の算定を行なうために必要な事項については、あらかじめ契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。
- (26) 計量器の故障等により電力量または最大需要電力等を正しく計量できない場合には、電力量または最大需要電力等は、別表7（電力量の協定）を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。ただし、その1月の電力量の合計が計量できている場合で、30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは、30分ごとの電力量は、原則として、別表7（電力量の協定）(3)を基準として定め、定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。

30 損 失 率

この約款で用いる損失率は、次のとおりといたします。

低圧で供給する場合	7.1パーセント
高圧で供給する場合	4.2パーセント
特別高圧で供給する場合	2.9パーセント

31 料 金 の 算 定

- (1) 送電サービス料金, 発電量調整受電計画差対応補給電力料金, 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金, 接続対象計画差対応補給電力料金, 接続対象計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 接続供給もしくは発電量調整供給を開始し、または接続供給契約もしくは発電量調整供給契約が消滅した場合

ロ 契約者が供給地点を新たに設定し、供給地点への接続供給を再開し、もしくは停止し、または供給地点を消滅させる場合

ハ 接続送電サービスの種別、臨時接続送電サービスの種別、予備送電サービスの種別、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力、予備送電サービス契約電力、ピークシフト電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ニ 27 (料金の算定期間) (1)イの場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

- (2) 当社は、(1)ロ、ハまたはニの場合は、基本料金、定額接続送電サービスの料金、予備送電サービス料金およびピークシフト割引額について、次の式により日割計算をいたします。

イ 基本料金、定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金

を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

ただし、(1)ニに該当する場合は、

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ ピークシフト割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

ただし、(1)ニに該当する場合は、

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (3) (1)ロの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、(1)ハの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (4) 契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう計量期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 供給地点を新たに設定した場合

供給地点を新たに設定した日の直前のその供給地点の属する検針区域の計量日から、その供給地点を新たに設定した直後の計量日の前日までの日数といたします。

ロ 供給地点を消滅させる場合

消滅日の直前の計量日から、当社が次回の計量日として契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (5) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合または29（電力および電力量

の算定) (22)の場合は、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう計量期間の日数は、(4)に準ずるものといたします。この場合、(4)にいう計量日は、その供給地点の属する検針区域の計量日とし、当社が次回の計量日として契約者にあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の計量日といたします。

- (6) 契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 供給地点を新たに設定した場合

その供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点を新たに設定した日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 供給地点を消滅させる場合

その供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (7) 高圧または特別高圧で供給する場合で、力率に変更があるときは、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、(2)イにより日割計算をいたします。

ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

- (8) 供給地点への接続供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(2)イおよびロの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給を停止した日を含み、接続供給を再開した日は含みません。また、停止日に接続供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

32 支払義務の発生および支払期日

- (1) 日程等別料金の支払義務は、18（料金）(1)ロに定める料金算定日に発生いたします。
- (2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，料金の算定期間の翌々月1日に発生いたします。ただし，26（検針日）(5)の場合で，料金の算定期間の翌々月1日以降に実際に検針を行なった場合，または29（電力および電力量の算定）(26)の場合で，料金の算定期間の翌々月1日以降に電力量を協議によって定めた場合は，その日といたします。
- (3) (1)の日程等別料金または(2)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。
 - イ 53（解約等）(1)により解約となった場合
 - ロ 契約者または発電契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - ハ 契約者または発電契約者が破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
 - ニ 契約者または発電契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - ホ 契約者または発電契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ヘ その他の理由で契約者または発電契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者または発電契約者に通知した場合

(4) 契約者または発電契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。

イ 契約者または発電契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については、契約者または発電契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、契約者または発電契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ 契約者または発電契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

(5) 当社は、(2)の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金または接続対象計画差対応余剰電力料金を、支払期日までにお支払いいたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

33 料金その他の支払方法

(1) 契約者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ 契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。

ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当

たりの割合といたします。)の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

ニ 契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(2) 発電契約者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ 発電契約者の料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、発電契約者の負担といたします。

ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を発電契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。

ニ 発電契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(3) 当社の料金の支払方法は、次によります。

イ 当社の料金については毎月、契約者または発電契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。

なお、支払いにともなう費用は、当社で負担いたします。

ロ 料金の支払いは、当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。

ハ 当社が料金を支払期日までに支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)の延滞利息を契約者または発電契約者にお支払いいたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

34 保 証 金

(1) 契約者の場合は、次によります。

イ 当社は、料金の支払いの延滞があった契約者、または新たに接続供給を開始し、もしくは契約電力等を増加される契約者から、接続供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。

ハ 当社は、接続供給契約もしくは振替供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

ニ 当社は、保証金について利息を付しません。

ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

(2) 発電契約者の場合は、次によります。

- イ 当社は、料金の支払いの延滞があった発電契約者、または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から、発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
- ロ 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
- ハ 当社は、発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。
- ニ 当社は、保証金について利息を付しません。
- ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

35 連 帯 責 任

1 接続供給契約において契約者が複数となる場合は、接続供給契約の履行に関し、複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。

V 供 給

36 託送供給等の実施

(1) 接続供給の場合

イ 電力量については、次のとおりにさせていただきます。

(イ) 契約者は、別表 8（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにさせていただきます。

(ロ) 契約者は、別表 8（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものとし、）が30分ごとに別表 8（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにさせていただきます。

ロ 契約者は、接続供給の実施に先立ち、需要計画、調達計画、販売計画および連系線利用計画（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、契約者が通知した需要計画、調達計画、販売計画または連系線利用計画が不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ 原則として、需要計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表 8（需要計画・調達計画・販売計画）、連系線利用計画の通知の期限および通知の内容は別表 9（連系線利用計画）のとおりといたします。

ニ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ホ 契約者がロまたはニで通知した計画を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

なお、契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電契約者について、別表9（連系線利用計画）に定める当日計画を変更するときに限り、発電契約者または発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ契約者、発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

へ 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ト 当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で供給する場合を除き、契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、37（給電指令の実施等）および74（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、需要者と別途申合書を作成いたします。

(2) 振替供給の場合

イ 契約者は、振替供給の実施に先だち、連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

この場合、当社は、契約者が通知した連系線利用計画が不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ロ 原則として、連系線利用計画の通知の期限および通知の内容は別表9（連系線利用計画）のとおりといたします。

ハ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてロに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ニ 契約者がイまたはハで通知した計画を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ホ 契約者がイ、ハまたはニにより当社に通知した連系線利用計画の値が、それ以前に当社に通知した連系線利用計画の値を上回る場合は、会社間

連系点等の状況に応じて当該計画を変更していただく場合があります。

へ 当社は、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ト 別表9（連系線利用計画）に定める翌日計画の通知およびへにもとづき、当社は、30分ごとの振替受電電力量および振替供給電力量を決定し、原則として振替供給実施日の前日の午後5時までに契約者に通知（この振替受電電力量および振替供給電力量を「通告電力量」といいます。）いたします。

チ 契約者または当社が、それぞれ予測しがたい事由により通告電力量を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、相手方に通知し、協議によってこれを行なうことができるものといたします。ただし、この場合、さかのぼって通告電力量を変更することはできません。

なお、契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電契約者について、発電契約者または発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ契約者、発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

リ 会社間連系点等の託送可能量が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量の一定割合を下回る場合において、契約者が連系線利用計画の値を減少することにもない、当該会社間連系点等の託送可能量が増加するときには、当社は変更賦課金を申し受けることがあります。この場合の取扱いについては、別に定める変更賦課金要綱によります。

ヌ 当社は、系統運用上の制約その他によって、契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

(3) 発電量調整供給の場合

イ 電力量については、次のとおりにしていただきます。

(イ) 発電契約者は、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める

翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

- (ロ) 発電契約者は、発電量調整受電電力量を、30分ごとに別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。
- ロ 発電契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、発電計画、調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、発電契約者が通知した発電計画、調達計画または販売計画が不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。
- ハ 原則として、発電計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表10（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。
- ニ 発電契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。
- ホ 当社は、供給設備の状況その他によって、発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。
- ヘ 発電契約者は、受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は、発電者と協議のうえ、ロの発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。
- ト 発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはへで通知した順位を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

なお、発電契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り、発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、

当社は、あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

チ 当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で受電する場合を除き、発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合、発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、37（給電指令の実施等）および74（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、発電者と別途申合書を作成いたします。

(4) 接続供給の場合で、契約者が振替供給契約によらず、受給契約等にもとづき連系線の利用を希望するときまたは発電量調整供給の場合で、発電契約者が受給契約等にもとづき連系線の利用を希望するとき。

イ 契約者または発電契約者は、電力受給の実施に先だち、連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、契約者または発電契約者が通知した連系線利用計画が不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ロ 原則として、連系線利用計画の通知の期限および通知の内容は別表9（連系線利用計画）に準ずるものといたします。

ハ 契約者または発電契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてロに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ニ 契約者または発電契約者がイもしくはハで通知した計画を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ホ 契約者または発電契約者がイ、ハまたはニにより当社に通知した連系線利用計画の値が、それ以前に当社に通知した連系線利用計画の値を上回る場合は、会社間連系点等の状況に応じて当該計画を変更していただく場合があります。

へ 当社は、供給設備の状況その他によって、契約者または発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ト 会社間連系点等の託送可能量が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量の一定割合を下回る場合において、契約者または発電契約者が連系線利用計画の値を減少することにもない、当該会社間連系点等の託送可能量が増加するときには、当社は変更賦課金を申し受けることがあります。この場合の取扱いについては、別に定める変更賦課金要綱によります。

37 給電指令の実施等

(1) 当社は、系統運用上の制約その他によって必要な場合には、36（託送供給等の実施）(3)ホにかかわらず、発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。

(2) 当社は、低圧で受電または供給する場合を除き、次の場合には、契約者、発電契約者、発電者または需要者に給電指令を行ない、発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし、緊急やむをえない場合は、当社は、給電指令を行なうことなく、発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

イ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ 当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合

ニ 振替供給の場合で、当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ、または支障が生ずるおそれがあるとき。

ホ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

- (3) 当社は、低圧で受電または供給する場合で、(2)イ、ロまたはホのときには、発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

なお、この場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

- (4) 当社は、接続供給において、受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにもなう場合に限ります。）は、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該振替供給等の中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

- (5) 当社は、発電量調整供給において、(2)イ、ロまたはホの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電を制限し、または中止したときは、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該発電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし、発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合（当該発電設備に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

- (6) 当社は、発電量調整供給において、(2)ハの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電を制限し、または中止したときは、当該発電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電

気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし、発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合（当該発電設備に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

- (7) 当社は、(2)イ、ロ、ハ、ホまたは(3)によって、需要者の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由による場合は、その部分については割引いたしません。

イ 低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき

(イ) 割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし、その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、31（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合

(イ) 割引の対象

当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし、31（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し，または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は，1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，1時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。

なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。

(算式)

a 接続供給電力を制限した場合

$$H' = H \times (D - d) / D$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

D = 当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力

d = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値

b 接続供給電力量を制限した場合

$$H' = H \times (A - B) / A$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量

B = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量

c 接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間について

ては、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

- (8) (7)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。

なお、契約者と当社との協議が整った場合は、需要者に3日前までにお知らせしたことをもって契約者に3日前までにお知らせしたものとみなします。

- (9) 予備送電サービスの使用を制限し、または中止した場合には、(7)および(8)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

38 適正契約の保持等

- (1) 当社は、契約者または発電契約者との接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約が使用状態または発電状態に比べて不相当と認められる場合には、その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。
- (2) 当社は、発電量調整受電電力が契約受電電力をこえる場合には、その契約受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。
- (3) 当社は、29（電力および電力量の算定）(19)もしくは(20)によって算定された値が著しく大きい場合、29（電力および電力量の算定）(17)イもしくは(18)イによって算定された値が著しく大きい場合または29（電力および電力量の算定）(17)ロもしくは(18)ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も、給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。）等、契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不相当と認められる場合または発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電状態が不相当と認められる場合には、使用状態または発電状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。

39 契約超過金

- (1) 契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に接続送電サービスもしくは臨時接続送電サービスの該当基本料金率または予備送電サービスの該当料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたもの（ただし，予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過電力とは，その1月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

- (2) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。

40 力率の保持

- (1) 低圧で供給する場合

イ 接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として，電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上，その他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。

ロ 進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表11（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

(2) 高圧または特別高圧で供給する場合

イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

ロ 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお、この場合の当該供給地点の1月の力率は、必要に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

41 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に、または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者または需要者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 74（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要、発電者もしくは需要者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 43（託送供給等の停止）、51（契約の廃止）または53（解約等）により

必要な処置

- (6) その他この約款によって、接続供給契約，振替供給契約および発電量調整供給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

42 託送供給等にもなう協力

- (1) 発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、託送供給契約については契約者の、発電量調整供給契約については発電契約者の負担で、必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、託送供給契約については契約者の、発電量調整供給契約については発電契約者の負担で、当社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

- イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

- (2) 発電者または需要者が発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

43 託送供給等の停止

- (1) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することが

あります。

イ 契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ 発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合

ハ 60（引込線の接続）に反して，当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合

(2) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，当社が契約者または発電契約者にその旨を警告しても改めない場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ 契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用，または電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で，変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 8（契約の要件）を欠くに至った場合

ヘ 41（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ト 42（託送供給等にもなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) 契約者または発電契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者または発電契約者にその改善を求めた場合で，38（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電状態への修正に応じていただけないときには，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

- イ 接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合
 - ロ 臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合
 - ハ 予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合
 - ニ 発電量調整受電電力が契約受電電力をこえる場合
 - ホ 接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕(3)イ(ニ)に定める電灯従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)イ(ト)に定める動力従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕(3)ロ(ハ)に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕(3)ハ(ハ)に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限りです。）
 - へ 振替供給電力が振替送電サービス契約電力を継続して下回る場合
- (4) 契約者，発電契約者，発電者または需要者がその他この約款に反した場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。
- (5) (1)から(4)によって当該託送供給または発電量調整供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。
- なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。
- また，停止のための適当な処置を行なう場合には，その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。

44 託送供給等の停止の解除

43（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で，契約者，発電契約者，発電者または需要者がその理由となった事

実を解消したときには、当社は、すみやかに当該託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

45 託送供給の停止期間中の料金

43（託送供給等の停止）によって接続供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を31（料金の算定）により日割計算をして、料金を算定いたします。

46 違 約 金

(1) 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として託送供給契約については契約者から、発電量調整供給契約については発電契約者から申し受けま

す。

イ 1（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ 43（託送供給等の停止）(2)ロ、ハまたはニの場合

(2) (1)の免れた金額は、この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

47 損害賠償の免責

(1) 11（託送供給等の開始）(2)によって託送供給または発電量調整供給の開始日を変更した場合、37（給電指令の実施等）によって発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、または発電者の発電設備に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者、発電契約者、発電者または需要者の受け

た損害について賠償の責めを負いません。

- (2) 43（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または53（解約等）によって接続供給契約，振替供給契約もしくは発電量調整供給契約を解約した場合には，当社は，契約者，発電契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 43（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または53（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が53（解約等）(1)ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には，当社は，契約者，発電契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当社に故意または過失がある場合を除き，当社は，契約者，発電契約者，発電者または需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

48 設備の賠償

契約者，発電契約者，発電者または需要者が故意または過失によって，発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に，発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

49 契約の変更

- (1) 接続供給契約，振替供給契約または発電量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約または発電量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約または発電量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。
- (2) 契約電力等の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は，次のとおりといたします。
 - イ 契約者は，あらかじめ契約電力等の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者が申し出た契約電力等の減少希望日に契約電力等を減少させるための適当な処置を行ないます。
 - ロ 契約電力等は，次の場合を除き，契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。
 - (イ) 当社が契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等が減少したものといたします。
 - (ロ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等を減少させるための処置ができない場合は，契約電力等を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。
- (3) 低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。
 - イ 需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だつて行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者から

の当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の2暦日前から起算して8営業日前の日の1暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の2暦日前から起算して1営業日前の日の1暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには、当社は、当該廃止申込みの承諾を取り消します。

また、廃止日は、当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。

ロ 需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は、あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし、開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の2暦日前から起算して8営業日前の日の1暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の2暦日前から起算して1営業日前の日の1暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには、当社は、当該開始申込みの承諾を取り消します。

ハ イおよびロにおける営業日は、当社が定めるものとし、契約者にお知らせいたします。

50 名義の変更

合併その他の原因によって、新たな契約者または発電契約者が、それまで託送供給または発電量調整供給を受けていた契約者または発電契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き託送供給または発電量調整供給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、新たな契約者または発電契約者は、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし、新たな契約者または発電契約者が、それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供する

ための接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約または当該発電量調整供給契約を希望される場合は、8（契約の要件）(1)チに定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り、名義変更の手続きによることができます。

51 契約の廃止

- (1) 契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとする場合または発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとする場合は、契約者または発電契約者は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社は、原則として、契約者または発電契約者から通知された廃止期日に、当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

- (2) 接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約は、53（解約等）および次の場合を除き、契約者または発電契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社が契約者または発電契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は、接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約は、託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

52 供給開始後の契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) 次の場合には、当社は、接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に、発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に、それぞれ精算していただきます。

なお、この場合は、受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。

イ 接続供給の場合

(イ) 低圧で供給する場合

- a 契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加されたことにもない新たに施設した供給設備について、71（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

- b 契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとする場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、減少される接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について、71（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比である分したものといたします。

- c 当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は、aおよびbにかかわらず精算いたしません。
- d 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は、a、bおよびcに準ずるものといたします。
- (ロ) 高圧または特別高圧で供給する場合
- a 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社は、契約者が接続送電サー

ビス契約電力を新たに設定し、または増加されたこととともない新たに施設した供給設備について、71（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

- b 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとする場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、71（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

- (ハ) 19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。）が、需要場所における受電設備等を新たに設定し、または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降1年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ、または19（接続送電サービス）(2)イ(イ) cにより接続送電サービス契約電力を減少しようとする場合は、(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)

または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは、需要場所における受電設備等を新たに設定することとし、接続送電サービス契約電力を増加するとは、需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし、接続送電サービス契約電力を減少するとは、19（接続送電サービス）(2)イ(イ) cにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

ロ 発電量調整供給の場合

(イ) 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(ロ) 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとする場合は、当社の供給設備のうち契約受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される契約電力等に見合う部分については、(1)にかかわらず精算いたしません。

なお、接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。

(3) 非常変災等やむをえない理由による場合は、(1)にかかわらず精算いたしません。

53 解 約 等

(1) 当社は、次の場合には、接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨を文書により契約者または発電契約者にお知らせいたします。

また、契約者または発電契約者が口に該当する場合は、その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。

イ 43（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ 契約者または発電契約者が次のいずれかに該当する場合

(イ) 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ロ) 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。）または発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ハ) この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(ニ) 変更賦課金要綱によって発生した債務を履行しない場合

ハ 契約者または発電契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者または発電契約者にその改善を求めた場合で，38（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電状態への修正に応じていただけないとき

(イ) 接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき

(ロ) 発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき

(ハ) 発電量調整受電電力が契約受電電力をこえる場合

(ニ) 振替供給電力が振替送電サービス契約電力を継続して下回る場合

(2) 需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかかな場合には，契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合、当社が当該需要場所に係る接続供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

54 契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は、接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 受電方法および供給方法ならびに工事

55 受電地点，供給地点および施設

(1) 受電地点

イ 電気の受電地点は，当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし，発電者の電気設備が当社の供給設備と電氣的に接続しない場合の受電地点は，会社間連系点といたします。

ロ 受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，発電契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

(イ) 山間地，離島にある発電場所等，当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の発電設備の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合

(ロ) 当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合

(ハ) 1建物内の2以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

(ニ) 57（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を受電する場合

(ホ) その他特別の事情がある場合

(2) 供給地点

イ 接続供給の場合

(イ) 供給地点は，当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。

(ロ) 供給地点は，需要場所内の地点とし，当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，契約者と当社との協議により，需要場所以外の地

点を供給地点とすることがあります。

- a 山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
 - b 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - c 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - d 57（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
 - e その他特別の事情がある場合
- ロ 振替供給の場合

供給地点は，会社間連系点といたします。

- (3) 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

なお，当社は，発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線，接続装置等の供給設備を施設する場合は，その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

- (4) 付帯設備（(3)により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

- (5) 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所

または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は、(1) または(2)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定められます。この場合、当該複数の発電場所または複数の需要場所につき、1受電地点または1供給地点といたします。

56 架空引込線

- (1) 当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、発電者または需要者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。
- (2) 引込線取付点は、当社の供給設備の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。
- (3) 受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。
- (4) 引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。
- (5) 当社は、原則として発電者または需要者の承諾をえて、次により、発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。
イ 当社は、発電者または需要者の補助支持物を使用して、他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支

持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。

また、受電地点または供給地点は、発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、発電者または需要者にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

57 地中引込線

(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ 発電者が発電場所内に施設する開閉器、断路器もしくは接続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器、断路器もしくは接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

(2) (1)により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、発電場所内または需要場所内の地中引込線

は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。

イ 発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

- (3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（ π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ 発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、65（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)、(4)または68（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。

58 接続引込線等

- (1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 発電場所または1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続をすることがあります。この場合、当社は、分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。

なお、発電者または需要者の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

- (2) 当社は、原則として発電者または需要者の承諾をえて、次により、発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ 当社は、発電者または需要者の引込口配線から分岐して、他の発電者または他の需要者への接続引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、受電地点または供給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、発電者または需要者にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

59 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1 建物内の2 以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには、当社は、原則として共同引込線による1 引込みで電気を受電または供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を受電または供給いた

します。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。

60 引込線の接続

当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。

61 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については、以下のとおりといたします。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

イ 接続供給電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、契約者の負担により、契約者で取り付けていただくことがあります。

ロ 発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、契約受電電力に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社で取り付けます。この場合、当社は66（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。

- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合、原則として屋外といたします。）とし、契約者または

発電契約者と当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、契約者または発電契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、契約者または発電契約者と当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、発電者または需要者から無償で提供していただきます。また、(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で使用できるものといたします。
- (5) 契約者または発電契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。
- (6) 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には、当社は、低圧で受電するときを除き、実費を発電契約者から申し受けます。

62 通信設備等の施設

- (1) 給電指令上必要な通信設備等は、当社の所有とし、工事費負担金として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。
- (2) 通信設備等の施設場所は、施設工事、検査および保守点検作業が容易な場所とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。
なお、通信設備等の施設場所については、発電者または需要者から無償で提供していただきます。
- (3) 契約者または発電契約者の希望によって、通信設備等の施設場所を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。

63 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合、受電地点への供給設備については65（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)または(4)の工事費負担金を、供給地点への供給設備については68（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を申し受けます。

イ 契約者または発電契約者がとくに希望され、かつ、当社の供給区域内の需要に対する電気の供給および他の発電者からの受電に支障がないと認められる場合

ロ 42（託送供給等にともなう協力）の場合

ハ 発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由、または発電場所、需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により、特定の契約者または発電契約者のみを使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

- (2) (1)の専用設備は、受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は、当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) (2)において、開閉所は、変電所とみなします。

(4) (1)および(2)において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(5) 当社は、供給設備を2以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限りま

す。

イ 2以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で、いずれの契約者または発電契約者も、当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される時。

ロ 契約者または発電契約者が、当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合

64 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所は需要者から無償で提供していただきます。
- (3) 契約者の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を契約者から申し受けます。

Ⅷ 工事費の負担

65 受電地点への供給設備の工事費負担金

(1) 受電側接続設備の工事費負担金

イ 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには、当社は、別表12（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ Ⅷ（工事費の負担）の各項において、受電側接続設備とは、当社が高圧または特別高圧で受電する場合において、受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は、基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、開閉所は、変電所とみなします。

(2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(i) 発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額
なお、この場合も、(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ロ) 63（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、63（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(ハ) 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。）を施設する場合は、その工事費のうち、当該供給設備の利用に見合う金額

ただし、発電設備からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

新増加契約受電電力1キロワットにつき

2,052円00銭

ロ 受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、63（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は、60（引込線の接続）、61（計量器等の取付け）または62（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ 42（託送供給等にもなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費

負担金として発電契約者から申し受けます。

- (4) 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で、低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は、(2)イ(イ)、(ロ)および(3)にかかわらず、その受電の用に供することによって必要となる工事費（(2)イ(ハ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(5) 工事費の算定

(1)、(2)、(3)および(4)の場合の工事費は、次により算定いたします。

イ 工事費は、発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費といたします。

- (イ) 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

- (ロ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

- (ハ) 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

- (ニ) 架空受電側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空受電側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

- (ホ) 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事

費に含みます。

(ハ) 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。

ロ 発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。

ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して受電する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(イ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ロ) 管路等を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

ニ 当社が特別高圧で受電する電気について、使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備とみなします。

ホ (2)イ(ハ)の場合、使用開始後3年以内の供給設備を利用するときは、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。）とみなします。

ヘ 低圧または高圧で受電する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、イまたはロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(6) 受電地点への供給設備の工事費負担金は、受電地点ごとに、発電量調整供給契約ごとに算定いたします。

ただし、2以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ 2以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合、または2以上

の発電契約者のうち1の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は、その代表の発電契約者による1申込みとみなして算定いたします。

ロ 2以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、発電契約者ごとに算定いたします。この場合、発電契約者ごとの共用部分の工事費は、原則として契約受電電力の比であん分した金額または電力広域的運営推進機関業務規程に定める電源接続案件募集プロセスにおける入札等によって算定された金額といたします。

66 受電用計量器等の工事費負担金

発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を変更される場合等で、これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置を取り付けるときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし、低圧で受電する場合で、受電の用に供することを主たる目的とするときには、その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

67 会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力もしくは振替送電サービス契約電力を増加される場合で、これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには、当社は、工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金の金額は、工事の内容、接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

68 供給地点への供給設備の工事費負担金

(1) 供給側接続設備の工事費負担金

イ 低圧または高圧で供給する場合

- (イ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルをこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。

区 分	単 位	金 額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,456円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長1メートルにつき	27,324円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

- (ロ) 2以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。
- a 2以上の契約者から共同して申込みがあった場合、または契約者から2以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は、(1)イ(イ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。
- b 2以上の契約者から同時に申込みがあった場合、または契約者から2以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。この場合、それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除して得た値にその供給地点に係って単独で使用

される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

(ハ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合の(イ)の超過こう長は、次により算定いたします。

a 地中供給側接続設備の超過こう長は、地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

b 架空供給側接続設備の超過こう長は、架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし、地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空供給側接続設備の超過こう長

$$= \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長} \right) \\ \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

ロ 特別高圧で供給する場合

(イ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）についてaにより算定される工事費がbの当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。

a 工 事 費

(a) 架空供給側接続設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新増加接続送電サービス 契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する 場合	572円40銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する 場合	194円40銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する 場合	97円20銭

なお、標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新増加接続送電サービス 契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する 場合	637円20銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する 場合	583円20銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する 場合	259円20銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

(c) スポットネットワーク方式で供給するために、当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は、(b)にかかわらず、別表13(スポットネットワーク方式の工事費の算式)により算定いたします。

なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

b 当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,400円00銭
--------------------------	-----------

(d) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合で、使用開始後3年以内の供給設備を利用して当

社が供給するときは、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

ハ 19 (接続送電サービス) (2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は、この(1)の工事費負担金の算定上、需要者の発電設備の検査、補修または事故(停電による停止等を含みます。)により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

ニ 次の言葉は、Ⅷ(工事費の負担)の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(イ) 供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点(送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。)から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。

(ロ) 供給地点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(ハ) 工事こう長

標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ホ 低圧で供給する場合、Ⅷ(工事費の負担)の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合といたします。

(イ) 電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの
場合の契約負荷設備の総容量

(ロ) 契約電力

(ハ) 契約電流

(ニ) 契約容量

なお、19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で、需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

へ 高圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める場合を含みます。）には、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。

(2) 供給地点への特別供給設備の工事費負担金

イ 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(イ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ロ) 63（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、63（専用供給設備）(2)によるものといたします。

- ロ 19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、63（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

- イ 契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は、60（引込線の接続）、61（計量器等の取付け）、62（通信設備等の施設）または64（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
- ロ 42（託送供給等にもなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(4) 工事費の算定

(2)および(3)の場合の工事費は、次により算定いたします。

- イ 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる当社の供給

設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

また，算定にあたっては，次のとおりといたします。

- (イ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。
- (ロ) 土地費は，工事費に含みません。ただし，架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は，その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
- (ハ) 架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
- (ニ) 残地補償費は，補償費と明らかに区分されている場合に限り，工事費に含みます。
- (ホ) 建設分担関連費は，電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り，工事費に含みます。
- (ヘ) 契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，71（臨時工事費）に準じて算定いたします。
- ロ 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。
- ハ 低圧または高圧で供給する場合で，(2)イ(イ)に該当し，かつ，その工事費を(1)イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イおよびロにかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工

工事費をいずれも(1)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

ニ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(イ) 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ロ) 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

ホ 当社が特別高圧で供給する電気について、使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、(1)ロ(イ) a に準じて算定いたします。

ヘ (2)ロの場合の工事費は、次のとおりといたします。

(イ) 高圧で供給する場合

(1)イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、イまたはロにかかわらず、その工事費を(1)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。

(ロ) 特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、イにかかわらず、(1)ロ(イ) a および(ロ)によって算定いたします。

なお、21(予備送電サービス)によって当社が供給する場合で、供給側接続設備(専用供給設備および予備供給設備を除きます。)と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、(1)

- ロ (イ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。
- ト 低圧または高圧で供給する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ (イ) の場合を除きます。）は、イまたはロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

69 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。
- (2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものいたします。

イ 68（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 設計変更等により、架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合
- (ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 65（受電地点への供給設備の工事費負担金）、66（受電用計量器等の工事費負担金）、67（会社間連系設備の工事費負担金）、68（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)（68〔供給地点への供給設備の工事費負担金〕(1)の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものいたします。）および68（供給地点への供給設備の工事費負担金）(3)にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 低圧または高圧で受電または供給する場合
- a 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合
- b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計

から払出しまでの期間が短いときを除きます。)

c その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ロ) 特別高圧で受電または供給する場合
原則としてすべての場合

(3) 当社は、工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお、当社が特別高圧で受電または供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で、その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、その差額をお返しいたします。

(4) 当社は、65（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)イ(ハ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお、当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で、その供給設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則としてその差額をお返しいたします。

(5) 当社は、契約者または発電契約者の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(6) 低圧または高圧で供給する場合、居住用の分譲地として整備された地域

等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべての供給地点について2以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり、かつ、一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される68（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書（72〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても、施設された供給設備に応じたものといたします。

70 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

- (1) 託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後、契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を契約者から申し受けます。

- (2) 発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後、発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を発電契約者から申

し受けます。ただし、発電契約者との間であらかじめ金額を定める場合は、供給設備の工事を行なう前であっても、原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を発電契約者から申し受けます。

71 臨時工事費

- (1) 20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、契約者から、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、低圧または高圧で供給する場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また、特別高圧で供給する場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間1月（1月未満は、1月といたします。）につきその価額の1パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、68（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 低圧または高圧で供給する場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、69（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

72 工事費等に関する契約書の作成

当社は、契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要と

する場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、契約書を作成いたします。

区 保 安

73 保安の責任

当社は、受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

74 保安等に対する発電者および需要者の協力

- (1) 次の場合には、発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ 発電者または需要者が、引込線、計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ 発電者または需要者が、発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) 発電者または需要者が、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適切な処置をいたします。
- (3) 発電者または需要者が、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当社は、必要に応じて、託送供給または発電量調整供給の開始に先だち、接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、発電者および需要者と協議を行ないます。

75 調 査

- (1) 当社は、法令で定めるところにより、需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、需要者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点検

- (3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、需要者にお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

76 調査等の委託

- (1) 当社は、75（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。
- (2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、需要者にお知らせいたします。

77 調査に対する需要者の協力

- (1) 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、75（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

78 検査または工事の受託

- (1) 低圧で供給する場合、契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。
- (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。
- (3) 低圧で供給する場合、契約者または需要者は、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

79 自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 75（調査）
- (2) 76（調査等の委託）
- (3) 77（調査に対する需要者の協力）
- (4) 78（検査または工事の受託）

附 則

附 則

1 実 施 期 日

この約款は、平成28年4月1日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

3 受電電気方式、供給電気方式、受電電圧および供給電圧についての特別措置

受電電気方式、供給電気方式、受電電圧および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルト、10,000ボルトまたは30,000ボルトで託送供給等を行なうことがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、3,000ボルトで託送供給等を行なうときには高圧で託送供給等を行なう場合に、また、10,000ボルトまたは30,000ボルトで託送供給等を行なうときには標準電圧20,000ボルトで託送供給等を行なう場合に準ずるものといたします。

4 発電場所および需要場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 14（発電場所および需要場所）(1)に定める1構内、14（発電場所および需要場所）(1)イに定める1建物または14（発電場所および需要場所）(2)に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所等」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）

の契約者または発電契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、14（発電場所および需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所等につき、ロ（イ）または（ロ）それぞれ1特例区域等に限り、1発電場所または1需要場所といたします。ただし、電気事業法施行規則附則第17条第2項に定める2のサービスエリア等からなる原需要場所等において、当該それぞれのサービスエリア等に特例区域等がある場合で、ロ（イ）に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等の契約者または発電契約者から、急速充電設備等を新たに使用する（この特別措置の適用の申出の際現にこの特別措置の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなします。）際に、この特別措置の適用の申出があり、かつ、各特例区域等が次のいずれにも該当するときは、急速充電設備等について、14（発電場所および需要場所）にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等につき、それぞれ1特例区域等に限り、1発電場所または1需要場所といたします。

- (イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ（ロ）に定める特例設備の場合は、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。においてロ（ロ）に定める特例設備以外の負荷設備があること。
- (ロ) 次の事項について、非特例区域等の発電者または需要者の承諾をえていること。
 - a 非特例区域等について、14（発電場所および需要場所）に準じて発電場所または需要場所を定めること。
 - b 当社が特例区域等における業務を実施するため、41（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

- (ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
- (ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、41（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

イ 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには、当社は、65（受電地点への供給設備の工事費負担金）(1)、(2)または(4)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、65（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)の場合に準ずるものといたします。

ロ 特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、当社は、68（供給地

点への供給設備の工事費負担金) (1)または(2)にかかわらず, その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお, VIII (工事費の負担) の適用については, 68 (供給地点への供給設備の工事費負担金) (2)の場合に準ずるものといたします。

5 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で, あらかじめ契約者から申出がある場合は, 料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

(1) 適用範囲

イ 揚水発電設備または蓄電池 (以下「揚水発電設備等」といいます。) が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が, 当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。

ロ イの接続供給に係る電気と, それ以外の電気 (揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電された電気等をいいます。) とを, 物理的に区分する等, 何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており, (イ)および(ロ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし, 技術上, 経済上, やむをえない場合等特別の事情がある場合は, (イ)および(ロ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。

(イ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力 (キロワット), 最大電流 (アンペア) または最大容量 (キロボルトアンペア) (以下「揚水最大電力等」といいます。) およびそれ以外の電気の最大電力, 最大電流または最大容量 (以下「その他最大電力等」といいます。)

(ロ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量 (以下「揚水等接続供給電力量」といいます。) およびそれ以外の電気の電力量 (以下「その他接続供給電力量」といいます。)

ハ イおよびロにおける揚水発電設備等については, あらかじめ定められ

た順序または手続き等に従って揚水または蓄電および発電を制御することが可能なものであること。

(2) 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、あらかじめ1年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め、19（接続送電サービス）(3)イ(ロ) c, (ハ) c, (ニ) c, (ホ) c, (ヘ) c, (ト) c, ロ(イ) c, (ロ) c, (ハ) c, ハ(イ) c, (ロ) c もしくは(ハ) c, または、20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ロ) c, (ニ) c, ロ(ハ) もしくはハ(ハ)の適用にあたっては、接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上、イ(イ)または(ロ)により、接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお、高圧または特別高圧で供給する場合で、1年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は、19（接続送電サービス）(4)ロにかかわらず、ロといたします。

イ 接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

(イ) 接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は、次のとおりといたします。ただし、接続供給課金対象電力の算定上、10アンペアを1キロワットと、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

$$\begin{aligned} \text{接続供給課金対象電力} &= \text{揚水最大電力等} \times \text{揚水等損失率} \\ &+ \text{その他最大電力等} \end{aligned}$$

(ロ) 接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は、次のとおりといたします。

$$\begin{aligned} \text{接続供給課金対象電力量} &= \text{揚水等接続供給電力量} \times \text{揚水等損失率} \\ &+ \text{その他接続供給電力量} \end{aligned}$$

ロ 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）、揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ その他

(イ) 19（接続送電サービス）(3)イ(イ) a に該当する場合は、19（接続送電サービス）(3)イ(ロ) a，(ハ) a または(ニ) a にかかわらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。

(ロ) 20（臨時接続送電サービス）(3)イ(イ) a に該当する場合は、20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ロ) a にかかわらず、電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。

(ハ) 20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ハ) a に該当する場合は、20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ニ) a にかかわらず、動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

(3) 電力および電力量の算定

当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に

接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、接続対象計画電力量、接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は、29（電力および電力量の算定）(16)、(19)および(20)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお、当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、契約者は、別途、当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は、29（電力および電力量の算定）(10)にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\begin{aligned} \text{接続対象計画差対応補給電力量} &= \text{接続対象電力量} \\ &\quad - \text{接続対象計画電力量} \end{aligned}$$

ハ 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は、29（電力および電力量の算定）(10)にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\text{接続対象計画差対応余剰電力量} = \text{接続対象計画電力量} \\ - \text{接続対象電力量}$$

(4) 計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については、61（計量器等の取付け）によるものといたします。また、これに加え、(1)イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電された電気等をいいます。）とを、(1)ロによって区分する場合には、区分するために必要な計量器およびその付属装置は、原則として、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。

(5) 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続供給電力量および最大需要電力等は、28（計量）および附則8（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず、供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合、接続供給電力量および最大需要電力等は、計量された接続供給電力量および最大需要電力等を、供給電圧と同位にするために、あらかじめ契約者と当社との

協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。

6 発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕

- (1) 契約者が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第4条第1項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）を締結している場合（附則12〔契約の要件等についての特別措置〕の適用を受ける場合を除きます。）は、原則として、契約者との間で発電量調整供給契約を締結し、特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググループ」といいます。）を設定していただきます。

この場合、同一の発電バランシンググループにおいて、適用を受ける回避可能費用単価（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める回避可能費用単価をいいます。）が卸電力取引所が公表する額となる再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第2条第3項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。）とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。

- (2) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限り、）の申込みに先立ち、契約者は、受電地点特定番号を明らかにして、申込書（当社所定の様式によります。）により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。
- (3) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され、当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは、当社は、49（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。
- (4) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が希望されるときは、契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バ

ランシンググループにおける特定契約が平成28年4月1日以降に締結され、かつ、再生可能エネルギー特別措置法第2条第4項第5号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備（以下「バイオマス発電設備」といいます。）であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第6条第3号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

この場合、適用されるインバランスリスク単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは、同一の特例発電バラncingグループに含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バラncingグループを設定していただきます。

また、この場合、同一の受電地点が、発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる特例発電バラncingグループに属することはできないものといたします。

イ 8（契約の要件）(2)イは、適用いたしません。

ロ 発電量調整供給に係る料金は、18（料金）(2)にかかわらず、18（料金）(2)に定める料金およびホにより算定されるインバランスリスク料といたします。

ハ 特例発電バラncingグループに係る発電量調整供給の料金単価は、22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず、託送供給等約款料金算定省令第28条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

この場合、22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず、発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、特例発電バラncingグループに係る発電量調整供給およびその他の発電バラncingグループに係る発電量調整供給について、それぞれ22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし、発電

量調整受電計画差対応余剰電力料金は、特例発電バランスンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランスンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(㊦)に準じて算定したものの合計といたします。

ニ 特例発電バランスンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は、24（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず、託送供給等約款料金算定省令第28条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

この場合、24（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず、給電指令時補給電力料金は、特例発電バランスンググループに係る補給およびその他の発電バランスンググループに係る補給について、それぞれ24（給電指令時補給電力）(2)ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ インバランスリスク料は、特例発電バランスンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ヘ インバランスリスク料について必要となるその他の事項については、発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

- (イ) 27（料金の算定期間）
- (㊦) 31（料金の算定）
- (ハ) 32（支払義務の発生および支払期日）
- (ニ) 33（料金その他の支払方法）
- (ホ) 34（保証金）
- (ヘ) 46（違約金）
- (ト) 53（解約等）

ト 当社は、30分ごとの特定契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。

なお、契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、当該発電量調整受

電計画電力量にもとづき発電計画を所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて通知していただきます。

また、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要な事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ トで定めた計画を変更する必要がある場合には、すみやかに当社に通知していただきます。

リ この料金その他の供給条件の適用を開始した後1年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また、この料金その他の供給条件の適用を終了した後1年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

- (5) 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から特定契約に係る電気を受電する場合、当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。

イ 特例発電バランスンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に、当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいい、特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

ロ 契約者は、当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランスンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、イの電力量の仕訳に係る順位を、36（託送供給等の実施）(3)へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ イのバイオマス比率は、算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

ニ 特例発電バランスンググループと同一計量する発電バランスンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例

発電バランスグループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき、本則に準じて算定いたします。

- (6) その他の事項については、発電契約者の場合に準ずるものといたします。

7 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置

- (1) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価、接続対象計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については、22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)、23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)、24（給電指令時補給電力）(1)ニまたは(2)ニにかかわらず、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	43円73銭
------------	--------

- (2) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価または接続対象計画差対応余剰電力料金単価については、22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)または23（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)にかかわらず、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	16円79銭
------------	--------

8 受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

発電量調整受電電力量、接続供給電力量および最大需要電力等は、28（計量）にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、発電量調整受電電力量、接続供給電力量および最大需要電力等は、計量された発電量調整受電電力量、接続供給電力量および最大需要電力等を、受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

9 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- (1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については、次のとおりといたします。

イ 料金の算定期間

送電サービス料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、本則によるものといたします。以下「検針期間等」といいます。）といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）といたします。

ロ 料金の算定

- (イ) 送電サービス料金は、31（料金の算定）(1)ロもしくはハの場合またはイの場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るときを除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- (ロ) 当社は、31（料金の算定）(1)ロもしくはハの場合またはイの場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、もしくは下回るときは、基本料金、予備送電サービス料金およびピークシフト割引額について、次の式により日割計算をいたします。
- a 基本料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

ただし、イの場合で検針期間等の日数とその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るときは、

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

b ピークシフト割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

ただし、イの場合で検針期間等の日数とその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るときは、

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (ハ) 契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の(ロ) a および b にいう検針期間等の日数は、31 (料金の算定) (4) イまたはロに準ずるものといたします。この場合、31 (料金の算定) (4) イまたはロにいう計量期間の日数は、検針期間等の日数といたします。
- (2) 低圧で供給する場合で、記録型計量器以外の計量器で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については、次のとおりといたします。

イ 移行期間における30分ごとの接続供給電力量

その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの接続供給電力量は、移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接

続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ 移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量

ハ、19（接続送電サービス）(2)イ(ロ)，(ハ)または20（臨時接続送電サービス）(2)イによって、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で、移行期間において、接続送電サービスの種別、臨時接続送電サービスの種別、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における接続供給電力量を、料金の変更があった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

この場合、移行期間における料金の変更があった日の前後の接続供給電力量を、イに準じて、30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

ハ 接続送電サービス契約電力

契約者が19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は、当分の間、19（接続送電サービス）(2)イ(イ)にかかわらず、供給地点ごとに、負荷設備の容量等を基準として、契約者と当社との協議によって定めることがあります。

- (3) 発電量調整供給の場合で、当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は、当分の間、発電契約者と当社との協議によって定めます。

10 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合の特別措置

- (1) 1 発電場所において、調整電源に該当する発電設備が複数存在する場合で、当該複数の調整電源のうち、一部の調整電源の故障等が発生したときは、29（電力および電力量の算定）(17)イおよび(18)イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、29（電力および電力量の算定）(2)イにかかわらず、発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を、当該受電地点におけるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。
- (2) 1 発電場所において、調整電源に該当する発電設備と調整電源に該当しない発電設備が混在する場合は、調整電源に該当する発電設備と調整電源に該当しない発電設備を異なる発電バランスンググループに設定していただきます。また、当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は、発電契約者と当社との協議によって発電バランスンググループごとに定めます。この場合、29（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、協議により定めた値を、当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。

11 損害賠償の免責についての特別措置 [再生可能エネルギー発電設備]

発電者が再生可能エネルギー特別措置法第3条第2項に定める特定供給者に該当する場合で、37（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し、または中止したことにより、発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第6条第3号トにおいて特定供給者が補償を求めることができると思われる場合の損害に限ります。）を受けたときは、47（損害賠償の免責）

(1)にかかわらず、発電契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第6条第3号トに定める額を限度として、補償するものとしたします。

なお、当社は、同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について、賠償の責めを負いません。

12 契約の要件等についての特別措置

この約款実施の際現に東京電力株式会社の託送供給約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕（平成25年12月26日届出。以下「旧託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕」といいます。）または託送供給約款〔特定電気事業用〕（平成25年12月26日届出。以下「旧託送約款〔特定電気事業用〕」といいます。）にもとづいて東京電力株式会社と接続供給契約を締結している契約者からこの約款実施に先だつてこの特別措置の適用の申し出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりとしたします。

(1) 定 義

発電場所とは、3（定義）(9)にかかわらず、発電者が、託送供給または発電量調整供給に係る電気を発電する場所をいいます。

(2) 代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き、1 接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合、4（代表契約者の選任）にかかわらず、この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を、代表契約者としてあらかじめ選任していただき、かつ、契約者が行なう、当社との手続きおよび協議、需要者の需要の変動に応じた発電の調整、ならびにこの約款に定める金銭債務（代表契約者に属するものとしたします。ただし、代表契約者と当社との協議が整った場合は、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金等に係る金銭債務については、当該金銭債務に係る供給地点に

において電気の供給を受ける契約者に属するものとすることができます。)の支払い等は、代表契約者を通じて行なっていただきます。また、当社は、契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないません。ただし、当社は、必要に応じて、代表契約者以外の契約者と、協議等をさせていただきますことがあります。

(3) 契約の要件

契約者が接続供給契約を希望される場合は、8（契約の要件）(1)にかかわらず、次の要件を満たしていただきます。

イ 契約者が需要者の需要の変動に応じた電気の供給が可能であること。

ロ 発電者および需要者が電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたが、かつ、別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ハ 高圧または特別高圧で受電または供給する場合は、契約者、発電者および需要者が当社からの給電指令にしがたうこと。

ニ 契約者が、発電者および需要者にこの約款における発電者および需要者に関する事項を遵守させ、かつ、発電者および需要者がそれぞれこの約款における発電者および需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ホ 需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は、契約者が、当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

ヘ 契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約を希望される場合は、次の要件を満たすこと。

(イ) 契約者と同一の者である発電者の発電設備が電気事業法第2条第1項第5号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。

(ロ) 契約者と同一の者でない発電者の発電に係る電気も供給する場合は、当該発電者の発電設備が契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの

経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。

- (ハ) 需要者が契約者と同一の者、または契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。

(4) 受電側接続検討の申込み

イ 契約者は、接続供給契約の申込みに先だち、9（検討および契約の申込み）(1)ロにかかわらず、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。

- (イ) 契約者の名称
- (ロ) 代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限りです。）
- (ハ) 発電者の名称、発電場所（受電地点特定番号を含みます。）および受電地点
- (ニ) 当該接続供給に必要な当社以外の一般送配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
- (ホ) 発電設備の発電方式、発電出力および系統安定上必要な仕様
- (ヘ) 接続受電電力の最大値および最小値
- (ト) 受電地点における受電電圧
- (チ) 発電場所における負荷設備および受電設備
- (リ) 接続供給の開始希望日

なお、受電地点が会社間連系点の場合には、(ハ)、(ホ)、(ト)および(チ)の事項については、省略することができます。

ロ 検討期間および調査料

- (イ) 当社は、原則として受電側接続検討の申込みから3月以内に検討結果をお知らせいたします。
- (ロ) 当社は、1受電地点1検討につき21万6千円を調査料として、受電側接続検討の申込み時に契約者から申し受けます。ただし、検討を要しない場合または受電地点が会社間連系点の場合には、調査料を申し受けません。

(5) 契約の申込み

契約者は、9（検討および契約の申込み）(3)にかかわらず、(4)イの事項および次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、接続供給契約の申込みをしていただきます。この場合、(3)ニおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する発電者および需要者の契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし、契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において、発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合、または、契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において、需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を、当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で、当社が当該承諾書の提出を不要と判断するときは、当該承諾書の提出を省略することができるものといたします。

また、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約を希望される場合は、(3)へに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

- イ 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点
- ロ 供給地点における供給電気方式および供給電圧
- ハ 需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備
- ニ 契約電力，契約電流または契約容量
- ホ 契約受電電力
- ヘ 希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別
- ト 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値
- チ 電気の調達先となる契約者または発電契約者の名称および調達量の計画値
- リ 連絡体制

又 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には、契約使用期間

なお、受電地点が会社間連系点となる場合には、(17)ロに準じて連系線等利用計画を当社所定の様式により当社に提出していただきます。また、契約者が、振替供給契約によらず受給契約等にもとづき連系線の利用を希望する場合には、(17)ハに準じて連系線等利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していただきます。

また、負荷設備、契約電力、契約電流または契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、契約者から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

(6) 当日等の利用分および翌日等の利用分の申込み

当社は、9（検討および契約の申込み）(4)にかかわらず、接続供給契約（受電地点に係る事項に限ります。）または振替供給契約について、小売電気事業または特定送配電事業の用に供する電気に係る当日等の利用分および翌日等の利用分に限り、(5)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また、当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合、当該申込み方法による申込みに係る接続供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、基本契約の契約期間は、契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。

(7) 電気方式、電圧および周波数

受電電圧は、13（電気方式、電圧および周波数）(3)にかかわらず、会

社間連系点を受電地点とする場合を除き，原則として，受電地点（1建物内の2以上の発電場所から共同引込線による1引込みで電気を受電する場合の受電地点は，発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力（発電場所における発電設備，受電設備および負荷設備等を基準として，契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。）に応じて，次のとおりといたします。

契 約 受 電 電 力	50キロワット未満	標準電圧 100ボルト または200ボルト
	50キロワット以上 2,000キロワット未満	標準電圧 6,000ボルト
	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧 20,000ボルト
	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧 60,000ボルト
	50,000キロワット以上	標準電圧 140,000ボルト

(8) 供給および契約の単位

イ 当社は，15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず，次の場合を除き，1発電場所または1需要場所について1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用し，1電気方式，1引込みおよび1計量をもって託送供給を行ないます。

(i) 1需要場所につき，次の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の臨時接続送電サービスとこれ以外の1接続送電サービス（(ロ)の場合は，2接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合

a 電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス

b 動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス

(ロ) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の2接続送電サービスをあわせて契約する場合

a 電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時

間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの

1 接続送電サービス

b 動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの1 接続送電サービス

(ハ) 共同引込線による引込みで託送供給を行なう場合

(ニ) 予備送電サービスをあわせて契約する場合

(ホ) その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

ロ 接続供給の場合，当社は，15（供給および契約の単位）(2)にかかわらず，あらかじめ定めた発電場所および需要場所について，1 接続供給契約を結びます。この場合，それぞれの需要場所は原則として1 接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，1 契約者に対して1 接続供給契約を結びます。また，低圧の受電地点に係る発電場所は，1 接続供給契約に属するものとしたします。

なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を1供給地点とみなすことがあります。

(9) 料 金

イ 料金は，18（料金）にかかわらず，18（料金）(1)ロによって算定された日程等別料金，(10)によって算定された負荷変動対応補給電力料金および負荷変動対応余剰電力料金ならびに(11)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

ロ 近接性評価割引

(イ) 適 用

契約者の接続供給に係る電気の発電場所が近接性評価地域に立地する場合に適用いたします。

なお，契約者が，近接性評価対象発電設備を維持し，および運用する発電契約者以外の事業者等を介して，近接性評価対象発電設備に係る電気を調達する場合は，当該電気には近接性評価割引を適用いたし

ません。

(ロ) 近接性評価割引電力量

a 近接性評価割引電力量は、近接性評価地域に立地する発電場所から当社が受電した30分ごとの電力量（近接性評価地域に立地する発電場所が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

ただし、近接性評価地域に立地する発電場所から当社が受電した電力量が発電量調整供給契約に係るものである場合は、その発電場所に係る近接性評価割引電力量は、別表2（近接性評価割引額の算定）(2)イに準じて算定するものといたします。

b 接続対象電力量が接続受電電力量を下回る場合の近接性評価割引電力量は、別表2（近接性評価割引額の算定）(2)ハに準ずるものといたします。この場合、別表2（近接性評価割引額の算定）(2)ハにいう接続対象計画電力量は接続受電電力量といたします。

(ハ) 近接性評価割引に関するその他の事項については、18（料金）(1)ハによるものといたします。

(10) 負荷変動対応電力

イ 適 用

37（給電指令の実施等）(4)および(18)により補給される電気を使用されていない場合（以下「負荷追従運転時」といいます。）に適用いたします。

ロ 負荷変動対応補給電力

(イ) 適 用 範 囲

30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ) 負荷変動対応補給電力料金

負荷変動対応補給電力料金は、30分ごとの負荷変動対応補給電力量に(ハ)の負荷変動対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 負荷変動対応補給電力料金単価

負荷変動対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ハ 負荷変動対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気について適用いたします。

(ロ) 負荷変動対応余剰電力料金

負荷変動対応余剰電力料金は、30分ごとの負荷変動対応余剰電力量に(ハ)の負荷変動対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 負荷変動対応余剰電力料金単価

負荷変動対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

(11) 給電指令時補給電力

イ 適用範囲

(18)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

ロ 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ハ 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令の間、(14)ハにより30分ごとに算定された値といたします。

ニ 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を

加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

(12) 料金の算定期間

負荷変動対応補給電力料金および負荷変動対応余剰電力料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、接続供給を開始し、または接続供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間（ただし、特別の事情がある場合は、契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日までの期間といたします。）といたします。

(13) 計 量

イ 当社は、次の場合を除き、接続受電電力量は、原則として、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。

(イ) 受電地点が会社間連系点の場合で、当該接続供給に係る電力量を区分して計量できないときには、(17)ロで定めたその30分の受電地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）を受電地点で計量された電力量とみなします。

(ロ) 受電地点において他の接続供給契約、発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、30分ごとに、受電地点において計量された電力量を(17)によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。この場合、(14)の電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

(ハ) 受電地点において託送供給に供する電気の供給を受ける場合で、あらかじめその量が確定しているときのその受電地点で計量された電力量は、当該供給分を加えたものといたします。

ロ 接続受電電力量は、28（計量）またはイにかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、接続受電電力量は、計量された接続受電電力量を、受電電圧と同

位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

(14) 電力および電力量の算定

接続受電電力および接続受電電力量は、29(電力および電力量の算定)(5)および(6)にかかわらず、次のイおよびロにより算定いたします。また、この場合の負荷変動対応補給電力量および負荷変動対応余剰電力量は、次のハおよびニにより算定いたします。

イ 接続受電電力

接続受電電力は、接続供給の場合で、受電地点で計量された電力量の値を2倍した値とし、受電地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。

ロ 接続受電電力量

接続受電電力量は、30分ごとに、受電地点で計量された電力量(受電地点が複数ある場合はその合計といたします。)といたします。

ハ 負荷変動対応補給電力量

負荷変動対応補給電力量は、負荷追従運転時において、30分ごとの接続受電電力量がその30分における接続対象電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、負荷変動対応補給電力量の算定上、当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備の使用に係る調整を行なった場合は、29(電力および電力量の算定)(10)にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\text{負荷変動対応補給電力量} = \text{接続対象電力量} - \text{接続受電電力量}$$

ニ 負荷変動対応余剰電力量

負荷変動対応余剰電力量は、負荷追従運転時において、30分ごとの接続受電電力量がその30分における接続対象電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、負荷変動対

応余剰電力量の算定上，当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備の使用に係る調整を行なった場合は，29（電力および電力量の算定）(10)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

負荷変動対応余剰電力量＝接続受電電力量－接続対象電力量

(15) 料金の算定

負荷変動対応補給電力料金および負荷変動対応余剰電力料金は，接続供給を開始し，または接続供給契約が消滅した場合を除き，料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

(16) 支払義務の発生および支払期日

イ 負荷変動対応補給電力料金および負荷変動対応余剰電力料金の支払義務は，料金の算定期間の翌々月1日に発生いたします。ただし，26（検針日）(5)の場合で，料金の算定期間の翌々月1日以降に実際に検針を行なった場合，または29（電力および電力量の算定）(26)の場合で，料金の算定期間の翌々月1日以降に電力量を協議によって定めた場合は，その日といたします。

ロ イの料金のうち負荷変動対応補給電力料金は，32（支払義務の発生および支払期日）(3)イからへまでのいずれかに該当する場合または(26)により解約となった場合を除き，支払期日までに支払っていただきます。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

ハ 契約者が32（支払義務の発生および支払期日）(3)イからへまでのいずれかに該当する場合または(26)により解約となった場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。

(イ) 契約者が32（支払義務の発生および支払期日）(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日または(26)により解約となった日ま

でに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については、契約者が32（支払義務の発生および支払期日）(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日または(26)により解約となった日を支払期日といたします。ただし、契約者が32（支払義務の発生および支払期日）(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日または(26)により解約となった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

(ロ) 契約者が32（支払義務の発生および支払期日）(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日または(26)により解約となった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ニ 当社は、イの料金のうち負荷変動対応余剰電力料金を、支払期日までにお支払いいたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

(17) 託送供給の実施

託送供給の実施における接続供給は、36（託送供給等の実施）(1)にかかわらず、次によります。

イ 契約者は、受電地点において当社に供給する電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）と、接続対象電力量が30分ごとに一致するようにしていただきます。

ロ 契約者は、接続供給の実施に先だち、発電計画、需給計画および連系線等利用計画（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、契約者が通知した発電計画、需給計画または連系線等利用計画が不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ 契約者は、振替供給契約によらず、受給契約等にもとづき連系線の利

用を希望する場合には、電力受給の実施に先立ち、連系線等利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していただきます。この場合、当社は、契約者が通知した連系線等利用計画が不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ニ 原則として、発電計画の通知の期限および通知の内容は(35)、需給計画の通知の期限および通知の内容は(33)、連系線等利用計画の通知の期限および通知の内容は(34)のとおりといたします。

ホ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてニに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ヘ 契約者は、受電地点において他の接続供給契約、発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、発電者と協議のうえ、ロの発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を当社に通知していただきます。

ト 契約者がロもしくはホで通知した計画またはへで通知した順位を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

なお、契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所または発電契約者について、(35)に定める当日計画を変更するときに限り、発電者を通じて、(34)に定める当日計画を変更するときに限り、発電契約者または発電者を通じて、それぞれこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ契約者、発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

チ 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

リ 当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で受電または供給する場合を除き、契約者、発電者または需要者に給電指令を行なうことが

あります。この場合、契約者、発電者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、37（給電指令の実施等）、74（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)および(18)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、発電者および需要者と別途申合書を作成いたします。

(18) 給電指令の実施等

イ 当社は、接続供給において、37（給電指令の実施等）(2)イ、ロまたはホの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電を制限し、または中止したときは、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該発電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

ロ 当社は、接続供給において、37（給電指令の実施等）(2)ハの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電を制限し、または中止したときは、当該発電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

(19) 適正契約の保持等

当社は、接続受電電力が契約受電電力をこえる場合には、その契約受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(20) 託送供給の停止

接続受電電力が契約受電電力をこえ、かつ、当社が契約者にその改善を求めた場合で、38（適正契約の保持等）および(19)に定める適正契約への変更および適正な使用状態への修正に応じていただけないときには、当社は、当該託送供給を停止することがあります。

(21) 託送供給の停止の解除

(20)によって託送供給を停止した場合で、契約者がその理由となった事実

を解消したときには、当社は、すみやかに当該託送供給を再開いたします。

(22) 託送供給の停止期間中の料金

(20)によって接続供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を31（料金の算定）により日割計算をして、料金を算定いたします。

(23) 損害賠償の免責

(20)によって託送供給を停止した場合または(26)によって接続供給契約を解約した場合には、当社は、契約者、発電契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(24) 契約の変更

契約者が特定契約を締結している場合で、発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され、当該発電者に係る接続供給契約を変更するときは、当社は、49（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。

(25) 供給開始後の契約の消滅または変更にもなう工事費の精算

イ 次の場合には、当社は、接続供給契約の消滅または変更の日に工事費を契約者に精算していただきます。

なお、この場合は、受電地点ごとに精算するものといたします。

(イ) 契約者が契約受電電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、新たに施設した当社の供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額と、既に申し受けた工事費負担金との差額（以下「精算工事費」といいます。）を申し受けます。

(ロ) 契約者が契約受電電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとする場合は、当社の供給設備のうち契約受電電力の減少に見合う部分について、精算工事費を申し受けます。

ロ 発電者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される契約受電電力

等に見合う部分については、イにかかわらず精算いたしません。

なお、接続供給契約の消滅または変更の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日にイに準じて精算を行ないます。

ハ 非常変災等やむをえない理由による場合は、イにかかわらず精算いたしません。

(26) 解 約 等

当社は、契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者にその改善を求めた場合で、38（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態への修正に応じていただけないときには、接続供給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨を文書により契約者にお知らせいたします。

イ 頻繁に接続受電電力量と接続対象電力量との間に著しい差が生じるとき

ロ 接続受電電力が契約受電電力をこえる場合

(27) 受電地点および施設

受電地点および施設は55（受電地点、供給地点および施設）(1)にかかわらず、次によります。

イ 電気の受電地点は、当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし、発電者の電気設備が当社の供給設備と電氣的に接続しない場合の受電地点は、会社間連系点といたします。

ロ 受電地点は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、発電場所内の地点とし、当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、55（受電地点、供給地点および施設）(1)ロ(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)または(ホ)の場合には、契約者と当社との協議により、発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

(28) 計量器等の取付け

計量器等の取付けは61（計量器等の取付け）(1)または(6)にかかわらず、

次によります。

イ 料金の算定上必要な計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については，以下のとおりといたします。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

(イ) 接続供給電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については，契約者の負担により，契約者で取り付けいただくことがあります。

(ロ) 接続受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，契約受電電力に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社で取り付けます。この場合，当社は66（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を契約者から申し受けます。

ロ 法令により受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には，当社は，低圧で受電するときを除き，実費を契約者から申し受けます。

(29) 受電地点への供給設備の工事費負担金

受電地点への供給設備の工事費負担金は65（受電地点への供給設備の工事費負担金）にかかわらず，次によります。

イ 受電側接続設備の工事費負担金

(イ) 契約者が新たに託送供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，標準設計工事費を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(ロ) VIII（工事費の負担）の各項において、受電側接続設備とは、当社が高圧または特別高圧で受電する場合において、受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は、基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また、VIII（工事費の負担）の各項において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、開閉所は、変電所とみなします。

ロ 受電地点への特別供給設備の工事費負担金

(イ) 契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

a 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、イの工事費負担金を申し受けます。

b 63（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、63（専用供給設備）(2)によるものといたします。

c 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。）を施設する場合は、その工事費のうち、当該供給設備の利用に見合う金額
ただし、発電設備からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として

当社が新たに供給設備を施設するときには、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

新増加契約受電電力1キロワットにつき

2,052円00銭

(ロ) 受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、63（専用供給設備）(2)によるものといたします。

ハ 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

(イ) 契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は、60（引込線の接続）、61（計量器等の取付け）または62（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(ロ) 42（託送供給等にもなう協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

ニ 契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で、低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は、ロ(イ) a, b およびハにかかわらず、その受電の用に供することによって必要となる工事費（ロ(イ)cにより申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として契約者から申し受けます。

ホ 工事費の算定

イ、ロ、ハおよびニの場合の工事費は、次により算定いたします。

- (イ) 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費といたします。
- a 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。
- なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。
- b 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。
- c 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
- d 架空受電側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空受電側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。
- e 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。
- f 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。
- (ロ) 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(イ)に準じて算定いたします。
- (ハ) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して受電する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

a 鉄塔を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

b 管路等を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

(ニ) 当社が特別高圧で受電する電気について、使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備とみなします。

(ホ) ロ(イ)cの場合、使用開始後3年以内の供給設備を利用するときは、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。）とみなします。

(ハ) 低圧または高圧で受電する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(イ)または(ロ)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

ヘ 受電地点への供給設備の工事費負担金は、次の場合を除き、受電地点ごとに、接続供給契約ごとに算定いたします。

(イ) 契約者が、1発電場所において、2以上の接続供給契約を契約される場合の工事費負担金は、当該2以上の契約を1の契約とみなして算定いたします。この場合、工事費負担金の算定上、当該2以上の契約により同時に受電する最大電力を契約受電電力とみなします。

(ロ) 2以上の契約者が受電側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

a 2以上の契約者から共同して申込みがあった場合、または2以上の契約者のうち1の契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は、その代表の契約者による1申込みとみなして算定いたします。

- b 2以上の契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、契約者ごとに算定いたします。この場合、契約者ごとの共用部分の工事費は、原則として契約受電電力の比であん分したのものまたは電力広域的運営推進機関業務規程に定める電源接続案件募集プロセスにおける入札等によって算定された金額といたします。

(30) 受電用計量器等の工事費負担金

66（受電用計量器等の工事費負担金）にかかわらず、契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を変更される場合等で、これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置を取り付けるときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。ただし、低圧で受電する場合で、受電の用に供することを主たる目的とするときには、その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(31) 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

70（供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け）にかかわらず、供給設備の一部または全部を施設した後、契約者、発電者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を契約者から申し受けます。ただし、契約者との間であらかじめ金額を定める場合は、供給設備の工事を行なう前であっても、原則としてその金額を契約者から申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を契約者から申し受けます。

(32) 電力量の協定

接続受電電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として別表7（電力量の協定）(2)および(3)に準ずるものといたします。

(33) 需 給 計 画

需給計画の通知の期限および通知の内容は、次のとおりといたします。

対 象 期 間	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の期限	毎年 10月31日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時	30分毎の実需 給の開始時刻 の1時間前
通知の内容	需 要 定 値	各月の平日 および休日 の接続対象 電力の最大 値および最 小値	各週の平日 および休日 の接続対象 電力の最大 値および最 小値	日ごとの接 続対象電力 の最大値と 予想時刻お よび最小値 と予想時刻	30分ごとの接続対象電力量
	需 要 定 値 に 対 す る 供 給 力	供給力調達分の計画値合計			
		供給力未調達分の計画値 (自己等への電気の供給を 行なう場合を除きます。)		—	

(注1) 需給計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(34) 連系線等利用計画

連系線等利用計画の通知の期限および通知の内容は、次のとおりといたします。

対象期間		長期計画 (第3年度から第10年度)	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の期限	調整用	毎年 1月15日 午後5時	毎年 12月20日 午後5時	毎月5日 午後5時	—	—	—
	空容量 算定用	毎年 3月10日 午後5時	毎年 3月1日 午後5時	毎月15日 午後5時	毎週火曜日 午後5時	毎日 午前12時	原則として 30分ごとの 実需給の開 始時刻の1 時間前
通知の内容	振替供給 の場合	各年度の振替受電電力(中継振替の場合に限ります。)の最大値および振替供給電力の最大値	各月の平日および休日の昼間帯, 夜間帯の振替受電電力(中継振替の場合に限ります。)の最大値および振替供給電力の最大値	各週の平日および休日の昼間帯, 夜間帯の振替受電電力(中継振替の場合に限ります。)の最大値および振替供給電力の最大値	30分ごとの振替受電電力量(中継振替の場合に限ります。)および30分ごとの振替供給電力量		
	会社間連 系点を受 電地点と する接続 供給の場 合	各年度の接続受電電力の最大値	各月の平日および休日の昼間帯, 夜間帯の接続受電電力の最大値	各週の平日および休日の昼間帯, 夜間帯の接続受電電力の最大値	30分ごとの接続受電電力量		

(注1) 連系線等利用計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(注3) 昼間帯とは毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、夜間帯とは昼間帯以外の時間をいいます。

(35) 発 電 計 画

発電計画の通知の期限および通知の内容は、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）にかかわらず、次のとおりといたします。

対 象 期 間	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の期限	毎年 10月31日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時	原則として30 分ごとの実需 給の開始時刻 の1時間前
通知の内容	電 別 場 所 発 電 計 画	各月の平日 および休日 の接続受電 電力または 振替受電電 力の最大値 および最小 値	各週の平日 および休日 の接続受電 電力または 振替受電電 力の最大値 および最小 値	日ごとの接 続受電電力 または振替 受電電力の 最大値と予 想時刻およ び最小値と 予想時刻	30分ごとの接続受電電力量 または振替受電電力量
	電 設 備 の 停 止 計 画	作業の開始日時, 作業の終了日時, 停止内容, その他 必要な項目		—	—
		—	—	計画外作業 計画作業 の変更分	—

(注1) 発電計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(36) 発電場所および需要場所についての特別措置

特例区域等の契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには、当社は、65(受電地点への供給設備の工事費負担金)(1)、(2)もしくは(4)、附則4(発電場所および需要場所についての特別措置)(2)イまたは(29)イ、ロもしくはニにかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、Ⅷ(工事費の負担)の適用については、(29)ロの場合に準ずるもの

といたします。

- (37) 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

附則 5（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者から申出がある場合は、料金および必要となるその他の供給条件は附則 5（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）に準ずるものといたします。

- (38) 負荷変動対応補給電力料金単価等についての特別措置

イ 負荷変動対応補給電力料金単価等

離島における負荷変動対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については、(10)ロ(ハ)または(11)ニにかかわらず、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	43円73銭
------------	--------

ロ 負荷変動対応余剰電力料金単価

離島における負荷変動対応余剰電力料金単価については、(10)ハ(ハ)にかかわらず、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	16円79銭
------------	--------

- (39) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

接続供給の場合で、当該接続供給に係る接続受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの接続受電電力量は、当分の間、契約者と当社との協議によって定めます。

- (40) 損害賠償の免責についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕

発電者が再生可能エネルギー特別措置法第3条第2項に定める特定供給者に該当する場合で、37（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し、または中止したことにより、発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第6条第3号トにおいて特定供給者が補償を求めること

ができるとされている場合の損害に限ります。)を受けたときは、47(損害賠償の免責)(1)にかかわらず、契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第6条第3号トに定める額を限度として、補償するものいたします。

なお、当社は、同一の原因により契約者または発電者の受けた当該損害について、賠償の責めを負いません。

(41) そ の 他

その他の事項については、本則および附則(この特別措置を除きます。)に準ずるものいたします。

13 みなし登録特定送配電事業者についての特別措置

電気事業法附則第4条第2項に規定されるみなし登録特定送配電事業者が、特定送配電事業の用に供するための託送供給を行なう場合の料金および必要となるその他の供給条件のうち、この約款によりがたい事項については、みなし登録特定送配電事業者と当社との協議によって定めます。

14 この約款の実施にともなう切替措置

旧託送約款[一般電気事業・特定規模電気事業等用]21(負荷変動対応電力)または旧託送約款[特定電気事業用]20(負荷変動対応電力)によって算定された負荷変動対応電力料金の支払義務は、料金の算定期間の翌月1日に発生いたします。ただし、旧託送約款[一般電気事業・特定規模電気事業等用]25(電力および電力量の算定)(14)または旧託送約款[特定電気事業用]24(電力および電力量の算定)(14)の場合は、料金の算定期間の電力量が協議によって定められた日に発生するものいたします。

別 表

別 表

1 契約設備電力の算定

- (1) 契約設備電力は、原則として、電流を制限する計量器により制限される電流、電流制限器または主開閉器の定格電流にもとづき次により算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

イ 電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{制限される電流(アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1000}$$

ロ 電流制限器による場合

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1000}$$

ハ 主開閉器による場合

別表3（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

- (2) (1)によりがたい場合は、負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

2 近接性評価割引額の算定

- (1) 近接性評価割引単価

近接性評価割引単価は、受電電圧に応じて、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合	68銭
	受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ140,000ボルト以下の場合	40銭
	受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合	21銭

- (2) 近接性評価割引電力量

イ 近接性評価割引電力量は、次の(イ)および(ロ)にもとづき算定した発電バランスンググループごとの電力量を30分ごとに合計したものとし、近

接性評価割引単価の区分ごとに算定いたします。

- (イ) 発電バラnsingグループごとの電力量は、30分ごとに次の算式により算定いたします。

$$\begin{array}{l} \text{当社が近接性評価対象発電} \\ \text{設備から受電した近接性評価} \\ \text{割引単価の区分ごとの電力量} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{当該発電バラnsingグループ} \\ \text{に係る発電契約者から調達} \\ \text{する電力量の計画値} \\ \text{当該発電バラnsingグループ} \\ \text{に係る発電契約者が販売} \\ \text{する電力量の計画値の合計値} \end{array}}$$

- (ロ) 発電バラnsingグループの発電量調整受電電力量が、当該発電バラnsingグループの発電量調整受電計画電力量を上回る場合、当該発電バラnsingグループに係る(イ)の電力量の算定上、その30分の当社が近接性評価対象発電設備から受電した近接性評価割引単価の区分ごとの電力量は、次の算式により算定された値といたします。

$$\begin{array}{l} \text{当社が近接性評価対象発電設備} \\ \text{から受電した近接性評価割引単} \\ \text{価の区分ごとの電力量の実績値} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{当該発電バラnsingグループ} \\ \text{の発電量調整受電計画電力量} \\ \text{当該発電バラnsingグループ} \\ \text{の発電量調整受電電力量} \end{array}}$$

- ロ 契約者が調達する電力量が接続対象計画電力量を上回る場合、その30分の近接性評価割引単価の区分ごとの近接性評価割引電力量は、イにかかわらず、次の算式により算定された値といたします。

$$\begin{array}{l} \text{イによって近接性評価割引} \\ \text{電力量として算定された値} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{接続対象計画電力量} \\ \text{契約者が調達する電力量} \end{array}}$$

- ハ 接続対象電力量が接続対象計画電力量を下回る場合は、その30分の近接性評価割引単価の区分ごとの近接性評価割引電力量は、イおよびロにかかわらず、次の算式により算定された値といたします。

$$\begin{array}{l} \text{イおよびロによって近接性評価} \\ \text{割引電力量として算定された値} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{接続対象電力量} \\ \text{接続対象計画電力量} \end{array}}$$

(3) 近接性評価割引額

近接性評価割引額は、近接性評価割引単価の区分ごとに30分ごとの近接性評価割引電力量のその1月（毎月1日から当該月の末日までといたします。）の合計値に(1)に定める単価を適用して算定された金額の合計といたします。

3 契約電力および契約容量の算定方法

19（接続送電サービス）(2)イ(ロ) bもしくは(ハ)または20（臨時接続送電サービス）(2)イ(イ) b (b)もしくは(ロ) bの場合の契約電力または契約容量は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1000}$$

4 負荷設備の入力換算容量

- (1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ け い 光 灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力 (ワット)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力(ワット) × 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換算容量 (入力 [キロワット])
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量（入力） (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95 キロボルトピーク 以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク 超過 100 キロボルトピーク 以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク 超過 125 キロボルトピーク 以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルトピーク 超過 150 キロボルトピーク 以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合
入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア)
×70パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア)
×70パーセント

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 平均力率の算定

(1) 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率(パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(2) 有効電力量および無効電力量の計量については、28(計量)に準ずるものといたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、28(計量)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、受電電圧および供給電

圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

6 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

7 電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 定額制供給の場合の接続供給電力量

イ 接続供給電力量の算定式

その1月の接続供給電力量は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし、31（料金の算定）

(1) イ、ロ、ハまたはニの場合は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し、協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日

数を乗じた値といたします。

電灯定額 接続送電 サービス	電灯で ある 契約負 荷設備	10ワットまでの1灯につき	10ワット×ロに定める月別 使用時間
		10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	20ワット×ロに定める月別 使用時間
		20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	40ワット×ロに定める月別 使用時間
		40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	60ワット×ロに定める月別 使用時間
		60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	100ワット×ロに定める月別 使用時間
		100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	100ワット×ロに定める月別 使用時間
	小型機器である契約負荷設備1機器 につき	20キロワット時	
電灯臨時定額接続送電サービス			契約灯個数×40キロワット時
動力臨時定額接続送電サービス			契約電力×200時間

ロ 月別使用時間

月別使用時間は、計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月別 使用 時間	472	469	401	410	362	342
計算月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別 使用 時間	312	326	348	368	416	435

ただし、閏年となる場合における3月の月別使用時間は、上表にかかわらず、415時間といたします。

(2) 従量制供給の場合の接続供給電力量

イ 過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定期間}}{\text{の 日 数}}$$

(ロ) 前3月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の接続供給電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定期間}}{\text{の 日 数}}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \frac{\text{協定期間}}{\text{の 日 数}}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、61（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。

(イ) 契約者の申出により測定したときは、申出の日の属する月

(ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

(3) (1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合、協定期間の30分ごとの接続供給電力量は、協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ただし、(2)によって接続供給電力量を定める場合で、協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは、協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

(4) 振替供給電力量および発電量調整受電電力量の協定については、(2)および(3)に準ずるものといたします。

8 需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の期限	毎年 10月31日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時	30分ごとの実 需給の開始時 刻の1時間前
通知の内容	需 要 定 値	各月の平日 および休日 の接続対象 電力の最大 値および最 小値	各週の平日 および休日 の接続対象 電力の最大 値および最 小値	日ごとの接 続対象電力 の最大値と 予想時刻お よび最小値 と予想時刻	30分ごとの接続対象電力量
	需 要 定 値 に 対 す る 調 達 計 画 ・ 販 売 計 画	各月の平日 および休日 の接続対象 電力の最大 値および最 小値に對す る発電契約 者および契 約者毎の調 達分および 販売分の計 画値	各週の平日 および休日 の接続対象 電力の最大 値および最 小値に對す る発電契約 者および契 約者毎の調 達分および 販売分の計 画値	日ごとの接 続対象電力 の最大値お よび最小値 に對する発 電契約者お よび契約者 毎の調達分 および販売 分の計画値	30分ごとの接続対象電力量 に對する発電契約者および 契約者毎の調達分および販 売分の計画値
		供給力未調達分の計画値 (自己等への電気の供給を 行なう場合を除きます。)			—

(注1) 需要計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(注3) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。

9 連系線利用計画

連系線利用計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間		長期計画 (第3年度から第10年度)	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の期限	調整用	毎年 1月15日 午後5時	毎年 12月20日 午後5時	毎月5日 午後5時	—	—	—
	空容量算出用	毎年 3月10日 午後5時	毎年 3月1日 午後5時	毎月15日 午後5時	毎週火曜日 午後5時	毎日 午前12時	原則として 30分ごとの 実需給の開 始時刻の1 時間前
通知の内容	振替供給の場合	各年度の振替受電電力(中継振替の場合に限ります。)の最大値および振替供給電力の最大値	日ごとの昼間帯, 夜間帯の振替受電電力(中継振替の場合に限ります。)の最大値および振替供給電力の最大値	日ごとの昼間帯, 夜間帯の振替受電電力(中継振替の場合に限ります。)の最大値および振替供給電力の最大値	30分ごとの振替受電電力量(中継振替の場合に限ります。)および30分ごとの振替供給電力量		
	会社間連系点を受電地点とする接続供給の場合	各年度の接続受電電力の最大値	日ごとの昼間帯, 夜間帯の接続受電電力の最大値	日ごとの昼間帯, 夜間帯の接続受電電力の最大値	30分ごとの接続受電電力量		

(注1) 連系線利用計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(注3) 昼間帯とは毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、夜間帯とは昼間帯以外の時間をいいます。

(注4) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。

10 発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の期限	毎年 10月31日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時	原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
通知の内容	発電計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	日ごとの発電量調整受電電力の最大値と予想時刻および最小値と予想時刻	30分ごとの発電量調整受電電力量
	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者および発電契約者毎の調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者および発電契約者毎の調達分および販売分の計画値	日ごとの発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者および発電契約者毎の調達分および販売分の計画値	30分ごとの発電量調整受電電力量に対する契約者および発電契約者毎の調達分および販売分の計画値
	発電設備の停止計画	作業の開始日時, 作業の終了日時, 停止内容, その他必要な項目	—	—	—
	—	—	計画外作業		
			計画作業の変更分		

(注1) 発電計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(注3) 当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は、発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。

(注4) 計画外作業及び計画作業の変更分については、発生の都度、速やかに提出していただきます。

(注5) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。

11 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい 光 灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
	100	36
200	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

ロ ネオン管灯 (標準周波数50ヘルツの場合といたします。)

2次電圧 (ボルト)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)
3,000	30
6,000	50
9,000	75
12,000	100
15,000	150

ハ 水 銀 灯（標準周波数50ヘルツおよび60ヘルツの場合といたします。）

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

(2) 誘 導 電 動 機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	1.1
コンデンサ 取付容量 〔マイクロ ファラッド〕	使用電圧 100 ボルト	50	75	75	75	100	100	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	30	30	40	40	50

(ロ) 3 相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

電 動 機 定 格 出 力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
		キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30
コンデンサ 取付容量 〔マイクロ ファラッド〕	50 ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60 ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他

(1), (2)および(3)によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

12 標準設計

(1) 高圧および低圧電線路

イ 電圧降下の許容限度

高圧および低圧の電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。

なお、この場合の電線路は、供給地点から供給地点に最も近い発電所、変電所または供給用変圧器の引出口までといたします。

公称電圧 区域	高 圧		低 圧	
	3,300 ボルト	6,600 ボルト	100 ボルト	200 ボルト
市 街 地		300 ボルト	6 ボルト	20 ボルト
そ の 他	150 ボルト	600 ボルト	6 ボルト	20 ボルト

ロ 電線路の経路

高圧および低圧の電線路の経路は、技術上支障のない範囲で電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ハ 電線路の種類

高圧および低圧の電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法により

ます。

ニ 架空電線路

(イ) 電線路の施設方法

a 高圧および低圧の電線路は、単独の電線路の新設、他の電線路との併架、電線の張替または負荷の分割のうち、技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧の電線路を単独で施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧および低圧の電線路の支持物は、原則として工場打ち鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、当社が技術上、経済上適当と認められた場合には、鉄筋コンクリート鋼管複合柱、鋼管柱、木柱等といたします。

(ハ) 径 間

高圧および低圧の電線路の径間は、原則として次によります。

施設地域	径 間
市 街 地	30メートル
そ の 他	40メートル

(ニ) 支持物の長さ

高圧および低圧の電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、根入れ、電線の弛度、装柱等の施設場所の状況から、この長さ以外のものを使用することがあります。

装 柱	施設地域	市 街 地	そ の 他
	高 圧	15メートル	15メートル
高 低 圧 併 架	15メートル	15メートル	
低 圧	12メートル	12メートル	
低 圧 引 込	6.9メートル	6.9メートル	

(ホ) がいしの種類

高圧および低圧の電線路で使用するがいしは、次によります。

電圧		使用箇所	引通箇所	引留箇所
高圧			高圧中実がいし 高圧クランプがいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし 高圧中実耐張がいし
低圧	本線		低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
	引込線		低圧引留がいし，多溝がいし，平形がいし， 分割ねじ込みがいし（普通，長足）	

(ハ) 装柱

高圧電線路および電力用低圧電線路については、水平配列による装柱とし、電灯用低圧電線路については、垂直配列による装柱といたします。ただし、他の電気工作物、樹木等との離隔距離を確保するため、または消防活動の円滑化等地域の事情により、D型装柱、スペーサー装柱、架空ケーブル装柱等の特殊な装柱とすることがあります。

(ト) 付属材料の種類

- a 高圧電線路および電力用低圧電線路を水平配列とする場合は、軽腕金を施設いたします。
- b 支柱，支線柱は、技術上適当と認められるコンクリート柱等といたします。
- c 変圧器の1次側に使用する開閉器は、高圧カットアウトといたします。
- d 高圧の電線路を保守するため、電線路の分岐箇所その他必要な箇所に、自動式または手動式の高圧負荷開閉器を施設いたします。

(チ) 電線の種類および太さ

- a 高圧および低圧の電線は、導体が銅線，アルミ線もしくは鋼心アルミより線の絶縁電線または架空ケーブルといたします。
- b 電線の太さは、許容電流，電圧降下，短絡容量，機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。

電線の種類		銅線	アルミ線	ケーブル
高圧			公称断面積32平方 ミリメートル以上	公称断面積38平方 ミリメートル以上
低 圧	本線		公称断面積 32 平方 ミリメートル以上	公称断面積 38 平方 ミリメートル以上
	引込線	直径2.6ミリメートル 以上	公称断面積 120 平方 ミリメートル以上	直径 2.0 ミリメートル 以上

c 電線の許容電流は、次によります。

(単位：アンペア)

種 別		太 さ		よ り 線 (平方ミリメートル)														
		単線(ミリメートル)		2.0	2.6	3.2	5.5	8	14	22	32	38	60	100	120	150	200	240
高 圧 絶縁電線	鋼心アルミより線 (ACSR-OE線)										132				288			
	硬アルミ線 (HAL-OC線)																	530
高圧架空 ケーブル (CVT-SS, HCVT-SS)	トリプレックス型 自己支持形高圧架橋 ポリエチレン絶縁ビニル シースケーブル											155		275			475	
縁廻し用電線	銅 線 (IJP)													345		450	545	
高圧引下用電線 (PDC線)					72													
低 圧 絶縁電線	鋼心アルミより線 (ACSR-OE線)										132				288			
600ボルトビニル絶縁電線 (IV線)			48			61		115		162								
低圧架空 ケーブル (SHVVQ-SS)	クオーレックス型自己 支持形特殊耐熱 ビニル絶縁ビニルシース ケーブル (150平方ミリ メートル×2+100平方 ミリメートル×2)													270		340		
ビニル絶縁ケーブル (SVケーブル)	2心 (2SV)	27	39			51	70			138	188	259						
	3心 (3SV)		34			45	65	86		121	165	217			286			
引込用ビニル 絶縁電線 (DV線)	2個より (2DV)		38	50			70			130								
	3個より (3DV)		34	44			62	80		113	152							
600ボルト架橋 ポリエチレン 絶縁ケーブル (CVケーブル)	2個より (2CV)					70	100	130		185	245	335			440			
	3個より (3CV)					68	94	120		170	230	315			415			

(注) 電線およびケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格 (JCS 0168-1:2004) に準じた算定方法に施設条件を考慮して算出してあります。

(リ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、技術上、経済上適当と認められるものを次の

中から選定いたします。

容 量 (キロボルトアンペア)
10, 20, 30, 50, 75, 100, 50+125, 30+70, 20+50, 10+30, 15+50, 20+75

(ヌ) 耐雷設備の施設

電線路には、避雷器、架空地線その他の技術上、経済上合理的な耐雷設備を施設いたします。

(ル) 耐塩設備の施設

塩害発生のおそれの多い地域に施設する電線路には、耐塩がいし類その他の耐塩構造の設備を施設いたします。

ホ 地 中 電 線 路

(イ) 電線路の施設方法

高圧および低圧の電線路は、管路式、暗きょ式または直埋式のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。

(ロ) ケーブルの選定

ケーブルは、許容電流、電圧降下、短絡容量、施設方法等に応じて次の中から選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格（JCS 0168-1：2004）の算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧 条 件		6,600ボルト		100ボルトまたは200ボルト	
		架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケープル (トリプレックス型) (CV-Tケーブル)		架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケープル (クワドルプレックス型) (CV-Qケーブル)	
種 類					
線 心 数		3	4	2	3
公 称 断 面 積 (平方ミリメートル)	60	60	60	8	8
	150	150	150	14	14
	250	250	250	38	22
	325			60	38
	500			100	60
					100
					150

(ハ) 多回路開閉器，高圧供給用配電箱，低圧分岐装置および低圧屋側分岐箱の施設

- a 多回路開閉器は，高圧線を分岐する場合に施設いたします。
- b 高圧供給用配電箱は，高圧で電気を供給する場合に接続装置として施設いたします。
- c 低圧分岐装置または低圧屋側分岐箱は，低圧線を分岐する場合に施設いたします。

(ニ) 高圧で電気を供給する場合は，地中電線路から π 型の引込線（ π 引込みといいます。）を施設いたします。

へ そ の 他

技術上その他やむをえない場合で，中高層集合住宅等への供給のために当社が発電者または需要者の土地または建物内に変圧器等の供給設備を施設するときは，発電者または需要者施設柱方式，集合住宅用の変圧器方式または供給用変圧器室（棟）方式のいずれかによります。

(2) 特別高圧電線路

イ 電圧降下の許容限度

電線路の電圧降下の許容限度は，次のとおりといたします。

なお，この場合の電線路は，供給地点から供給地点に最も近い発電所または変電所の引出口までといたします。

公 称 電 圧	22,000ボルト	66,000ボルト	154,000ボルト
電圧降下の許容限度	2,000ボルト	6,000ボルト	14,000ボルト

ロ 電線路の経路

電線路の経路は、技術上支障のない範囲で電線路が最も経済的に施設できるように選定いたします。

ハ 電線路の種類

電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。

ニ 架空電線路

(イ) 電線路の施設方法

電線路は、単独の電線路の新設、他の電線路との併架、電線の張替等のうち、技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

なお、他の電線路との併架により施設する場合には、上部に電圧の高いものを施設いたします。

(ロ) 支持物の種類

電線路の支持物は、鉄塔といたします。ただし、公称電圧22,000ボルトの場合で、当社が技術上、経済上適当と認めたときには、電線路の支持物は、電柱とすることがあります。この場合には、工場打ち鉄筋コンクリート柱を使用いたします。

(ハ) 径 間

a 支持物を鉄塔とする場合

径間は、原則として250メートル以上、350メートル以下といたします。

b 支持物を電柱とする場合

径間は、原則として40メートルといたします。

(ニ) がいしの種類および連結個数

- a がいしは、直径250ミリメートルの懸垂がいし(以下「懸垂がいし」といいます。)または長幹がいしといたします。
- b 懸垂がいしの連結個数は、次によります。ただし、煙じん汚損が著しい地域等に施設する場合には、その個数に1個または2個を加えることがあります。

塩分付着量 (ミリグラム/平方センチメートル)		0.01 以下	0.01 超過 0.03 以下	0.03 超過 0.06 以下	0.06 超過 0.12 以下	0.12 超過 0.25 以下	0.25 超過
公 称 電 圧	22,000 ボルト	3	3	3	3	3	3 以上
	66,000 ボルト	5	6	7	8	9	10 以上
	154,000 ボルト	11	14	16	18	21	22 以上

- c 長幹がいしとする場合は、bに準ずるものといたします。
- (ホ) 電線の種類および太さ

- a 支持物を鉄塔とする場合

電線は、鋼心アルミより線といたします。ただし、機械的強度上とくに必要のある場合、腐食のおそれがある場合等特別の事情がある場合には、これ以外のものとする場合があります。

なお、鋼心アルミより線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。ただし、他の電線路との併架により施設する場合には、その電線路に既に施設されている電線と同じ太さのものとする場合があります。

公 称 断 面 積	許 容 電 流
160 平方ミリメートル	484 アンペア
240 平方ミリメートル	635 アンペア
410 平方ミリメートル	873 アンペア
610 平方ミリメートル	1,088 アンペア

- b 支持物を電柱とする場合

電線は、架空ケーブルといたします。

なお、その太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。

(a) 架空ケーブル（CVT-SS）の場合

公称断面積	許容電流
100平方ミリメートル	275アンペア

(b) 架空ケーブル（HCVT-SS）の場合

公称断面積	許容電流
200平方ミリメートル	475アンペア

(ハ) 電線の間隔

電線の間隔は、技術上支障のない範囲で電線が最も経済的に施設できるよう決定いたします。

(ト) 電線の地表上の高さ

電線の地表上の高さは、次によります。ただし、支持物に電柱を使用する場合には、電線の地表上の高さは、6メートルといたします。

区 分	公称電圧		
	22,000 ボルト	66,000 ボルト	154,000 ボルト
山林等で人が容易に立ち入らない地域	9メートル	9メートル	10メートル
一般的な地域	13メートル	13メートル	14メートル
建造物の過密化および高層化が進展している地域、またはそれが予想される地域	15メートル	15メートル	16メートル

(チ) 耐雷設備の施設

a 公称電圧66,000ボルトおよび154,000ボルトの電線路の場合

電線路には、1条または2条の架空地線その他必要となる耐雷設備を施設いたします。この場合の架空地線の種類および太さは、アルミ被鋼線70平方ミリメートルといたします。ただし、機械的強度上、電磁誘導障害対策上必要のある場合、腐食のおそれがある場合等特別の事情がある場合には、これ以外のものを使用することがあ

ります。

b 公称電圧22,000ボルトの電線路の場合

電線路には、避雷器、架空地線その他の技術上、経済上合理的な耐雷設備を施設いたします。

(リ) そ の 他

a 搬送波が重畳されている電線路から他の電線路を分岐する場合は、搬送波を阻止するための装置を施設いたします。

b 支持物に電柱を使用する場合で、電線路の保守上、系統運用上必要なときには、開閉器を施設いたします。

ホ 地 中 電 線 路

(イ) 電線路の施設方法

電線路は、管路式または暗きょ式のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。

(ロ) ケーブルの種類および太さ

ケーブルは、許容電流、電圧降下、短絡容量、施設方法等に応じて次の中から選定いたします。

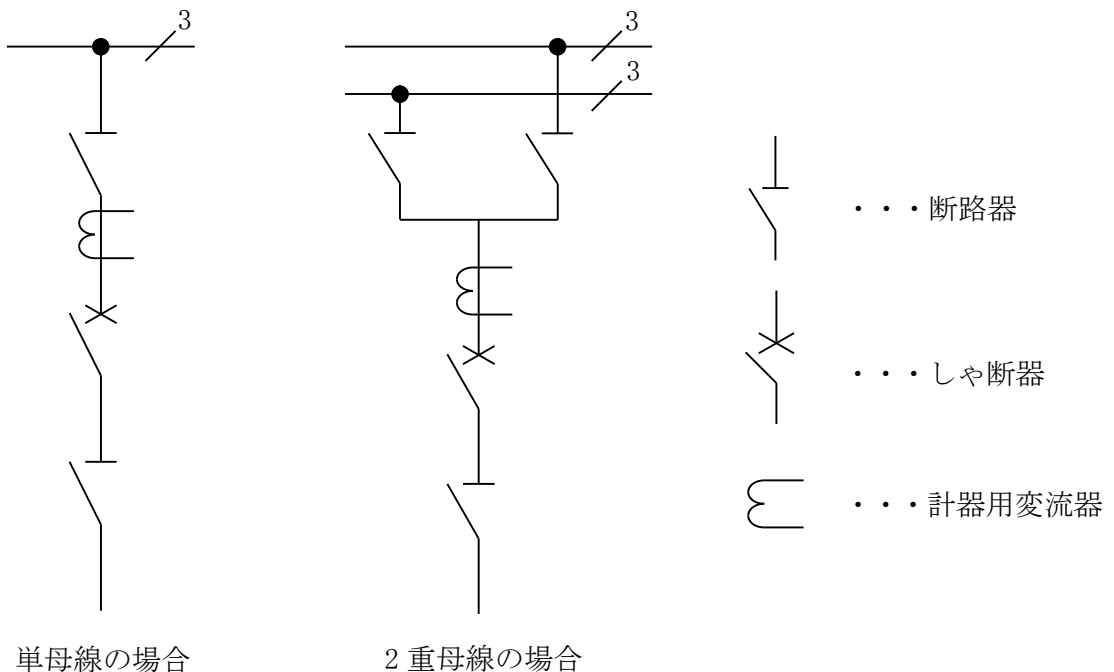
なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格(JCS 0168-1：2004, JCS 0501：2014)の算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

条件	22,000ボルト		66,000ボルト				154,000ボルト		
	架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		OFケーブル		架橋ポリエチレンケーブル (CVケーブル)		OFケーブル
種類	トリプレックス型	単心	トリプレックス型	単心	3心	単心	トリプレックス型	単心	単心
線心数	3	1	3	1	3	1	3	1	1
公称断面積 (平方ミリメートル)	60	600	80	600	80	400	200	200	200
	100	800	100	800	100	600	400	400	400
	150	1,000	150	1,000	150	800	600	600	600
	200	1,200	200	1,200	200	/	800	800	800
	250	/	250	1,400	250	/	1,000	1,000	1,000
	325	/	325	1,600	325	/	/	1,200	1,200
	400	/	400	2,000	400	/	/	1,400	1,400
	500	/	500	2,500	/	/	/	1,600	/
	/	/	600	3,000	/	/	/	1,800	/
	/	/	800	3,500	/	/	/	2,000	/
/	/	1,000	/	/	/	/	2,500	/	

(3) 変電設備

イ 結線方式

電線路の引出口設備の結線方式は、次のとおりといたします。



ロ シャ断器の選定

シャ断器は、系統電圧に応じた最大負荷電流および現に構成され、または今後10年のうちに構成されることが予想されている系統について計算した短絡容量を基準として、最小のものといたします。

ハ 断路器の選定

断路器は、系統電圧に応じた最大負荷電流を基準として、最小のものといたします。

ニ 変流器の選定

変流器は、系統電圧に応じた最大負荷電流および事故電流を基準として、最小のものといたします。

ホ 配電盤に取り付ける装置

配電盤には、電流計、電力計、電圧計、シャ断器操作用ハンドルその他運転に必要な装置を取り付けます。

ヘ 保護装置の施設

電線路には、短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をシャ断するための適切な保護装置を施設いたします。

(4) 通 信 設 備

イ 電力保安通信用電話設備の施設方法

電力保安通信用電話設備は、原則として、当社が、電気を受電し、または特別高圧により電気を供給する場合に施設いたします。この場合は、架空電話線または地中電話線のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法によります。

(イ) 架空電話線の種類および施設方法

架空電話線は、伝搬距離、必要回線数等に応じたメタル通信ケーブルまたは光ファイバーケーブルとし、電柱への添架により施設いたします。

(ロ) 地中電話線の種類および施設方法

地中電話線は、伝搬距離、必要回線数等に応じたメタル通信ケーブルまたは光ファイバーケーブルといたします。

なお、この場合の施設方法は、(1)ホ(イ)または(2)ホ(イ)の施設方法に準ずるものといたします。

(ハ) 保安装置の施設

電力保安通信用電話設備には、適切な保安装置を施設いたします。

ロ 電線路保護装置用通信設備の施設

電線路保護装置用通信設備を施設する場合は、イ(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。

(5) そ の 他

この標準設計に定めのない場合は、技術基準その他の関係法令等にもとづき、技術上適当と認められる設計によります。この場合には、その設計を標準設計といたします。

13 スポットネットワーク方式の工事費の算式

68 (供給地点への供給設備の工事費負担金) (1)ロ(イ) a (c)の工事費の算定は、次の算式によります。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$$

この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。

$$\begin{aligned} & 68 \text{ (供給地点への供給設備} \\ & \text{の工事費負担金) (1)ロ(イ) } \times \{100\text{パーセント} + 20\text{パーセント} \times (\text{利用回線数} - 1)\} \\ & \text{a (b) の工事費単価} \end{aligned}$$

添付書類

- 1 電気事業法等の一部を改正する法律附則第9条第1項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令様式第1から第8までにより作成した書類

(様式第1)

- | | |
|-----|-----------|
| 第1表 | 営業費総括表 |
| 第2表 | 事業報酬総括表 |
| 第3表 | 追加事業報酬総括表 |
| 第4表 | 控除収益総括表 |

(様式第2)

- | | |
|-----|----------------|
| 第1表 | 営業費明細表 |
| 第2表 | 事業報酬明細表 |
| 第3表 | 追加事業報酬明細表 |
| 第4表 | 連系設備特別報酬対象額明細表 |
| 第5表 | 控除収益明細表 |

(様式第3) 7部門整理表

(様式第4) 送配電関連費整理表

(様式第5) 送配電関連費明細表

(様式第6) 送配電関連需要明細表

(様式第7) 送配電関連費三需要種別計算表

(様式第8) 送配電関連需要種別原価等と料金収入の比較表

- 2 工事費負担金説明書

- 1 電気事業法等の一部を改正する法律附則
第9条第1項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令様式
第1から第8までにより作成した書類

第1表

営業費総括表

(単位：百万円)

項目	金額	備考
役員給与	—	
給料手当	449,701	平均経費人員：22,649（人） 平均基準賃金：404,724（円／月）
給料手当振替額（貸方）	▲2,957	
退職給与金	60,342	
厚生費	80,152	
委託検針費	42,338	
委託集金費	6,865	
雑給	8,848	
燃料費	76,748	
廃棄物処理費	185	
消耗品費	22,119	
修繕費	726,726	
水利使用料	925	
補償費	7,593	
賃借料	344,060	
託送料	58,832	
事業者間精算費	9,897	振替電力量：31,408（10 ⁶ kWh）
委託費	271,596	
損害保険料	6,498	
普及開発関係費	1,822	
養成費	4,230	
研究費	19,168	
諸費	33,241	
	<—>	
	<1,335>	
貸倒損	7	
固定資産税	208,261	
雑税	8,729	
減価償却費	1,026,520	
固定資産除却費	208,085	
共有設備費等分担額	4,062	
共有設備費等分担額（貸方）	▲3	
地帯間購入電源費	—	地帯間購入電力量：0（10 ⁶ kWh）
地帯間購入送電費	4,455	
他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	5 (5)	他社購入電力量：0（10 ⁶ kWh）
他社購入送電費	972	
振替損失調整額	2,545	振替損失電力量：178（10 ⁶ kWh）
建設負担関連費振替額（貸方）	▲1,094	
附带事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲600	
電源開発促進税	327,228	
事業税	50,967	
開発費	—	
開発費償却	—	
電力費振替勘定（貸方）	▲112	
株式交付費	1,842	
株式交付費償却	—	
社債発行費	—	
社債発行費償却	—	
法人税等	5,285	
使用済燃料再処理等既発電費	94,629	
合計	4,170,712	

原価算定期間を、平成24年4月から平成27年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円／月）を、備考欄に記載すること。
- 事業者間精算費、地帯間購入電源費、他社購入電源費及び振替損失調整額の購入電力量（10⁶kWh）を、備考欄に記載すること。
- 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

〔主な項目の内訳〕

(1) 燃料費

(単位：百万円)

項 目		金 額	備 考
火力燃料費	石炭費	—	
	燃料油費	12,388	
	ガス費	—	
	その他	—	
	小 計	12,388	
新エネルギー等燃料費		—	
合 計		12,388	
火力燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		131	
火力燃料重油換算単価 (円/k1)		94,565	
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		531	
火力燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		23.33	
新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		—	
新エネルギー等燃料重油換算単価 (円/k1)		—	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		—	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		—	

<参考> 主要燃料消費数量, 消費価格

項 目		数量・価格	備 考
消費数量	石炭 (10 ³ t)	—	
	重油 (10 ³ k1)	138	
	原油 (10 ³ k1)	—	
	L N G (10 ³ t)	—	
平均消費価格	石炭 (円/t)	—	
	重油 (円/k1)	89,769	
	原油 (円/k1)	—	
	L N G (円/t)	—	

(2) 燃料費 (電気の周波数の値の維持等に係る増分費用)

(単位：百万円)

項 目	金 額	備 考
電気の周波数の値の維持等に係る増分費用	64,360	

(3) 修繕費

(単位：百万円)

項 目	金 額	備 考
普通修繕費	355,399	
取替修繕費	371,327	
合 計	726,726	

(4) 減価償却費

(単位：百万円)

項 目	金 額	備 考
水力発電設備	9,245	
火力発電設備	41,747	
新エネルギー等発電設備	192	
送電設備	417,196	
変電設備	187,585	
配電設備	348,389	
業務設備	22,166	
合 計	1,026,520	

第2表

事業報酬総括表

(単位：百万円)

項 目		金 額	備 考	
電 気 事 業 報 酬	特定固定資産	14,449,637		
	建設中の資産	451,347		
	特定投資	—		
	運転資本	営業資本		301,592
		貯蔵品		32,768
		小 計		334,360
	繰延償却資産	—		
	合 計	15,235,344		
報酬率 (%)	1.9			
電気事業報酬額	289,472			

原価算定期間を、平成24年4月から平成27年3月までの3年として算定した。

第3表

追加事業報酬総括表

(単位：百万円)

項 目	金 額	備 考
連系設備特別報酬額 (1)	—	電気事業報酬額 289,472
還 元 額 (2)	—	
内部留保相当額控除額 (3)	—	
追 加 事 業 報 酬 額 (4) = (1) - (2) - (3)	—	

原価算定期間を、平成24年4月から平成27年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

電気事業報酬額を、備考欄に記載すること。

第4表

控除収益総括表

(単位：百万円)

項 目	金 額	備 考
遅収加算料金	—	
地帯間販売電源料	—	地帯間販売電力量：0 (10 ⁶ kWh)
地帯間販売送電料	1,691 (—)	
託送収益	12,462 (—)	
事業者間精算収益	929	振替電力量：4,677 (10 ⁶ kWh)
電灯料（離島供給に係るものに限 り、基準託送供給料金に相当する額 を除く。）	4,685	
電力料（離島供給に係るものに限 り、基準託送供給料金に相当する額 を除く。）	3,842	
電気事業雑収益	41,063	
預金利息	—	
他社販売電源料（過去の使用済燃料 に係る収益に限る。）	6,411	
合 計	71,083	

原価算定期間を、平成24年4月から平成27年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 地帯間販売電源料及び事業者間精算収益の販売電力量 (10⁶kWh) を、備考欄に記載すること。
- 2 地帯間販売送電料及び託送収益の () 内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

営業費明細表

（単位：百万円）

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
役員給与	—	—	—	—	
給料手当	147,353	152,326	150,022	449,701	
給料手当振替額（貸方）	▲970	▲1,001	▲986	▲2,957	
退職給与金	21,960	19,845	18,537	60,342	
厚生費	25,651	27,337	27,164	80,152	
委託検針費	13,628	14,553	14,157	42,338	
委託集金費	2,208	2,356	2,301	6,865	
雑給	4,424	2,479	1,945	8,848	
燃料費	26,731	26,492	23,525	76,748	
廃棄物処理費	60	63	62	185	
消耗品費	7,184	8,053	6,882	22,119	
修繕費	239,198	233,345	254,183	726,726	
水利使用料	307	308	310	925	
補償費	3,713	2,032	1,848	7,593	
賃借料	122,675	112,411	108,974	344,060	
託送料	19,229	20,059	19,544	58,832	
事業者間精算費	3,413	3,174	3,310	9,897	
委託費	91,591	91,287	88,718	271,596	
損害保険料	2,232	2,137	2,129	6,498	
普及開発関係費	609	611	602	1,822	
養成費	1,366	1,456	1,408	4,230	
研究費	7,333	5,913	5,922	19,168	
諸費	11,679	11,253	10,309	33,241	
	<—>	<—>	<—>	<—>	
	<445>	<445>	<445>	<1,335>	
貸倒損	3	2	2	7	
固定資産税	67,670	68,825	71,766	208,261	
雑税	2,175	3,073	3,481	8,729	
減価償却費	345,221	342,017	339,282	1,026,520	
固定資産除却費	62,003	66,547	79,535	208,085	
共有設備費等分担額	1,258	1,419	1,385	4,062	
共有設備費等分担額（貸方）	▲1	▲1	▲1	▲3	
地帯間購入電源費	—	—	—	—	
地帯間購入送電費	61	2,273	2,121	4,455	
他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	1 (1)	2 (2)	2 (2)	5 (5)	
他社購入送電費	324	324	324	972	
振替損失調整額	1,001	915	629	2,545	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲402	▲387	▲305	▲1,094	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲203	▲198	▲199	▲600	
電源開発促進税	107,085	109,397	110,746	327,228	
事業税	17,842	16,987	16,138	50,967	
開発費	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	
電力費振替勘定（貸方）	▲38	▲37	▲37	▲112	
株式交付費	1,842	—	—	1,842	
株式交付費償却	—	—	—	—	
社債発行費	—	—	—	—	
社債発行費償却	—	—	—	—	
法人税等	1,761	1,762	1,762	5,285	
使用済燃料再処理等既発電費	31,543	31,543	31,543	94,629	
合計	1,390,720	1,380,952	1,399,040	4,170,712	

原価算定期間を、平成24年4月から平成27年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 2 諸費の上段<>内には寄付金に係る費用を、下段<>内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第4条第4項第1号関係

[役員給与, 給料手当, 給料手当振替額(貸方), 退職給与金, 厚生費, 委託検針費, 委託集金費及び雑給]

(単位: 百万円)

項目	前年度実績 (平成23年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定 期間計	備考
役員給与	136	—	—	—	—	
給料手当						
基準賃金	105,289	111,890	110,034	108,079	330,003	
基準外賃金	21,919	23,293	22,903	22,503	68,699	
諸給与金	20,501	16,853	23,856	23,547	64,256	
控除口(貸方)	▲4,118	▲4,569	▲4,352	▲3,985	▲12,906	
附帯事業等振替額	▲112	▲114	▲115	▲122	▲351	
小計	143,479	147,353	152,326	150,022	449,701	
給料手当振替額(貸方)	▲1,169	▲970	▲1,001	▲986	▲2,957	
退職給与金	▲2,008	▲697	▲7,085	▲986	▲8,768	
実払額	11,552	16,029	20,858	13,546	50,433	
年金保険料	4,278	6,628	6,072	5,977	18,677	
小計	13,822	21,960	19,845	18,537	60,342	
法定厚生費	21,435	19,536	21,482	21,396	62,414	
一般厚生費	6,092	6,115	5,855	5,768	17,738	
小計	27,527	25,651	27,337	27,164	80,152	
委託検針費	16,369	13,628	14,553	14,157	42,338	
委託集金費	3,662	2,208	2,356	2,301	6,865	
雑給	2,819	4,424	2,479	1,945	8,848	
合計	206,645	214,254	217,895	213,140	645,289	
平均経費人員(人)	21,186	23,179	22,613	22,156	22,649	
平均基準賃金(円/月)	414,138	402,272	405,505	406,500	404,724	

(2) 第4条第4項第2号関係

[燃料費]

項目	平成24年度				平成25年度				平成26年度				原価算定期間計				備考
	消費量		単価		消費量		単価		消費量		単価		消費量		単価		
	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	10 ³ k1 (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/k1 (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	金額	金額	
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	178	—	—	—	177	—	—	—	—	176	—	—	—	—	—	—	
火力燃料重油換算消費 量(10 ³ k1)	44	—	—	—	44	—	—	—	—	43	—	—	—	—	—	—	
石炭費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
燃料油費	46	89,734	4,128	89,672	46	89,672	4,125	89,900	46	89,900	4,135	89,769	138	89,769	4,135	12,388	
ガス費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
歴青質混合物質	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
助燃費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運炭費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小計(重油換算)	44	93,813	4,128	93,748	44	93,748	4,125	96,172	43	96,172	4,135	94,565	131	94,565	4,135	12,388	
燃料費算定に必要な新 エネルギー等発電電力	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
新エネルギー等燃料重 油換算消費量 (10 ³ k1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
バイオマス燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
廃棄物燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
助燃費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運搬費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小計(重油換算)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	—	—	4,128	—	—	—	4,125	—	—	—	—	4,135	—	—	—	4,135	12,388

[燃料費] (電気の周波数の値の維持等に係る増分費用)

(単位：百万円)

項目	至近実績			原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
電気の周波数の値の維持等 に係る増分費用	—	—	—	64,360	

(3) 第4条第4項第3号関係

[使用済燃料再処理等既発電費]

(単位：百万円)

項 目	至近実績				平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度					
自 社 分	再処理等費 引当	217,701	217,701	217,701	30,561	30,561	30,561	91,683	
	再処理等引 当金取崩し (貸方)	▲173,691	▲173,691	▲173,691	—	—	—	—	
	小計	44,009	44,009	44,009	30,561	30,561	30,561	91,683	
支払契約締結分	—	—	—	982	982	982	2,946		
合計	44,009	44,009	44,009	31,543	31,543	31,543	94,629		

[廃棄物処理費]

(単位：百万円)

項 目	至近実績				平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備 考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度					
火力廃棄物処理費	—	—	—	—	5	8	7	20	
新エネルギー等廃棄物 処理費	—	—	—	—	55	55	55	165	
合計	—	—	—	—	60	63	62	185	

[消耗品費]

項目	至近実績				平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均					
	潤滑油脂費	82	85	54					
雑消耗品費	7,092	7,345	4,698	6,378	7,095	6,804	21,867		
合計	7,174	7,430	4,752	6,452	7,184	6,882	22,119		

(単位：百万円)

[補償費]

項目	至近実績				平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均					
	定期的補償費	3,831	3,916	7,932					
臨時的補償費	2,581	2,637	5,341	3,520	2,158	274	2,741		
損害賠償費	737	753	1,524	1,005	261	261	783		
合計	7,149	7,306	14,797	9,751	3,713	1,848	7,593		

(単位：百万円)

[賃借料]

項目	至近実績				平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均					
	借地借家料	35,427	35,407	33,848					
道路占用料	21,561	21,550	20,600	21,237	19,942	22,099	64,561		
水面使用料	248	248	237	244	248	248	744		
線路使用料	1,656	1,655	1,582	1,631	1,638	1,668	4,960		
設備賃借料	—	—	—	—	—	—	—		
電柱敷地料	11,520	11,514	11,007	11,347	11,457	11,536	34,496		
線下補償料	16,690	16,681	15,946	16,439	16,691	16,609	49,973		
機械賃借料	8,943	8,938	8,544	8,808	8,456	8,755	26,778		
雑賃借料	18,860	18,850	18,019	18,576	27,151	13,788	56,472		
合計	114,905	114,843	109,783	113,177	122,675	108,974	344,060		

(単位：百万円)

[託送料]

項目	至近実績				平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均					
	託送料	18,374	18,972	20,244					

(単位：百万円)

[事業者間精算費]

項目	至近実績				平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間 計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均					
	事業者間 精算費	10,416	9,766	3,827					
料金計	3,264	3,046	1,181	2,497	3,413	3,310	9,897		

(単位：百万円)

[委託費]

項目	至近実績					原価算定期間 計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均			
	1,659	1,817	1,459	1,664	1,661		
委託運転費	88,681	97,177	78,007	87,955	89,626	266,609	
雑委託費	90,340	98,994	79,466	89,600	91,287	271,596	
合計							

(単位：百万円)

[損害保険料]

項目	至近実績					原価算定期間 計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均			
	—	—	—	—	—		
水力関係	—	—	—	—	—	—	
火力関係	—	—	—	—	71	213	
新エネルギー等関係	—	—	—	—	—	—	
その他	2,122	2,099	2,085	2,102	2,066	6,285	
合計	2,122	2,099	2,085	2,102	2,137	6,498	

(単位：百万円)

[普及開発関係費]

項目	至近実績					原価算定期間 計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均			
	—	—	—	—	—		
販売関係普及開発関係費	—	—	—	—	610	1,820	
一般普及開発関係費	—	—	—	—	1	2	
合計	—	—	—	—	611	1,822	

(単位：百万円)

[養成費]

項目	至近実績					原価算定期間 計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均			
	300	340	113	251	191		
研修施設運営費	1,965	2,230	742	1,646	1,265	3,670	
その他養成費	2,265	2,570	855	1,897	1,456	4,230	
合計							

(単位：百万円)

[研究費]

項目	至近実績					原価算定期間 計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均			
	564	822	121	502	720		
社内研究費	3,263	4,757	700	2,907	5,193	16,342	
委託研究費	3,827	5,579	821	3,409	5,913	19,168	
合計							

(単位：百万円)

[諸費]

項目	至近実績						原価算定期間 計	備考		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均		平成24年度			平成25年度	平成26年度
	9,419	8,167	5,976	7,854	4,854					
通信運搬費	5,258	4,560	3,336	4,385	2,770	3,026	2,487	2,487		
旅費	—	—	—	—	—	—	—	—		
寄付金	848	735	538	707	445	445	445	1,335		
その他諸費	5,578	4,836	3,539	4,651	3,184	2,971	2,632	8,787		
合計	21,103	18,298	13,389	17,597	11,253	11,679	10,309	33,241		

(単位：百万円)

[貸倒損]

項目	至近実績						原価算定期間 計	備考		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均		平成24年度			平成25年度	平成26年度
	—	—	—	—	—					
貸倒引当額	—	—	—	—	—	—	—	—		
貸倒発生額	—	—	—	—	3	3	2	7		
合計	—	—	—	—	3	3	2	7		

(単位：百万円)

[固定資産除却費]

項目	至近実績						原価算定期間 計	備考		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均		平成24年度			平成25年度	平成26年度
	—	—	—	—	—					
水力発電設備	—	—	—	—	106	152	169	427		
除却費用	—	—	—	—	97	98	186	381		
火力発電設備	—	—	—	—	410	421	828	1,659		
除却費用	—	—	—	—	637	616	1,585	2,838		
新エネルギー等発電設備	—	—	—	—	—	—	1	1		
除却費用	—	—	—	—	—	—	3	3		
送電設備	5,069	5,009	4,321	4,800	6,578	7,398	7,680	21,656		
除却費用	13,720	13,559	11,695	12,991	13,221	18,359	27,038	58,618		
変電設備	3,555	3,513	3,030	3,366	5,069	5,285	4,834	15,188		
除却費用	4,534	4,481	3,865	4,293	5,929	6,147	7,298	19,374		
配電設備	6,672	6,595	5,687	6,318	9,217	9,180	10,110	28,507		
除却費用	12,997	12,845	11,079	12,307	19,306	17,632	18,591	55,529		
業務設備	355	351	303	336	550	397	571	1,518		
除却費用	558	552	476	529	883	862	641	2,386		
合計	15,651	15,468	13,341	14,820	21,930	22,833	24,193	68,956		
除却費用	31,809	31,437	27,115	30,120	40,073	43,714	55,342	139,129		

(単位：百万円)

[共有設備費等分担額及び共有設備費等分担額（貸方）]

項目	至近実績					平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度					
	水力発電設備	—	—	—	71					
共有設備費等分担額	—	—	—	92	88	100	280			
水力発電設備	742	630	624	1,059	1,214	1,171	3,444			
送電設備	24	22	23	36	43	43	122			
配電設備	767	652	648	1,258	1,419	1,385	4,062			
小計	—	—	—	—	▲1	▲1	▲2			
水力発電設備	—	—	—	▲1	—	—	▲1			
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	▲1	▲1	▲1	▲3			
小計	767	652	648	1,257	1,418	1,384	4,059			
合計	767	652	648	1,257	1,418	1,384	4,059			

(記載注意)

(何)の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

[振替損失調整額]

項目	至近実績					平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度					
	電力量	170	206	178	185					
振替損失調整額	1,543	1,988	1,832	1,788	1,001	915	629	2,545		
料金計	1,543	1,988	1,832	1,788	1,001	915	629	2,545		
合計	1,543	1,988	1,832	1,788	1,001	915	629	2,545		

[開発費及び開発費償却]

項目	至近実績					平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度					
	開発費	—	—	—	—					
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—		
合計	—	—	—	—	—	—	—	—		

[電力費振替勘定（貸方）]

項目	至近実績					平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度					
	建設工事用	▲70	▲43	▲56	▲36					
附帯事業用	▲4	▲2	▲3	▲2	▲2	▲2	▲6			
合計	▲74	▲45	▲59	▲38	▲37	▲37	▲112			

[株式交付費及び社債発行費]

項目	至近実績					平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度					
	株式交付費	1	1,509	—	1,842					
社債発行費	644	541	—	—	—	—	—			
合計	645	2,050	—	1,842	—	—	1,842			

(4) 第4条第4項第4号関係

[修繕費]

(単位：百万円)

項目	至近実績							原価算定期間計		備考	
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均修繕費率(%)	平成24年度	平成25年度	平成26年度		平均修繕費率(%)
水力発電設備	平均帳簿原価	-	-	-	-	-	127,932	135,542	152,575	416,049	0.83%
	修繕費	-	-	-	-	-	1,059	1,122	1,263	3,444	
火力発電設備	平均帳簿原価	-	-	-	-	-	616,157	654,471	519,373	1,790,001	1.50%
	修繕費	-	-	-	-	-	9,263	9,839	7,808	26,910	
新エネルギー等 発電設備	平均帳簿原価	-	-	-	-	-	20,312	17,422	16,429	54,163	1.11%
	修繕費	-	-	-	-	-	225	193	182	600	
送電設備	平均帳簿原価	7,119,143	7,168,427	7,215,437	7,267,974	7,330,704	7,381,682	7,463,991	7,581,881	22,427,554	
	修繕費	34,164 (-)	25,954 (-)	26,836 (-)	30,827 (-)	19,686 (-)	29,886 (-)	30,228 (-)	31,403 (-)	91,517 (-)	0.41%
変電設備	平均帳簿原価	3,348,777	3,364,000	3,379,293	3,394,504	3,400,363	3,420,771	3,443,285	3,471,629	10,335,685	0.54%
	修繕費	19,647	15,118	15,488	17,319	9,980	19,356	18,659	17,988	56,003	
配電設備	平均帳簿原価	5,143,420	5,219,812	5,290,988	5,358,933	5,423,772	5,490,487	5,563,783	5,640,634	16,694,904	
	修繕費	164,510 (99,773)	154,792 (99,144)	159,714 (101,968)	169,216 (109,596)	139,346 (91,087)	175,213 (118,786)	169,168 (115,568)	191,174 (136,973)	535,555 (371,327)	3.21%
業務設備	平均帳簿原価	323,909	322,389	320,173	315,693	280,067	332,297	327,546	345,681	1,005,524	
	修繕費	4,317 (-)	3,650 (-)	3,502 (-)	3,618 (-)	2,324 (-)	4,196 (-)	4,136 (-)	4,365 (-)	12,697 (-)	1.26%
合計	平均帳簿原価	15,935,249	16,074,628	16,205,891	16,337,104	16,434,906	17,389,638	17,606,040	17,728,202	52,723,880	1.38%
	修繕費	222,638	199,514	205,540	220,980	171,336	239,198	233,345	254,183	726,726	

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の修繕費の()内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5) 第4条第4項第5号関係

[水利使用料]

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
水利使用料	307	308	310	925	

(単位：百万円)

(6) 第4条第4項第6号関係

[減価償却費]

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	3,049	2,919	3,024	8,992	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	27	207	19	253	
火力発電設備	10,809	11,785	15,090	37,684	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	518	3,235	310	4,063	
新エネルギー等発電設備	46	54	92	192	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	—	—	—	—	
送電設備	139,789	137,825	139,582	417,196	
特別償却費	—	—	—	—	
変電設備	63,975	62,541	61,069	187,585	
特別償却費	—	—	—	—	
配電設備	119,507	115,964	112,918	348,389	
特別償却費	—	—	—	—	
業務設備	7,501	7,487	7,178	22,166	
特別償却費	—	—	—	—	
合計	344,676	338,575	338,953	1,022,204	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	545	3,442	329	4,316	

(単位：百万円)

(7) 第4条第4項第7号関係

[固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税]

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
固定資産税	67,670	68,825	71,766	208,261	
雑税	2,175	3,073	3,481	8,729	
電源開発促進税	107,085	109,397	110,746	327,228	
事業税	17,842	16,987	16,138	50,967	
合計	194,772	198,282	202,131	595,185	

(単位：百万円)

(8) 第4条第4項第8号関係

[地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費及び他社購入送電費]

項目	平成24年度		平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	料金計	料金計				
地帯間購入電料			2,273	2,121	4,455	
地帯間購入送電費			—	—	—	
電力量(10 ⁶ kWh)			—	—	—	
他社購入電源費(再エネ特 措法交付金相当額を除 く。)			2 (2)	2 (2)	5 (5)	
他社購入電料			324	324	972	
電力量(10 ⁶ kWh)			—	—	—	

(単位：百万円)

(記載注意)

他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

(9) 第4条第4項第9号関係

[建設分担関連費振替額(貸方)及び附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)]

項目	至近実績				平成26年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均振替率 (%)			
建設分担関連費振替額 (貸方)	232,888 ▲239	740,563 ▲760	430,696 ▲442	0.10%	310,290 ▲305	1,066,021 ▲1,094	建設分担関連費振替額の算定に用いた振 替率は以下の通り 電気事業分：0.107% 附帯事業分：0.011%
附帯事業営業費用分担 関連費振替額(貸方)	41,436 ▲301	34,691 ▲252	21,200 ▲154	0.73%	28,774 ▲199	82,597 ▲600	

(単位：百万円)

(10) 第4条第4項第10号関係

[株式交付費償却及び社債発行費償却]

項目	平成24年度		平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	対象交付 (発行)費用	振替額				
株式交付費償却	—	—	—	—	—	
社債発行費償却	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—	

(単位：百万円)

(11) 第4条第4項第11号関係

[法人税等]

項目	平成24年度		平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	法人税	地方法人税				
法人税等	1,510	—	1,511	1,511	4,532	
法人税割	251	—	251	251	753	
合計	1,761	—	1,762	1,762	5,285	

(単位：百万円)

第2表

事業報酬明細表

(単位：百万円)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
特定固定資産	4,843,415	4,790,515	4,815,707	14,449,637	
建設中の資産	156,929	161,113	133,305	451,347	
特定投資	—	—	—	—	
営業資本	100,624	99,889	101,079	301,592	
運転資本	10,783	10,920	11,065	32,768	
小計	111,407	110,809	112,144	334,360	
繰延償却資産	—	—	—	—	
合計	5,111,751	5,062,437	5,061,156	15,235,344	
報酬率 (%)	1.9	1.9	1.9	1.9	
電気事業報酬額	97,124	96,186	96,162	289,472	

《項目別明細表》
(1) 第5条第3項関係
[特定固定資産]

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	帳簿原価	134,772	136,036	136,275	407,083	
	工事費負担金等	745	744	743	2,232	
	減価償却累計額	84,758	87,099	89,285	261,142	
	差引帳簿価額	49,269	48,193	46,247	143,709	
	帳簿原価増加額	1,828	1,047	6,297	9,172	
	期中増減額	—	—	—	—	
	減価償却累計額増加額	2,799	2,842	2,769	8,410	
	帳簿原価減少額	564	808	901	2,273	
	工事費負担金等減少額	1	1	1	3	
	減価償却累計額減少額	458	656	732	1,846	
	帳簿原価	136,036	136,275	141,671	413,982	
	期末残高	744	743	742	2,229	
	減価償却累計額	87,099	89,285	91,322	267,706	
	差引帳簿価額	48,193	46,247	49,607	144,047	
平均帳簿価額	48,828	47,126	48,215	144,169		
火力発電設備	帳簿原価	520,426	535,014	560,607	1,616,047	
	工事費負担金等	5,103	5,105	5,111	15,319	
	減価償却累計額	432,087	439,733	445,155	1,316,975	
	差引帳簿価額	83,236	90,176	110,341	283,753	
	帳簿原価増加額	18,389	30,432	20,659	69,480	
	期中増減額	8	11	9	28	
	減価償却累計額増加額	11,092	9,835	14,738	35,665	
	帳簿原価減少額	3,801	4,839	21,010	29,650	
	工事費負担金等減少額	6	5	5	16	
	減価償却累計額減少額	3,446	4,413	20,173	28,032	
	帳簿原価	535,014	560,607	560,256	1,655,877	
	期末残高	5,105	5,111	5,115	15,331	
	減価償却累計額	439,733	445,155	439,720	1,324,608	
	差引帳簿価額	90,176	110,341	115,421	315,938	
平均帳簿価額	87,730	96,808	118,432	302,970		

(単位：百万円)

(単位：百万円)

項目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
新工 ネ ル ギ 一 等 発 電 設 備	帳簿原価	885	881	882	2,648	
	工事費負担金等	—	—	—	—	
	減価償却累計額	186	225	259	670	
	差引帳簿価額	699	656	623	1,978	
	帳簿原価増加額	—	1	383	384	
	工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
	減価償却累計額増加額	39	34	58	131	
	帳簿原価減少額	4	—	1	5	
	工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
	減価償却累計額減少額	—	—	1	1	
	帳簿原価	881	882	1,264	3,027	
	工事費負担金等	—	—	—	—	
	減価償却累計額	225	259	316	800	
差引帳簿価額	656	623	948	2,227		
平均帳簿価額	675	639	757	2,071		
送 電 設 備	帳簿原価	6,224,465	6,309,886	6,384,993	18,919,344	
	工事費負担金等	149,289	150,387	151,753	451,429	
	減価償却累計額	4,392,100	4,503,433	4,609,531	13,505,064	
	差引帳簿価額	1,683,076	1,656,066	1,623,709	4,962,851	
	帳簿原価増加額	119,782	113,751	170,155	403,688	
	工事費負担金等増加額	2,188	2,592	3,025	7,805	
	減価償却累計額増加額	139,049	137,127	138,897	415,073	
	帳簿原価減少額	34,361	38,644	40,116	113,121	
	工事費負担金等減少額	1,090	1,226	1,273	3,589	
	減価償却累計額減少額	27,716	31,029	32,200	90,945	
	帳簿原価	6,309,886	6,384,993	6,515,032	19,209,911	
	工事費負担金等	150,387	151,753	153,505	455,645	
	減価償却累計額	4,503,433	4,609,531	4,716,228	13,829,192	
差引帳簿価額	1,656,066	1,623,709	1,645,299	4,925,074		
平均帳簿価額	1,685,408	1,643,443	1,657,064	4,985,915		
変 電 設 備	帳簿原価	3,394,920	3,400,627	3,430,900	10,226,447	
	工事費負担金等	48,855	49,561	50,437	148,853	
	減価償却累計額	2,553,538	2,582,149	2,607,767	7,743,454	
	差引帳簿価額	792,527	768,917	772,696	2,334,140	
	帳簿原価増加額	47,168	73,500	63,477	184,145	
	工事費負担金等増加額	889	1,067	1,040	2,996	
	減価償却累計額増加額	64,808	63,357	61,866	190,031	
	帳簿原価減少額	41,461	43,227	39,538	124,226	
	工事費負担金等減少額	183	191	175	549	
	減価償却累計額減少額	36,197	37,739	34,518	108,454	
	帳簿原価	3,400,627	3,430,900	3,454,839	10,286,366	
	工事費負担金等	49,561	50,437	51,302	151,300	
	減価償却累計額	2,582,149	2,607,767	2,635,115	7,825,031	
差引帳簿価額	768,917	772,696	768,422	2,310,035		
平均帳簿価額	775,560	771,366	773,094	2,320,020		

(単位：百万円)

項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		原価算定期間計		備考
	帳簿原価	工事費負担金等	帳簿原価	工事費負担金等	帳簿原価	工事費負担金等	帳簿原価	工事費負担金等	
配電設備	期中首残高	5,448,110	5,522,282	5,594,239	16,564,631				
	減価償却累計額	46,350	47,161	47,968	141,479				
	差引帳簿価額	3,237,132	3,321,096	3,401,989	9,960,217				
	帳簿原価増加額	2,164,628	2,154,025	2,144,282	6,462,935				
	期中増減額	119,198	116,800	129,570	365,568				
	工事費負担金等増加額	1,025	1,021	1,123	3,169				
	減価償却累計額増加額	119,560	116,344	114,178	350,082				
	帳簿原価減少額	45,026	44,843	49,385	139,254				
	工事費負担金等減少額	214	214	235	663				
	減価償却累計額減少額	35,596	35,451	39,042	110,089				
	期末残高	5,522,282	5,594,239	5,674,424	16,790,945				
	平均帳簿価額	303,440	309,202	312,063	924,705				
業務設備	期中首残高	13,663	13,656	13,650	40,969				
	減価償却累計額	201,657	205,648	210,583	617,888				
	差引帳簿価額	88,120	89,898	87,830	265,848				
	帳簿原価増加額	9,660	5,615	5,164	20,439				
	期中増減額	1	—	1	2				
	工事費負担金等増加額	7,288	7,308	7,079	21,675				
	減価償却累計額増加額	3,898	2,754	3,962	10,614				
	帳簿原価減少額	8	6	8	22				
	工事費負担金等減少額	3,297	2,373	3,404	9,074				
	減価償却累計額減少額	309,202	312,063	313,265	934,530				
	期末残高	13,656	13,650	13,643	40,949				
	平均帳簿価額	89,898	87,830	85,364	263,092				
レオトベース	4,843,415	4,790,515	4,815,707	14,449,637					

[建設中の資産]

(単位：百万円)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備					
期首帳簿価額	6,143	5,676	5,955	17,774	
期中増加額	1,433	1,327	2,039	4,799	
期中減少額	1,900	1,048	4,566	7,514	
期末帳簿価額	5,676	5,955	3,428	15,059	
平均帳簿価額	5,963	6,155	4,024	16,142	
期首帳簿価額	24,319	29,997	19,688	74,004	
期中増加額	19,025	20,083	6,731	45,839	
期中減少額	13,347	30,392	18,151	61,890	
期末帳簿価額	29,997	19,688	8,268	57,953	
平均帳簿価額	27,103	30,961	8,936	67,000	
期首帳簿価額	2	4	7	13	
期中増加額	2	3	—	5	
期中減少額	—	—	7	7	
期末帳簿価額	4	7	—	11	
平均帳簿価額	3	5	4	12	
期首帳簿価額	148,488	193,521	194,848	536,857	
期中増加額	106,266	67,884	70,702	244,852	
期中減少額	61,233	66,557	101,124	228,914	
期末帳簿価額	193,521	194,848	164,426	552,795	
平均帳簿価額	198,885	203,322	180,634	582,841	
期首帳簿価額	17,398	30,212	21,483	69,093	
期中増加額	68,874	64,950	57,219	191,043	
期中減少額	56,060	73,679	62,782	192,521	
期末帳簿価額	30,212	21,483	15,920	67,615	
平均帳簿価額	39,111	39,952	28,186	107,249	
期首帳簿価額	8,861	8,861	8,861	26,583	
期中増加額	118,480	117,523	129,913	365,916	
期中減少額	118,480	117,523	129,913	365,916	
期末帳簿価額	8,861	8,861	8,861	26,583	
平均帳簿価額	38,481	38,360	41,349	118,190	
期首帳簿価額	3,473	2,213	2,213	7,899	
期中増加額	6,276	4,434	4,247	14,957	
期中減少額	7,536	4,434	4,038	16,008	
期末帳簿価額	2,213	2,213	2,422	6,848	
平均帳簿価額	4,332	3,490	3,494	11,316	
期首帳簿価額	156,929	161,113	133,305	451,347	
レートベース					

[特定投資]

(単位：百万円)

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
期首帳簿価額	—	—	—	—	
期中増加額	—	—	—	—	
期末帳簿価額	—	—	—	—	
平均帳簿価額	—	—	—	—	
レートベース	—	—	—	—	

(記載注意)

(何) の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

[運転資本（営業資本）]

(単位：百万円)

項 目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
営業費項目	役員給与	—	—	—	—	
	給料手当	147,353	152,326	150,022	449,701	
	給料手当振替額(貸方)	▲970	▲1,001	▲986	▲2,957	
	退職給与金	22,657	26,930	19,523	69,110	
	厚生費	25,651	27,337	27,164	80,152	
	委託検針費	13,628	14,553	14,157	42,338	
	委託集金費	2,208	2,356	2,301	6,865	
	雑給	4,424	2,479	1,945	8,848	
	燃料費	26,731	26,492	23,525	76,748	
	廃棄物処理費	60	63	62	185	
	消耗品費	7,184	8,053	6,882	22,119	
	修繕費	239,198	233,345	254,183	726,726	
	水利使用料	307	308	310	925	
	補償費	3,713	2,032	1,848	7,593	
	賃借料	122,675	112,411	108,974	344,060	
	託送料	19,229	20,059	19,544	58,832	
	事業者間精算費	3,413	3,174	3,310	9,897	
	委託費	91,591	91,287	88,718	271,596	
	損害保険料	2,232	2,137	2,129	6,498	
	普及開発関係費	609	611	602	1,822	
	養成費	1,366	1,456	1,408	4,230	
	研究費	7,333	5,913	5,922	19,168	
	諸費	11,679	11,253	10,309	33,241	
	貸倒損	3	2	2	7	
	減価償却費	85	101	98	284	
	固定資産除却費	40,073	43,714	55,342	139,129	
	共有設備費等分担額	1,258	1,419	1,385	4,062	
	共有設備費等分担額(貸方)	▲1	▲1	▲1	▲3	
	地帯間購入電源費	—	—	—	—	
	地帯間購入送電費	61	2,273	2,121	4,455	
	他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	1	2	2	5	
	他社購入送電費	324	324	324	972	
	振替損失調整額	1,001	915	629	2,545	
	建設分担関連費振替額(貸方)	▲402	▲387	▲305	▲1,094	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲203	▲198	▲199	▲600		
開発費	—	—	—	—		
電力費振替勘定(貸方)	▲38	▲37	▲37	▲112		
株式交付費	1,842	—	—	1,842		
社債発行費	—	—	—	—		
使用済燃料再処理等既発電費	31,543	31,543	31,543	94,629		
小 計	827,818	823,244	832,756	2,483,818		
控除収益項目	遅収加算料金	—	—	—	—	
	地帯間販売電源料	—	—	—	—	
	地帯間販売送電料	45	883	763	1,691	
	託送収益	3,828	4,323	4,311	12,462	
	事業者間精算収益	334	255	340	929	
	電灯料（離島供給に係るものに限 り、基準託送供給料金に相当する額 を除く。）	1,531	1,568	1,586	4,685	
	電力料（離島供給に係るものに限 り、基準託送供給料金に相当する額 を除く。）	1,256	1,285	1,301	3,842	
	電気事業雑収益	13,693	13,685	13,685	41,063	
	預金利息	—	—	—	—	
	他社販売電源料（過去の使用済燃料 に係る収益に限る。）	2,137	2,137	2,137	6,411	
小 計	22,824	24,136	24,123	71,083		
合 計	804,994	799,108	808,633	2,412,735		
レートベース	100,624	99,889	101,079	301,592		

(記載注意)

(何) の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

[運転資本（貯蔵品）]

(単位：百万円)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
石炭費	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
燃料油費	4,128	4,125	4,135	12,388	
	1.5	1.5	1.5	4.5	
	516	516	517	1,549	
ガス費	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
助燃費	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
運炭費	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—
小計	516	516	517	1,549	
新エネルギー等貯蔵品	消費金額	—	—	—	—
	平均月数	—	—	—	—
	計	—	—	—	—
配電平均帳簿原価	消費金額	—	—	—	—
	平均月数	—	—	—	—
	計	—	—	—	—
その他貯蔵品	消費金額	5,490,487	5,563,783	5,640,634	16,694,904
	一般貯蔵品払出率	1.496%	1.496%	1.496%	1.496%
	一般貯蔵品在庫率	12.50%	12.50%	12.50%	12.50%
小計	10,267	10,404	10,548	31,219	
合計	10,783	10,920	11,065	32,768	
レポートベース	10,783	10,920	11,065	32,768	

(記載注意)

(何)の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

[繰延償却資産]

(単位：百万円)

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
期首帳簿価額	-	-	-	-	
増加額	-	-	-	-	
償却額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	-	-	-	-	
平均帳簿価額	-	-	-	-	
期首帳簿価額	-	-	-	-	
増加額	-	-	-	-	
償却額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	-	-	-	-	
平均帳簿価額	-	-	-	-	
期首帳簿価額	-	-	-	-	
増加額	-	-	-	-	
償却額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	-	-	-	-	
平均帳簿価額	-	-	-	-	
レートベース	-	-	-	-	

(2) 第5条第4項関係

[報酬率]

(単位：%)

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	適用率	備考
自己資本報酬率	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	6.95	9.35		3.47	
	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70			
他人資本報酬率	直近の一定期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率に、過去の一定期間における全ての一般電気事業者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率から当該期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率を控除して得た値を加重平均して算定した率を加えて得た値									
事業報酬率	-	-	-	-	-	-	-	-	1.9	

(記載注意)

報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。

第3表

追加事業報酬明細表

(単位：百万円)

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備 考
連 系 設 備 特 別 報 酬 額 (1)	-	-	-	-	電気事業報酬額 289,472
還 元 (2)	-	-	-	-	
内 部 留 保 相 当 額 控 除 額 (3)	-	-	-	-	
追 加 事 業 報 酬 額 (4)=(1)-(2)-(3)	-	-	-	-	

原価算定期間を、平成24年4月から平成27年3月までの3年として算定した。
(記載注意)

電気事業報酬額を、備考欄に記載すること。

第4表

連系設備特別報酬対象額明細表

(単位：百万円)

名 称	連 系 設 備			名 称	関連周辺設備			原価算定 期 間 計
	区間又は 所在地	平成24年度	平成25年度		平成26年度	平成24年度	平成25年度	
特 定 固 定 資 産	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 中 の 資 産	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
連系設備特別報酬対象額								-

(記載注意)

建設中の資産の欄には、第6条第3項の建設中のものについて記載すること。

控除収益明細表

項目	平成24年度			平成25年度			平成26年度			原価算定期間計		備考
	平成21年度	平成22年度	平均	平成23年度	平均	平成24年度	平成25年度	平均	平成26年度	原価算定期間計	備考	
遅収加算料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地帯間販売電源料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地帯間販売送電料	—	45	—	883	763	1,691	—	—	—	1,691	—	
託送収益	3,828	3,828	—	4,323	4,311	12,462	—	—	—	12,462	—	
事業者間精算収益	334	334	—	255	340	929	—	—	—	929	—	
電灯料 (離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)	1,531	1,531	—	1,568	1,586	4,685	—	—	—	4,685	—	
電力料 (離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。)	1,256	1,256	—	1,285	1,301	3,842	—	—	—	3,842	—	
電気事業雑収益	13,693	13,693	—	13,685	13,685	41,063	—	—	—	41,063	—	
預金利息	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
他社販売電源料 (過去の使用済燃料に係る収益に限る。)	2,137	2,137	—	2,137	2,137	6,411	—	—	—	6,411	—	
合計	22,824	22,824	—	24,136	24,123	71,083	—	—	—	71,083	—	

《項目別明細表》

(1) 第7条第1項関係
[遅収加算料金]

項目	至近実績			平均遅収率 (%)	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
遅収加算料金	—	—	—	—	—	—

[地帯間販売電源料及び地帯間販売送電料]

項目	平成24年度			平成25年度			平成26年度			原価算定期間計		備考
	平成21年度	平成22年度	平均	平成23年度	平均	平成24年度	平成25年度	平均	平成26年度	原価算定期間計	備考	
地帯間販売電源料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地帯間販売送電料	—	45	—	883	763	1,691	—	—	—	1,691	—	
電力料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

[託送収益]

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
その他託送収益	3,828	4,323	4,311	12,462	—

[事業者間精算収益]

項目	至近実績			平均	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
事業者間精算	2,013	2,900	1,929	2,281	4,677	—
収益	483	698	464	548	929	—

[電灯料]

項目	至近実績				平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均					
	—	—	—	—					
電灯料 (離島供給に係るもの に限り, 基準託送供給料金に 相当する額を除く。)	—	—	—	—	1,531	1,568	1,586	4,685	

(単位: 百万円)

[電力料]

項目	至近実績				平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均					
	—	—	—	—					
電力料 (離島供給に係るもの に限り, 基準託送供給料金に 相当する額を除く。)	—	—	—	—	1,256	1,285	1,301	3,842	

(単位: 百万円)

[電気事業雑収益]

項目	至近実績				平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均					
	296	294	210	267					
契約超過金	2	2	2	2	206	206	206	618	
連約金	—	—	—	—	—	—	—	6	
諸貸付料	2	2	1	2	1	1	1	—	
受託運転益	—	—	—	—	—	—	—	—	
器具販売益	174	173	123	157	121	121	121	363	
受託工事益	182	181	129	164	127	127	127	381	
広告料	760	757	539	685	529	529	529	1,587	
供給雑収	18,242	18,169	12,935	16,449	12,707	12,699	12,699	38,105	
雑口	19,658	19,578	13,939	17,725	13,693	13,685	13,685	41,063	
合計									

(単位: 百万円)

[預金利息]

項目	至近実績				平成24年度	平成25年度	平成26年度	適用金 利(%)	適用金 利(%)	原価算定期間 計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均残高率 (%)							
	—	—	—	—							
普通預金利息	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
通知預金利息	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(単位: 百万円)

(記載注意)

(何) の欄には, 預金について種類ごとに記載すること。

(2) 第7条第2項関係
 [他社販売電源料]

(単位：百万円)

項目	至近実績				平成24年度	平成25年度	平成26年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均					
他社販売電源料(過去の使用済燃料に係る収益に限る。)	2,109	2,109	2,109	2,109	2,137	2,137	2,137	6,411	

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3 (第8条関係)

7 部門整理表 (その1)

(単位: 百万円)

	水力発電費		火力発電費		新エネルギー等発電費		送電費	
	計		計		計		計	
	固有	一般	固有	一般	固有	一般	固有	一般
役員給与	—	—	—	—	—	—	—	—
給料手当	2,269	1,815	6,817	5,700	270	5	86,619	67,423
給料手当振替額 (貸方)	▲15	▲12	▲45	▲37	—	—	▲546	▲447
退職給与金	304	—	915	915	36	—	11,619	—
厚生費	403	302	1,303	268	43	1	15,341	11,218
委託機針費	—	—	—	—	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—
雑給	41	23	140	87	2	—	1,497	828
燃料費	—	—	76,748	76,748	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	20	20	165	165	—	—
消耗品費	38	22	442	407	17	2	2,525	1,314
修繕費	3,493	3,444	26,989	26,910	605	600	94,666	91,517
水利使用料	925	—	—	—	—	—	—	—
補償費	107	105	795	780	—	—	5,690	107
賃借料	336	102	3,604	3,141	16	16	140,303	117,505
託送料	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	58,832	—
事業者間精算費	—	—	—	—	—	—	9,897	9,897
委託費	1,251	993	3,084	2,615	28	20	31,365	24,643
損害保険料	—	—	216	213	—	—	2,765	2,730
普及開発関係費	—	—	—	—	—	—	—	—
養成費	18	—	53	—	2	—	672	—
研究費	127	—	974	—	—	—	3,781	—
諸費	191	123	654	495	22	2	5,409	2,745
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産税	2,096	2,070	4,814	4,783	79	75	67,755	66,194
雑税	3	2	230	185	29	23	597	481
減価償却費	9,138	9,043	42,961	42,803	197	192	420,637	414,448
固定資産除却費	(629)	(628)	(2,321)	(2,316)	(—)	(—)	(—)	(—)
共有設備等分担額	823	808	4,518	4,497	6	4	81,372	80,274
共有設備等分担額 (貸方)	216	216	280	280	—	—	3,444	3,444
建設分担保連費振替額 (貸方)	▲2	▲2	▲1	▲1	—	—	—	—
附帯事業営業費用分担連費振替額 (貸方)	▲6	—	▲64	—	▲1	—	▲422	—
開発費	▲4	—	▲121	▲24	—	—	▲145	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	18	—	37	—	1	—	699	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	33	—	934	—	2	—	1,315	—
電気事業報酬	3,102	—	7,296	—	44	—	102,287	—
合計	24,905	19,979	183,593	170,637	1,563	1,089	1,147,974	958,445
(記載注意)	1	固有の欄には第8条第1項で整理された金額 (一般管理費等を除く。) を、一般の欄には第8条第2項又は第4項で整理された金額を記載すること。	12,956	12,956	474	474	—	—
	2	帰属方法別の欄には、各項目ごとに、別表第2において定める「直課」、「活動帰属基準」、「配賦基準」を基に合計の「直課」、「活動帰属基準」、「配賦基準」による整理の比率をそれぞれ記載すること。	(341)	(341)	(—)	(—)	—	—
	3	託送料、減価償却費及び電気事業報酬の () 内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。	3,102	—	44	—	—	—
	4	その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。	(341)	(—)	(—)	(—)	—	—

7 部門整理表 (その2)

	変電費		配電費		販売費		合計	帰属方法別 (%)		
	計		計		計			直課	活動帰属基準	配賦基準
	固有	一般	固有	一般	固有	一般				
役員給与	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
給料手当	74,508	17,123	201,819	33,292	67,378	10,021	449,701	89.8	10.2	0.0
給料手当振替額 (貸方)	▲466	▲85	▲1,350	▲233	▲447	▲88	▲2,957	82.7	17.3	0.0
退職給与金	9,996	9,996	27,091	27,091	—	—	60,342	89.8	10.2	0.0
厚生費	13,178	3,631	36,006	7,968	11,213	2,665	80,152	83.2	16.8	0.0
委託検針費	—	—	—	—	42,338	—	42,338	100.0	0.0	0.0
委託集金費	—	—	—	—	6,865	—	6,865	100.0	0.0	0.0
雑給	1,455	575	4,248	1,556	868	597	8,848	61.5	38.5	0.0
燃料費	—	—	—	—	—	—	76,748	100.0	0.0	0.0
廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	185	100.0	0.0	0.0
消耗品費	3,206	1,172	9,388	2,279	5,818	685	22,119	91.7	8.3	0.0
修繕費	57,008	1,005	541,612	6,057	535,555	2,353	726,726	98.5	1.3	0.2
水利使用料	—	—	—	—	—	—	925	100.0	0.0	0.0
補償費	31	1	933	18	36	1	7,593	98.1	0.0	1.9
賃借料	44,658	9,023	137,362	30,322	17,781	17,781	344,060	77.5	11.5	11.0
託送料	—	—	—	—	—	—	58,832	100.0	0.0	0.0
業者者間精算費	—	—	—	—	—	—	(0)	—	—	—
委託費	21,426	4,801	171,000	42,476	30,974	12,468	9,897	100.0	0.0	0.0
損害保険料	1,317	17	2,200	28	—	—	271,596	81.5	4.0	14.5
普及開発関係費	—	—	—	—	—	—	6,498	98.7	0.0	1.3
養成費	577	577	1,563	1,563	1,820	2	1,822	54.6	0.0	45.4
研究費	3,184	3,184	9,079	9,079	—	—	4,230	42.6	57.4	0.0
諸費	3,351	2,404	13,796	5,520	7,905	1,913	19,168	93.3	0.0	6.7
貸倒損	—	—	—	—	—	—	33,241	76.3	0.0	23.7
固定資産税	36,694	525	95,764	2,557	—	7	7	100.0	0.0	0.0
雑費	3,417	666	1,909	372	2,049	495	208,261	97.4	2.3	0.3
減価償却費	191,497	2,015	357,954	9,568	348,386	4,136	8,729	80.5	0.0	19.5
固定資産除却費	34,920	358	85,743	1,707	84,036	703	1,026,520	98.2	1.6	0.2
共有設備費等分担額	—	—	122	—	—	—	(2,950)	—	—	—
共有設備費等分担額 (貸方)	—	—	—	—	—	—	208,085	98.0	1.7	0.3
建設分担関連振替額 (貸方)	▲203	▲203	▲398	▲398	—	—	4,062	100.0	0.0	0.0
附帯事業営業費用分担関連振替額 (貸方)	▲69	▲69	▲231	▲231	—	—	▲1,094	0.0	100.0	0.0
開発費	—	—	—	—	—	—	▲600	12.5	0.0	87.5
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	285	285	796	796	—	6	1,842	0.0	99.8	0.2
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	627	627	2,095	2,095	—	279	5,285	0.0	0.0	100.0
電気事業報酬	46,160	46,160	129,076	129,076	—	1,507	289,472	100.0	0.0	0.0
合計	546,757	442,969	1,827,577	312,558	176,824	70,302	3,979,495	96.9	1.7	1.4

- (記載注意)
- 1 固有の欄には第8条第1項で整理された金額 (一般管理費等を除く。) を、一般の欄には第8条第2項又は第4項で整理された金額を記載すること。
 - 2 帰属方法別の欄には、各項目ごとに、別表第2において定める「直課」、「活動帰属基準」、「配賦基準」を基に合計の「直課」、「活動帰属基準」、「配賦基準」による整理の比率をそれぞれ記載すること。
 - 3 託送料、減価償却費及び電気事業報酬の () 内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。
 - 4 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

送配電関連費明細表 (その2)

(単位:百万円)

	受電用変電サービス費		配電用変電サービス費		高圧配電費		低圧配電費		給電費		需要家費	合計				
	計		計		計		計		計							
	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変						
役員給与	8,196	—	66,312	—	120,314	—	42,493	—	17,539	—	98,804	—				
給料手当振替額(貸方)	▲51	—	▲415	—	▲805	—	▲284	—	▲121	—	▲675	—				
送料手当	1,100	—	8,896	—	16,150	—	5,704	—	2,352	—	13,257	—				
退職給付金	1,450	—	11,728	—	21,465	—	7,581	—	3,145	—	17,681	—				
厚生費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42,338	—				
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,865	—				
委託集金費	160	—	1,295	—	2,533	—	894	—	332	—	1,953	—				
雑給料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	76,748	—				
燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
医薬物処理費	2,349	1,174	857	428	5,596	2,798	1,977	988	877	438	7,438	—				
消耗品費	42,727	42,727	14,281	14,281	259,081	259,081	91,502	91,502	533	533	192,847	—				
修繕費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
水利使用料	3	—	28	—	556	—	197	—	9	—	208	—				
補償費	33,471	33,471	11,187	11,187	101,511	101,511	35,851	35,851	3,412	3,412	14,356	—				
賃借料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
託送料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
事業者間精算費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
委託費	16,059	16,059	5,367	5,367	90,087	90,087	31,817	31,817	14,830	14,830	77,678	—				
損害保険料	145	145	1,172	1,172	1,439	1,439	508	508	—	—	253	—				
普及関係費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
養成費	63	—	514	—	932	—	329	—	881	—	766	—				
研究費	2,345	2,345	839	—	4,560	4,560	1,610	1,610	1,965	1,965	2,967	—				
諸費	2,455	2,455	896	—	8,224	8,224	2,905	2,905	2,224	2,224	10,249	—				
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
固定資産税	25,994	25,994	10,700	10,700	62,610	62,610	22,113	22,113	240	240	11,859	—				
雑税	2,504	2,504	913	—	1,138	1,138	402	402	577	577	2,334	—				
減価償却費	135,656	135,656	55,841	55,841	234,028	234,028	82,654	82,654	937	937	44,467	—				
固定資産除却費	24,737	24,737	10,183	10,183	55,907	55,907	19,745	19,745	159	159	10,634	—				
共有設備費等分担額	—	—	—	—	90	90	32	32	—	—	—	—				
共有設備費等分担額(貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
地帯間購入電源費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
地帯間購入送電費(電源線に係る費用に限る)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
他社購入電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
他社購入送電費(電源線に係る費用に限る。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
建設分担関連費振替額(貸方)	▲144	—	▲59	▲59	▲294	▲294	▲104	▲104	▲7	▲7	▲23	▲1,094				
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲51	—	▲18	▲18	▲171	▲171	▲60	▲60	▲7	▲7	▲23	▲600				
開業費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
開業費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
株式交付費	202	—	83	83	520	520	184	184	1	1	97	—				
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
社債発行費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
法人税等	459	—	168	168	1,370	1,370	484	484	63	63	457	—				
電気事業報酬	32,700	32,700	13,460	13,460	84,389	84,389	29,805	29,805	328	328	16,055	—				
地帯間販売送電料(電源線に係る収益に限る。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
地帯間販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
合計	332,529	331,354	214,228	213,799	429	1,071,230	1,068,432	2,798	378,339	377,350	989	50,276	49,837	439	572,865	3,981,243

(記載注意) 様式第1の注1から3までと同様とすること。

送配電関連需要明細表

	最大電力 (10 ³ kW)	延契約電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電量 (10 ⁶ kWh)	口数 (口)	販売電力量 (10 ⁶ kWh)
			夏期	冬期			
特別高圧需要	11,302	—	10,669	10,568	84,405	46,000	81,998
高圧需要	20,727	409,040	20,301	16,775	106,729	2,962,000	102,244
低圧需要	28,381	1,442,058	24,583	24,425	113,704	344,711,000	105,682
合計	60,410	1,851,098	55,553	51,768	304,838	347,719,000	289,924

(注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお、販売電力量について、原価算定期間の合計値は、特別高圧需要245,995百万kWh、高圧需要306,732百万kWh、低圧需要317,046百万kWh。

様式第7 (第24条関係)

送配電関連費三需要種別計算表

(単位：百万円)

需要種別	固定費		可変費		需要家費		計	合計				
	計	固有	追加	計	固有	追加		固有	追加			
特別高圧需要	348,193	350,439	▲2,246	141,595	26,001	115,594	3,811	3,799	12	493,599	380,239	113,360
高圧需要	963,359	965,807	▲2,448	178,999	34,437	144,562	23,602	23,530	72	1,165,960	1,023,774	142,186
低圧需要	1,994,334	1,994,018	316	188,000	37,676	150,324	547,208	545,536	1,672	2,729,542	2,577,230	152,312
						<24,428>						
						<30,885>						
						<32,905>						

(記載注意)

- 1 固有の欄には第13条第2項で整理された固有固定費，固有可変費及び固有需要家費を，追加の欄には第23条で整理された総追加固定費，総追加可変費及び総追加需要家費を記載すること。
- 2 特別高圧需要，高圧需要及び低圧需要の<>内には，使用済燃料再処理等既発電費及び他社販売電源料（過去の使用済燃料に係る収益に限る。）として第15条第2項で整理された追加可変費を内数として記載すること。
- 3 その他は，様式第1の注2と同様とすること。

様式第 8 (第25条関係)

送配電関連需要種別原価等と料金収入の比較表

(単位：百万円)

需要種別	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収入
特別高压需要	348,193	141,595	3,811	493,599	245,995	2.01	493,341
高压需要	963,359	178,999	23,602	1,165,960	306,732	3.80	1,163,582
低压需要	1,994,334	188,000	547,208	2,729,542	317,046	8.61	2,728,991

(記載注意)
様式第 1 の注 1 及び 2 と同様とすること。

2 工事費負担金説明書

工事費負担金説明書

低圧で受電する場合(受電の用に供することを主たる目的とする場合に限ります。)の工事費負担金については、その受電の用に供することによって必要となる工事費とし、低圧で供給する場合の工事費負担金については、電気供給約款(平成26年1月14日届出。)の工事費負担金と同様といたしました。また、高圧または特別高圧で受電または供給する場合の工事費負担金については、託送供給約款[一般電気事業・特定規模電気事業等用](平成25年12月26日届出。)の工事費負担金と同様といたしました。

なお、上記にかかわらず、受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、受電側接続設備以外の供給設備(高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。)を施設する場合の工事費負担金については、当該供給設備の利用に見合う部分の工事費といたしました。ただし、発電設備からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときの工事費負担金については、託送供給約款以外の供給条件(平成26年1月23日付け20131226資第14号承認。)の工事費負担金と同様といたしました。

1 受電地点への供給設備の工事費負担金

第1表 発電設備からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときの工事費

新増加契約受電電力1キロワットにつき	2,052円00銭
--------------------	-----------

2 供給地点への供給設備の工事費負担金

(1) 低圧または高圧で供給する場合

第1表 無償工事こう長

架空供給側接続設備の場合	1,000メートル
地中供給側接続設備の場合	150メートル

第2表 超過こう長1メートル当たりの工事費

架空供給側接続設備の場合	3,456円00銭
地中供給側接続設備の場合	27,324円00銭

(2) 特別高圧で供給する場合

第1表 架空供給側接続設備の場合の工事費

(工事こう長100メートル当たり)

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	572円40銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	194円40銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	97円20銭

第2表 地中供給側接続設備の場合の工事費

(工事こう長100メートル当たり)

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	637円20銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	583円20銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	259円20銭

第3表 当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,400円00銭
--------------------------	-----------

系統連系技術要件

【託送供給等約款別冊】

平成 28 年 4 月 1 日 実施

東京電力株式会社

目 次

I	総則	1
II	発電者設備（低圧）	
1	発電設備の種類	2
2	電気方式	2
3	力率	2
4	電圧変動対策	2
5	保護装置	3
6	単独運転防止対策	3
7	発電設備解列箇所	4
8	直流流出防止対策	4
9	電力品質に関する対策	4
III	発電者設備（高圧）	
1	電気方式	5
2	力率	5
3	電圧変動対策	5
4	短絡電流抑制対策	6
5	保護装置	6
6	自動負荷制限	7
7	単独運転防止対策	7
8	バンク逆潮流の制限	7
9	発電設備解列箇所	7
10	線路無電圧確認装置	8
11	直流流出防止対策	8
12	発電機昇圧用変圧器	8
13	電力保安通信設備	9

1 4	電力品質に関する対策	9
-----	------------	---

IV 発電者設備（特別高圧）

1	電気方式	11
2	力率	11
3	電圧変動対策	11
4	短絡・地絡電流抑制対策	12
5	保護装置	12
6	自動負荷制限および発電抑制・増出力	16
7	系統周波数異常防止対策	17
8	単独運転防止対策	17
9	発電設備解列箇所	17
1 0	再閉路方式	18
1 1	線路無電圧確認装置	18
1 2	直流流出防止対策	18
1 3	発電機の過渡リアクタンス	19
1 4	発電機運転制御装置	19
1 5	運転可能周波数	22
1 6	発電機昇圧用変圧器	22
1 7	中性点接地装置	23
1 8	電力保安通信設備	23
1 9	電力品質に関する対策	26
2 0	系統解析装置	27

V 需要者設備（低圧）

1 力率	28
2 保護装置	28

VI 需要者設備（高圧）

1 電気方式	29
2 保護装置	29
3 電力保安通信設備	29
4 電力品質に関する対策	29

VII 需要者設備（特別高圧）

1 電気方式	33
2 中性点接地装置	33
3 保護装置	33
4 電力保安通信設備	35
5 電力品質に関する対策	36

I 総 則

発電者の設備または需要者の設備と当社系統との連系に必要な技術要件は、以下のとおりといたします。

なお、需要者が需要場所内の発電設備を系統に連系する場合または契約者が事業場所内の発電設備を系統に連系する場合は発電者に準じるものとし、契約者が事業場所内の負荷設備を系統に連系する場合は需要者に準じるものとします。

この系統連系技術要件の詳細については、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、別に定める「系統連系に係る設備設計について」、およびその他のルール等によります。

Ⅱ 発電者設備（低圧）

1 発電設備の種類

系統に連系する発電者の発電設備は、逆変換装置を用いた発電設備に限ります。

2 電気方式

電気方式は連系する系統と同一としていただきます。

3 力率

受電地点の力率を、常に系統から見て遅れ 85%以上とするとともに、電圧の上昇を防止するために、系統から見て進み力率にならないことを原則いたします。

4 電圧変動対策

(1) 連系運転中の電圧変動

- a 発電設備から系統への潮流によって、他の低圧の需要者等の電圧が適正值（ $101 \pm 6V$ ， $202 \pm 20V$ ）を逸脱するおそれがある場合には、自動的に電圧を調整する対策等を実施していただきます。
- b 発電設備の出力変動によって、他の需要者等に電圧フリッカの影響が発生するおそれがある場合には、電圧変動を抑制する対策を実施していただきます。

(2) 発電設備並解列時の電圧変動

- a 自励式の逆変換装置を用いる場合には、自動的に同期が取れる機能を有するものを設置していただきます。
- b 多励式の逆変換装置を用いる場合などで、発電設備並列時の突入電流等の影響で、系統の電圧が常時電圧の 10%以上低下するおそれがある場合には、電圧変動を抑制する対策を実施していただきます。

また、電圧低下が比較的長い時間継続する場合には、(1) a に準じた

対策を実施していただきます。

- c 自動電圧調整器が設置されている配電線に発電設備を連系する場合などで、発電設備の解列により他の低圧の需要者等の電圧が適正值（ $101 \pm 6V$ ， $202 \pm 20V$ ）を逸脱するおそれがある場合には、自動的に電圧を調整する対策を実施していただきます。

5 保護装置

発電者の発電設備故障時，発電者の連系設備事故時の系統保護または系統事故時の保護のため，次の保護リレーを設置していただきます。

(1) 発電設備故障時の系統保護

過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし，発電設備自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略できます。

(2) 系統事故時の保護

a 短絡保護

連系された系統の短絡事故時に電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置していただきます。

b 高低圧混触事故の保護

高低圧混触事故を高速で検出し解列することのできる単独運転検出装置を設置していただきます。

(3) 連系設備事故時の系統保護

短絡故障および地絡故障保護用として，過電流保護機能付き漏電遮断器を設置していただきます。

6 単独運転防止対策

発電者の発電設備による，当社の一部系統との単独運転を確実に防止するため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置していただくとともに，単独運転検出装置（受動的方式と能動的方式を各々一方式以上組み合わせたもの。）を設置していただきます。

7 発電設備解列箇所

発電設備を系統から解列する箇所は、次のいずれかとしていただきます。

- (1) 機械的な開閉箇所 2 箇所
- (2) 機械的な開閉箇所 1 箇所と逆変換装置のゲートブロック

8 直流流出防止対策

逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために、受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除く。）を設置していただきます。

ただし、次の条件を共に満たす場合は省略できる場合があります。

- (1) 逆変換装置の直流回路が非接地または高周波変圧器を用いる場合
- (2) 逆変換装置の交流出力側に直流検出器を備え、直流検出時に交流出力を停止する機能を持たせる場合

9 電力品質に関する対策

- (1) 高調波抑制対策

発電設備（フィルタ、補機類を含む。）からの高調波流出を、発電設備交流側定格電流に対し、総合電流歪み率 5%以下、各次電流歪み率 3%以下に抑制していただきます。

- (2) 高周波障害対策

高周波電磁障害および伝導障害が発生しないよう、対策を行っていただきます。

Ⅲ 発電者設備（高圧）

1 電気方式

電気方式は連系する系統と同一としていただきます。

2 力率

受電地点の力率を、常に系統から見て遅れ 85%以上とするとともに、電圧の上昇を防止するために、系統から見て進み力率にならないことを原則いたします。

3 電圧変動対策

(1) 連系運転中の電圧変動

- a 発電設備から系統への潮流によって、他の低圧の需要者等の電圧が適正值（ $101\pm 6V$ 、 $202\pm 20V$ ）を逸脱するおそれがある場合には、自動的に電圧を調整する対策等を実施していただきます。なお、自動的に電圧を調整する対策等とは、発電設備の進相運転、力率改善用コンデンサの制御、パワーコンディショナー（PCS）の力率一定制御あるいは静止型無効電力補償装置などによる対策となります。
- b 発電設備の出力変動によって、他の需要者等に電圧フリッカの影響が発生するおそれがある場合には、電圧変動を抑制する対策を実施していただきます。

(2) 発電設備並解列時の電圧変動

- a 同期発電機を用いる場合には、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同様以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含む。）としていただくとともに、自動同期検定装置を設置していただきます。

また、自励式の逆変換装置を用いる場合には、自動的に同期が取れる機能を有するものを設置していただきます。

- b 誘導発電機や他励式の逆変換装置を用いる場合などで、発電設備並列

時の突入電流等の影響で、系統の電圧が常時電圧の 10%以上低下するおそれがある場合には、電圧変動を抑制する対策を実施していただきます。

また、電圧低下が比較的長い時間継続する場合には、(1) a に準じた対策を実施していただきます。

- c 自動電圧調整器が設置されている配電線に発電設備を連系する場合などで、発電設備の解列により他の低圧の需要者等の電圧が適正值（ $101 \pm 6V$ ， $202 \pm 20V$ ）を逸脱するおそれがある場合には、自動的に電圧を調整する対策等を実施していただきます。

4 短絡電流抑制対策

発電設備の連系により、連系される系統の短絡電流が、当社や需要者等のしゃ断器のしゃ断容量等を上回る場合は、短絡電流抑制対策を実施していただきます。

5 保護装置

発電者の発電設備故障時、発電者の連系設備事故時の系統保護または系統事故時の保護のため、次の保護リレーを設置していただきます。

(1) 発電設備故障時の系統保護

過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略できます。

(2) 系統事故時の保護

a 短絡保護

同期発電機を用いる場合には、連系された系統の短絡事故を検出できる短絡方向リレーを設置していただきます。誘導発電機または逆変換装置を用いる場合には、連系された系統の短絡事故時に電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置していただきます。

b 地絡保護

連系された系統の地絡事故を検出できる地絡過電圧リレーを設置していただきます。

(3) 連系設備事故時の系統保護

短絡故障保護用として過電流リレーを，地絡故障保護用として地絡リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合には，地絡方向リレーを設置していただくことがあります。

6 自動負荷制限

発電者の発電設備が何らかの理由で系統から解列されたことにより，当社の配電線や変圧器が過負荷となるおそれがある場合は，発電者構内の負荷を自動制限（負荷しゃ断）していただくことがあります。

7 単独運転防止対策

発電者の発電設備による，当社の一部系統との単独運転を確実に防止するため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置していただくとともに，転送しゃ断装置または単独運転検出機能（能動的方式一方式以上を含む。）を設置していただきます。

8 バンク逆潮流の制限

発電者の発電設備からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が発生すると，電圧管理面や保護協調面で問題が生ずるおそれがあることから，発電者側で発電出力を抑制するなどの措置をしていただきます。ただし，電圧管理面や保護協調面で問題が生じないような対策が可能な場合はこの限りではございません。

9 発電設備解列箇所

発電設備を系統から解列する箇所は，次のいずれかとしていただきます。

- (1) 受電用しゃ断器
- (2) 発電設備出力端しゃ断器
- (3) 発電設備連絡用しゃ断器
- (4) 母線連絡用しゃ断器

なお，逆変換装置を用いた発電設備を連系する場合には，逆変換装置のゲ

ートブロックを解列箇所と見なすことのできる場合があります。

1 0 線路無電圧確認装置

線路無電圧確認装置が連系配電線の系統側変電所の電線路引出口に設置されていない場合には、再閉路時の事故防止のため、原則として、当該引出口に線路無電圧確認装置を設置させていただきます。

なお、この場合はその費用を発電者側に負担していただきます。

ただし、二方式以上の単独運転検出機能（能動的方式一方式以上を含む。）を設置し、それぞれが別のしゃ断器により発電設備を解列する場合など、条件によっては線路無電圧確認装置の設置は不要となります。

1 1 直流流出防止対策

逆変換装置を用いて発電設備を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために、必要により、受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除く。）を設置していただきます。

1 2 発電機昇圧用変圧器

(1) 定格電圧，タップ電圧

発電機を接続する系統の状況によっては、発電機電圧から配電系統側の電圧に昇圧する変圧器の定格電圧，およびタップ電圧を指定させていただきます。

(2) 定格容量

発電機の定格力率に対応した昇圧用変圧器の定格容量設定が必要です。

(3) インピーダンス値

連系系統，発電設備種別によっては、発電機並列時の電圧低下対策や短絡電流抑制対策等の面から、昇圧用変圧器のインピーダンス値を指定させていただきます。

1 3 電力保安通信設備

(1) 保安通信用電話

発電者と当社給電所との受電設備操作等の連絡用として、発電者構内に a, b いずれかの保安通信用電話設備の設置が必要になります。

a 専用保安通信用電話設備を当社にて設置させていただきます。ただし、伝送路として電気通信事業者の専用回線を使用する場合は、発電者側で設置させていただきます。

b 電気通信事業者の専用電話回線を発電者側で設置させていただきます。

また、条件によっては、一般加入電話または携帯電話等を設置していただくことが可能となります。

(2) 給電情報伝送装置

当社が系統運用上必要な情報を収集するため、テレメータ装置を設置させていただきます。

なお、当社が系統運用上必要な情報とは、以下のとおりとなります。

a 情報種別：テレメータ

b 情報内容：受電地点の有効電力、受電地点の電力量

1 4 電力品質に関する対策

(1) 高調波抑制対策

a 発電設備から発生する高調波

逆変換装置を用いた発電設備を設置する場合には、発電設備（フィルタ、補機類を含む。）からの高調波流出電流を、発電設備交流側定格電流に対し、総合電流歪み率 5%以下、各次電流歪み率 3%以下に抑制していただきます。

b 所内負荷、自家消費負荷から発生する高調波

「VI 需要者設備（高圧）」に準じた対策を実施していただきます。なお、この場合、表 2（高調波流出電流の上限値）の契約電力は、原則として、負荷設備の容量と読み替えます。

(2) 高周波障害対策

逆変換装置を用いた発電設備を連系する場合には，高周波電磁障害および伝導障害が発生しないよう，対策を行っていただきます。

(3) その他

負荷設備を有する発電者は，「VI 需要者設備（高圧）」に準じた対策を実施していただきます。

IV 発電者設備（特別高圧）

1 電気方式

電気方式は連系する系統と同一としていただきます。

2 力率

定格出力 100MW 以上の発電機は、定格力率を 90%、無効電力調整範囲を遅れ 90%～進み 95%としていただきます。また、定格出力 100MW 未満の発電機の定格力率もこれに準じていただきます。ただし、小容量機（定格出力 10MW 程度以下）を連系する場合で、連系する系統の電圧を適切に維持できるときには、定格力率 100%でもよいものとします。

3 電圧変動対策

発電設備の連系により系統の電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは、発電者側で自動的に電圧を調整していただきます。

a 常時の受電地点の電圧変動幅を 2%以内にするために、発電機に自動電圧調整機能を付加していただきます。一定力率で運転する発電設備については、力率を指定させていただく場合があります。

b 並解列時の受電地点の電圧変動を 2%以内にするために、電圧変動抑制対策を実施していただきます。

(a) 同期発電機を用いる場合には、制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同程度以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）としていただくとともに、自動同期検定装置を設置していただきます。また、誘導発電機を用いる場合であって、並列時の瞬時電圧降下が 2%を超えるおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置していただきます。

(b) 自励式の逆変換装置を用いる場合には、自動的に同期がとれる機能を有するものとしていただきます。

また、他励式の逆変換装置を用いる場合であって、並列時の瞬時電圧

降下が 2%を超えるおそれがあるときは、限流リアクトル等を設置していただきます。

22kV 系統（公称電圧。以下同様とします。）については、高圧または低圧の需要者等に配電塔や柱上変圧器等を介して供給しうる系統であることから、受電地点における電圧変動が a, b で示す値以内であっても、発電設備からの逆潮流や発電設備の脱落等により、他の低圧の需要者等の電圧が適正值（ $101 \pm 6V$ 、 $202 \pm 20V$ ）を逸脱するおそれがあります。このような場合には、自動的に電圧を調整する対策や自家消費の負荷を制限する対策を実施していただきます。

4 短絡・地絡電流抑制対策

発電設備の連系により、連系される系統の短絡・地絡電流が、当社や需要者等のしゃ断器のしゃ断容量等を上回る場合は、短絡・地絡電流抑制対策を実施していただきます。

5 保護装置

発電者の発電設備故障時、発電者の連系設備事故時の系統保護または系統事故時の保護のため、次の保護リレーを設置していただきます。また、受電電圧が 22kV で、当社変電所において逆潮流が生じる場合は、系統運用や保護協調上（単独運転防止を含む。）の支障を及ぼさないような対策を実施させていただきます。

(1) 発電設備故障時の系統保護

過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略できます。

(2) 発電機脱調時の保護

発電機が大容量（概ね定格出力 300MW 以上）の場合、または受電電圧が 275kV 以上の場合には、発電機が脱調したときの事故波及を防止するため、受電地点に脱調分離リレー（発電機昇圧用変圧器高圧側より発電機向）を設置していただきます。

(3) 系統事故時の保護

a 短絡保護

連系する系統の保護方式に応じ、主保護として、当社側と同じ保護リレー（電流差動リレー，方向比較リレー，回線選択リレー，環線系統保護リレー）を採用していただきます。この場合，電流差動リレー，方向比較リレー，回線選択リレーについては，発電者側で設置していただきますが，環線系統保護リレーについては，当社で設置させていただきます。

なお，電流差動リレー，方向比較リレーについては，当社が採用するリレーと同じ仕様で設置していただきます。

また，電流差動リレー，方向比較リレーおよび環線保護リレーは後備保護として，短絡方向距離リレー（または短絡方向リレー）を設置していただきます。

ただし，連系する系統の保護方式を適用する必要のない場合は，発電設備の種類に応じて以下の保護リレーを設置していただきます。

(a) 同期発電機を採用する場合

連系する系統の短絡事故を検出し，発電設備を解列することのできる短絡方向リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合は，短絡方向距離リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。この場合，電流差動リレーについては，当社が採用するリレーと同じ仕様で設置していただきます。

(b) 誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を採用する場合

連系する系統の短絡事故時に，発電電圧の異常低下を検出し，発電設備を解列することのできる不足電圧リレーを設置していただきます。

b 地絡保護

連系する系統の地絡事故を検出し，発電設備を解列するため，電圧階級（中性点接地方式）に応じて，発電設備の種類に関わらず，次の保護リレーを設置していただきます。

(a) 受電電圧 154kV 以下の場合（中性点直接接地方式以外）

連系する系統の保護方式に応じ、主保護として、当社側と同じ保護リレー（電流差動リレー，方向比較リレー，回線選択リレー，環線系統保護リレー）を採用していただきます。この場合，電流差動リレー，方向比較リレー，回線選択リレーについては，発電者側で設置していただきますが，環線系統保護リレーについては，当社で設置させていただきます。

なお，電流差動リレー，方向比較リレーについては，当社が採用するリレーと同じ仕様で設置していただきます。

また，電流差動リレー，方向比較リレーおよび環線保護リレーは後備保護として，地絡方向リレー（または地絡過電圧リレー）を設置していただきます。

ただし，連系する系統の保護方式を適用する必要のない場合は，地絡過電圧リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合は，地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。

(b) 受電電圧 275kV 以上の場合（中性点直接接地方式）

連系する系統の保護方式に応じ，主保護として，当社側と同じ保護リレー（電流差動リレー，方向比較リレー）を当社が採用するリレーと同じ仕様で設置していただきます。また，後備保護として，地絡方向距離リレーを設置していただきます。

c 系列数

154kV 以下の系統へ連系する場合，系統保護リレーを 1 系列設置していただきます。

ただし，主保護リレー不動作時に，後備保護リレーにより電源が喪失すると系統に大きな影響を及ぼすおそれがある場合は，主保護リレーを 2 系列設置していただくことがあります。

275kV 以上の系統へ連系する場合は，主保護として電流差動リレーを 2 系列設置していただきます。後備保護として短絡方向距離リレーと地

絡方向距離リレーを2系列設置していただきます。

(4) 連系設備事故時の系統保護

a 短絡保護

(a) 受電電圧 154kV 以下の場合

過電流保護方式を適用し、各相（三相）に高整定用および低整定用の過電流リレー（高速度リレー＋限時リレー）を併用設置していただくか、瞬時要素付過電流リレーを設置していただきます。

なお、必要により連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる母線保護リレー装置を設置していただくことがあります。また、後備保護動作時に停電範囲を局限化するため、母線分離リレー装置を設置していただくことがあります。

(b) 受電電圧 275kV 以上の場合

連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる保護装置（母線保護リレー装置等）を設置していただきます。また、後備保護動作時に停電範囲を局限化するための保護装置（母線分離リレー装置等）を設置していただきます。

b 地絡保護

(a) 受電電圧 154kV 以下の場合

地絡過電流リレー（高速度リレー＋限時リレー）を設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合は、地絡方向リレーを設置していただきます。

なお、必要により連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる母線保護リレー装置を設置していただくことがあります。また、後備保護動作時に停電範囲を局限化するため、母線分離リレー装置を設置していただくことがあります。

(b) 受電電圧 275kV 以上の場合

連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる保護装置（母線保護リレー装置等）を設置していただきます。また、後備保護動作時に停電範囲を局限化するための保護装置（母線分離リレー装置

等)を設置していただきます。

c 系列数

154kV以下の系統へ連系する場合、構内保護リレーを1系列設置していただきます。

ただし、154kV系統への連系で主保護リレー不動作時に、後備保護リレーにより電源が喪失すると系統に大きな影響を及ぼすおそれがある場合は、連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる保護装置(母線保護リレー装置等)を2系列設置していただきます。また、後備保護動作時に停電範囲を局限化するための保護装置(母線分離リレー装置等)を1系列設置していただきます。

275kV以上の系統へ連系する場合は、連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる保護装置(母線保護リレー装置等)を2系列、後備保護動作時に停電範囲を局限化するための保護装置(母線分離リレー装置等)を1系列設置していただきます。

(5) 特別高圧用変圧器保護

変圧器保護リレーが動作した場合は、その変圧器に故障電流を供給するすべての回路がしゃ断される設備としていただきます。

標準的には、比率差動リレーおよび過電流リレー(高速度リレー+限時リレー)を設置していただきます。なお、受電電圧275kV以上の変圧器に対しては、後備保護を目的としたリレー装置を設置していただきます。

6 自動負荷制限および発電抑制・増出力

(1) 自動負荷制限

発電者は、発電設備の脱落時等で、当社の送電線や変圧器等が過負荷となるおそれがある場合は、自動的に負荷(揚水式水力発電所は揚水動力)を制限する対策を実施していただきます。

(2) 発電抑制・増出力

当社系統の設備事故等で、当社の送電線や変圧器等が過負荷となる場合は、自動で発電抑制または発電しゃ断もしくは発電増出力をしていただくこと

があります。

この場合、当社および発電者施設内に、過負荷防止保護装置（OLR）を設置することになります。

また、当社系統の設備事故等に安定度を維持できない場合には、当社は電源制限装置によって発電者の発電を抑制いたします。この場合、発電場所に必要な装置を設置していただくことがあります。

7 系統周波数異常防止対策

系統事故等により周波数の異常上昇および低下が懸念される場合は、当社の電源と協調をとった自動解列装置を設置していただくことがあります。

8 単独運転防止対策

発電者の発電機による、当社一部系統との適正な電圧・周波数を維持できない単独運転を防止するため、周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーまたは転送しゃ断装置を設置していただきます。

なお、系統運用上の支障を及ぼすおそれのある発電設備を系統に連系する場合および受電電圧が 22kV で、系統運用や保護協調上の支障を及ぼすおそれのある系統に連系する場合は、当社の一部系統との単独運転を確実に防止するため、原則として、周波数上昇リレー、周波数低下リレーを設置していただくとともに転送しゃ断装置または単独運転検出装置を設置していただきます。

周波数異常時には、発電者側で当社との連系を速やかに解列して、当社からの送電後に並列していただきます。

9 発電設備解列箇所

保護装置が動作した場合の解列箇所は、系統から発電場所の発電設備を解列することができる次の箇所としていただきます。

- (1) 連系する線路の事故時の解列箇所は連系用しゃ断器
- (2) 母線事故時の解列箇所は連系用しゃ断器

(3) 発電設備事故時の解列箇所は発電機並列用しゃ断器

ただし、発電設備事故の場合は、発電機が系統から解列できれば、それ以外のしゃ断器でも対応は可能です。

なお、解列にあたっては、発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ、かつ、電氣的にも完全な絶縁状態を保持しなければならないため、原則として、半導体のみで構成された電子スイッチをしゃ断装置として適用することはできません。

1 0 再閉路方式

自動再閉路を実施している当社の送電線では、次のような再閉路方式を採用しております。再閉路方式を採用する場合は、協議の上、連系送電線の再閉路方式を選択し、必要な設備を設置していただきます。

- (1) 22kV, 66kV 送電線 三相再閉路方式 (低速)
- (2) 154kV 送電線 三相再閉路方式 (一部单相再閉路方式) (中速)
- (3) 275kV 以上送電線 多相, 三相あるいは单相再閉路方式 (高速)

1 1 線路無電圧確認装置

線路無電圧確認装置が連系送電線の系統側変電所の電線路引出口に設置されていない場合には、再閉路時の事故防止のため、原則として、当該電線路引出口に線路無電圧確認装置を設置させていただきます。

なお、この場合はその費用を発電者側に負担していただきます。ただし、受電電圧が 22kV で系統運用や保護協調上の支障を及ぼすおそれのある系統に連系する場合であって、二方式以上の単独運転検出機能（能動的方式一方式以上を含む。）を設置し、それぞれが別のしゃ断器により発電設備を解列する場合など、条件によっては線路無電圧確認装置の設置は不要となります。

1 2 直流流出防止対策

逆変換装置を用いて発電設備を連系する場合は、逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために、必要により、受電地点と逆変換装置と

の間に変圧器（単巻変圧器を除く。）を設置していただきます。

1.3 発電機の過渡リアクタンス

連系系統，受電電圧によっては，発電機の安定運転対策や短絡電流抑制対策等の面から，過渡リアクタンス等を指定させていただくことがあります。

なお，当社の標準的な発電機の過渡リアクタンス等は，次のとおりです。

発電機定数	当社の標準的な値（火力機）
直軸過渡リアクタンス（ X_d' ）	0.2 ～ 0.3 [pu] ※
直軸同期リアクタンス（ X_d ）	1.5 ～ 1.8 [pu] ※
直軸開路過渡時定数（ T_{do}' ）	4.0 ～ 8.0 [秒]
単位慣性定数（ $M=2H$ ）	6.0 ～ 9.0 [MW・SEC/MVA]

※発電機定格容量ベース

1.4 発電機運転制御装置

(1) 安定度維持機能向上のための機能

連系する系統の安定維持のため，受電電圧が 66kV 以下については必要な場合，154kV 以上については，原則として一日の時間に応じて，当社が指定する電圧でパターン運転が可能な設備としていただきます。

a 超速応励磁制御方式

(a) 受電電圧が 275kV 以上の発電者の発電機には，超速応励磁制御方式を採用していただきます。

(b) 受電電圧が 154kV 以下の発電者の発電機でも，必要により，超速応励磁制御方式を採用していただく場合があります。

b 系統安定化装置（PSS）

(a) 超速応励磁制御方式など，応答速度の速い励磁方式（励磁系電圧応答時間が 0.1 秒以下の励磁方式）を採用する発電機には，系統安定化装置（PSS）を設置していただきます。

(b) 上記 a 以外の励磁制御方式を採用する発電機でも，当該発電機の安定運転上あるいは連系する系統の安定度上必要な場合は，PSS を設置して

いただくことがあります。

- (c) 連系する系統の広域的な安定度上必要な場合は、複数入力 PSS を設置していただくことがあります。

(なお、PSS とは、電力系統の事故等によって生じる発電機出力動揺を速やかに収斂させるため、端子電圧を制御する装置で、Power System Stabilizer のことです。)

c 励磁系頂上電圧

必要により、励磁系頂上電圧を指定させていただく場合があります。

d 送電電圧制御励磁装置 (PSVR)

- (a) 受電電圧が 500kV 以上の発電者の発電機には、送電電圧制御励磁装置 (PSVR) を設置していただきます。

- (b) 受電電圧が 275kV 以下の発電者の発電機でも、系統電圧を適正に維持するために必要な場合は、PSVR もしくはこれに準ずる装置を設置していただくことがあります。

(なお、PSVR とは、昇圧用変圧器の高圧側電圧を一定値に制御する装置で、Power System Voltage Regulator のことです。)

(2) 周波数調整のための機能

火力発電設備については、以下の周波数調整機能を具備していただきます。なお、水力発電設備および原子力発電設備については、個別に協議させていただきます。

a ガバナフリー運転

タービンの調速機 (ガバナ) を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転 (ガバナフリー運転) する機能を具備していただきます。

b AFC (Automatic Frequency Control : 自動周波数制御) 機能

当社からの AFC 信号に追従し、発電機出力を変動させる機能を具備していただきます。

c 周波数変動補償機能

系統の周波数変動により、ガバナで調整した出力を発電所の自動出力制御装置が出力指令値に引き戻すことがないように、ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備していただきます。

d DPC（Dispatching Power Control：運転基準出力制御方式）運転
当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備していただきます。

e 出力低下防止機能

ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル発電設備（GTおよびGTCC）については系統周波数の低下に伴い発電機出力が低下することから、周波数 49.0Hz までは発電機出力を低下しない、もしくは、一度出力低下しても回復する機能を具備していただきます。

なお、具体的な発電設備の性能は、次のとおりです。ただし、系統の電源構成の状況等、必要に応じて別途協議を行うことがあります。

発電機定格出力		250MW 以上	
		GT および GTCC	その他の火力発電設備
機能・使用等	GF 調定率	5%以下	5%以下
	GF 幅 ^{※1}	5%以上(定格出力基準)	3%以上(定格出力基準)
	AFC 幅	±5%以上(定格出力基準)	±5%以上(定格出力基準)
	AFC 変化速度 ^{※2}	5%/分以上(定格出力基準)	1%/分以上(定格出力基準)
	DPC 変化速度 ^{※2}	5%/分以上(定格出力基準)	1%/分以上(定格出力基準)
	DPC+AFC 変化速度	10%/分以上(定格出力基準)	1%/分以上(定格出力基準)
	最低出力 ^{※3} (定格出力基準)	50%以下 DSS 機能具備 ^{※4}	30%以下

※1 GTおよびGTCCについてはLLまでの上げ余裕値が定格出力の5%以上、その他の発電機についてはLLまでの上げ余裕値が定格出力の3%以上を確保。定格出力付近などの満たせない出力帯について別途協議。

※2 定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により満たせない場合には別途協議

※3 気化ガス(BOG)処理などにより最低出力を満たせない場合には別途協議

※4 日間起動停止運転(DSS)は、発電機解列～並列まで8時間以内で可能なこと

また、周波数調整機能に必要な受信信号（DPC・AFC 指令値，DPC・AFC 運転指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，可能最大発電出力〔GT および GTCC のみ。〕，DPC・AFC 使用／除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

1 5 運転可能周波数

発電機の連続運転可能周波数は，当社設備と同程度とし，次のとおりとしていただきます。

連続運転可能周波数：48.5Hz 以上 50.5Hz 以下

運転可能周波数：47.5Hz 以上 51.5Hz 以下

周波数低下時の運転継続時間は，48.5Hz では 10 分程度以上，48.0Hz では 1 分程度以上とし，周波数低下リレーの整定値は，原則として，47.5 Hz としていただきます。

1 6 発電機昇圧用変圧器

(1) 定格電圧，タップ電圧

発電機が連系する系統の状況によっては，発電機電圧から送電系統側の電圧に昇圧する変圧器の定格電圧，および無電圧タップ切換器の仕様を指定させていただくことがあります。

なお，当社の標準的な定格電圧およびタップ電圧は，次のとおりです。

定格一次電圧	発電機定格電圧の 97.5%	
二次電圧	22kV 系統	22kV
	66kV 系統(4 タップ)	64.5kV, 66kV, 67.5kV, 69kV
	154kV 系統(4 タップ)	150.5kV, 154kV, 157.5kV, 161kV
	275kV 系統(4 タップ)	275kV, 281.25kV, 287.5kV, 293.75kV

(2) 定格容量

発電機の定格力率に対応した昇圧用変圧器の定格容量の設定が必要です。

(3) インピーダンス電圧値

連系系統，受電電圧によっては，発電機の安定運転対策や短絡電流抑制対策，送電線保護リレー協調等の面から，インピーダンス電圧値を指定させていただくことがあります。

なお，当社の標準的な昇圧用変圧器のインピーダンス電圧値は，次のとおりです。

受電電圧	インピーダンス電圧値
22kV	5.5 [%]
66kV	7.5 [%]
154kV	11.0 [%]
275kV	14.0 [%]

(変圧器定格容量ベース)

- ・ 上表は標準的な例であり，設置する変圧器の容量，連系される系統によっては，標準以外となることもあります。

1 7 中性点接地装置

受電電圧 154kV 以下の場合は，必要により，昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置していただきます。また，受電電圧 275kV 以上の場合には，昇圧用変圧器の中性点を直接接地していただきます。

1 8 電力保安通信設備

(1) 保安通信用電話

発電者と当社給電所との受電設備操作等の連絡用として，発電者構内に a，b いずれかの保安通信用電話設備の設置が必要になります。

なお，受電電圧が 275kV 以上または発電機が大容量機（概ね定格出力 250MW 以上）の場合は，別ルートによる 2 回線となります。

- a 専用保安通信用電話設備を当社にて設置させていただきます。ただし，伝送路として電気通信事業者の専用回線を使用する場合は，発電者側で

設置していただきます。

b 電気通信事業者の専用回線電話を発電者側で設置していただきます。

また、受電電圧が 22kV の場合、条件によっては、一般加入電話または携帯電話等を設置していただくことが可能となります。

(2) 給電情報伝送装置

当社が系統運用上必要な情報を収集するため、スーパービジョン、テレメータ装置を設置させていただきます。

なお、当社が系統運用上必要な情報とは、原則として次のとおりとなります。

発電者設備	情報種別	情報内容
受電電圧が 22kV の場合	スーパー ビジョン ※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連系用しゃ断器の開閉状態 ・ 発電機並列用しゃ断器の開閉状態 ・ 連系送電線線路用接地開閉器の開閉状態 ・ 連系用しゃ断器を開放する保護リレーの動作表示 ・ 発電機並列用しゃ断器を開放する保護リレーの動作表示 ・ 連系用断路器（線路側，母線側）の開閉状態 ・ 線路側断路器の操作機能ロック状態
	テレメータ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受電地点の有効電力 ・ 受電地点の電力量
受電電圧が 66kV 以上 の場合	スーパー ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連系用しゃ断器の開閉状態 ・ 発電機並列用しゃ断器の開閉状態 ・ 連系送電線線路用接地開閉器の開閉状態 ・ 連系用しゃ断器を開放する保護リレーの動作表示 ・ 発電機並列用しゃ断器を開放する保護リレーの動作表示 ・ 連系用断路器（線路側，母線側）の開閉状態 ・ 線路側断路器の操作機能ロック状態
	テレメータ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各発電機毎の有効電力と無効電力 （受電電圧 275kV 以上または定格出力が概ね 250MW 以上の場合） ・ 連系する母線の電圧 （受電電圧 275kV 以上または定格出力が概ね 250MW 以上の場合） ・ 受電地点の有効電力と無効電力 ・ 受電地点の電力量

※ 連系する系統によっては、情報を伝送しない場合がありますが、将来、スーパービジョン、テレメータ情報を伝送していただくことがありますので、設備設計にあたっては、容易に同情報の取出しが可能となるようにしていただきます。情報内容については、必要に応じて、協議させていただきます。

19 電力品質に関する対策

(1) 高調波抑制対策

a 発電設備から発生する高調波

逆変換装置を用いた発電設備を設置する場合には，発電設備（フィルタ，補機類を含む。）からの高調波流出電流を，発電設備交流側定格電流に対し，総合電流歪み率 5%以下，各次電流歪み率 3%以下に抑制していただきます。

b 所内負荷，自家消費負荷から発生する高調波

「Ⅶ 需要者設備(特別高圧)」に準じた対策を実施していただきます。

なお，この場合，表 4（高調波流出電流の上限値）の契約電力は，原則として，負荷設備の容量と読み替えます。

(2) 高周波障害対策

逆変換装置を用いた発電設備を連系する場合には，高周波電磁障害および伝導障害が発生しないよう，対策を行っていただきます。

(3) 力率の保持

a 受電地点の力率（無効電力）については，原則として，次のとおりといたします。

(a) 受電地点の電圧を基準にして，

イ 昼間帯は無効電力を系統側に供給（進み力率）

ロ 夜間帯は力率 100%または無効電力を系統側より吸収

受電地点の力率（無効電力）は，発電機または調相設備にて適正に維持できるように調整していただきます。

なお，電力用コンデンサを設置する場合には，夜間・休祭日等の軽負荷時に受電地点の力率が進み力率とならないよう電力用コンデンサを開閉できる装置を設置していただきます。

(b) 受電電圧が 22kV の場合，他の低圧の需要者等の電圧が適正值（101±6V，202±20V）を逸脱するおそれがあるときには，調相設備や発電設備の無効電力制御による電圧上昇抑制対策について協議させていただきます。

b 構内に発電設備と負荷設備（発電機用所内電源を除く。）を有する発電者は、連系する系統の電圧を適正に維持するために、協議のうえ、調相設備を設置していただくことがあります。

(4) その他

負荷設備を有する発電者は、「Ⅶ 需要者設備（特別高圧）」に準じた対策を実施していただきます。

20 系統解析装置

系統の状態を解析するため系統解析装置（自動オシロ装置, 高調波監視記録装置, 系統現象監視記録装置等）を設置していただくことがあります。

V 需要者設備（低圧）

1 力率

- (1) 需要者は、需要場所において、電灯または小型機器を使用する供給地点の力率は、原則として、90%以上、その他の機器を使用する供給地点については85%以上に保持していただきます。
- (2) 進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送供給等約款別表 11（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

2 保護装置

需要者の電気の使用にあたり、次のような場合で、他の需要者等の電気の使用もしくは当社および需用者等の電気工作物に支障をきたすおそれのあるときには、協議のうえ、あらかじめ必要な調整装置または保護装置を施設していただきます。

- a 各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- b 電圧または周波数が著しく変動する場合
- c 波形に著しいひずみを生じる場合
- d 著しい高周波または高調波を発生する場合
- e その他 a, b, c または d に準ずる場合

VI 需要者設備（高圧）

1 電気方式

電気方式は連系する系統と同一としていただきます。

2 保護装置

短絡故障保護用として過電流リレーを，地絡故障保護用として地絡リレーを設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合には，地絡方向リレーを設置していただくことがあります。

3 電力保安通信設備

当社が系統運用上必要な情報を収集するため，給電情報伝送装置として，テレメータ装置を設置させていただきます。

なお，当社が系統運用上必要な情報とは，以下のとおりとなります。

- a 情報種別：テレメータ
- b 情報内容：供給地点の有効電力，供給地点の電力量

4 電力品質に関する対策

(1) 高調波抑制対策

a 対象となる需要者

(a) 高調波を発生する機器の容量を6パルス変換器容量に換算し，それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）について，50kVAを超える需要者（以下「特定需要者」といいます。）が高調波抑制対策の対象となります。（表1参照）

(b) 前記(a)の等価容量を算出する場合には，対象となる高調波発生機器は，「日本工業規格 JIS C61000-3-2（限度値－高調波電流発生限度値〔1相当りの入力電流が20A以下の機器〕）」の適用対象となる機器以外の機器といたします。

b 高調波流出電流の算出

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出を次のとおり実施することといたします。

- (a) 高調波流出電流は、高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。
- (b) 高調波流出電流は、高調波の次数毎に合計するものといたします。
- (c) 対象とする高調波の次数は 40 次以下といたします。
- (d) 特定需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができるものといたします。

c 高調波流出電流の上限値

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は、高調波の次数ごとに、表 2 に示す需要者の契約電力 1kW あたりの高調波流出電流の上限値に、原則として、該当特定需要者の契約電力 (kW を単位とする。) を乗じた値といたします。

d 高調波流出電流の抑制対策の実施

特定需要者は、前記 b の高調波流出電流が、前記 c の高調波流出電流の上限値を超える場合には、高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう対策していただきます。

表 1 換算係数

回路分類	回路種別		換算係数 Ki ^{※1}	主な利用例
1	三相ブリッジ	6 パルス変換装置	K11=1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直流電鉄変電所 ・ 電気化学 ・ その他一般
		12 パルス変換装置	K12=0.5	
		24 パルス変換装置	K13=0.25	
2	単相ブリッジ	直流電流平滑	K21=1.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流式電気鉄道車両
		混合ブリッジ	K22=0.65	
		均一ブリッジ	K23=0.7	
3	三相ブリッジ (コンデンサ平滑)	リアクトルなし	K31=3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汎用インバータ ・ エレベータ ・ 冷凍空調機 ・ その他一般
		リアクトルあり(交流側)	K32=1.8	
		リアクトルあり(直流側)	K33=1.8	
		リアクトルあり(交・直流側)	K34=1.4	
4	単相ブリッジ (コンデンサ平滑)	リアクトルなし	K41=2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汎用インバータ ・ 冷凍空調機 ・ その他一般
		リアクトルあり(交流側)	K42=0.35	
5	自励三相ブリッジ (電圧型 PWM ^{※2} 制御) (電流型 PWM 制御)	—————	K5=0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無停電電源装置 ・ 通信用電源装置 ・ エレベータ ・ 系統連系用分散電源
6	自励単相ブリッジ (電圧型 PWM 制御)	—————	K6=0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信用電源装置 ・ 交流式電気鉄道車両 ・ 系統連系用分散電源
7	交流電力調整装置	抵抗負荷	K71=1.6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無効電力調整装置 ・ 大型照明装置 ・ 加熱器
		リアクタンス負荷 (交流アーク炉用を除く。)	K72=0.3	
8	サイクロコンバータ	6 パルス変換装置相当	K81=1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動機 (圧延用, セメント用, 交流式電気鉄道車両用)
		12 パルス変換装置相当	K82=0.5	
9	交流アーク炉	単独運転	K9=0.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製鋼用
10	その他		K10:申告値	

※1 $K_i = \frac{\sqrt{\sum (n \times \%I_n)^2}}{\sqrt{\sum (n \times \%I_n)^2}}$ (6 パルス変換装置)

(n : 高調波の次数, $\%I_n$: n 次の高調波電流の基本波電流に対する比率)

※2 PWM : Pulse Width Modulation

表 2 契約電力 1kW あたりの高調波流出電流上限値（単位：mA/kW）

5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70

(2) 力率の保持

力率改善のために電力用コンデンサを設置する場合には、夜間・休祭日等の軽負荷時に進み力率とならないよう、電力用コンデンサを開閉できる装置を設置していただきます。また、系統運用上必要な場合には、電力用コンデンサの開放を当社から需要者にお願いすることがあります。

(3) その他

需要者の電気の使用にあたり、次のような場合で、他の需要者等の電気の使用もしくは当社および需要者等の電気工作物に支障をきたすおそれのあるときには、協議のうえ、あらかじめ必要な調整装置または保護装置を施設していただきます。

- a 各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- b 電圧または周波数が著しく変動する場合
- c 波形に著しいひずみを生じる場合
- d 著しく高周波を発生する場合

Ⅶ 需要者設備（特別高圧）

1 電気方式

電気方式は連系する系統と同一としていただきます。

2 中性点接地装置

供給電圧が 154kV 以下の場合は、必要により、変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置していただきます。また、供給電圧が 275kV 以上の場合は、変圧器の中性点を直接接地していただきます。

3 保護装置

(1) 連系設備事故時の系統保護

連系設備事故時の系統保護のため、次の保護リレーを設置していただきます。

a 短絡保護

(a) 供給電圧 154kV 以下の場合

過電流保護方式を適用し、各相（三相）に高整定用および低整定用の過電流リレー（高速度リレー＋限時リレー）を併用設置していただくか、瞬時要素付過電流リレーを設置していただきます。

なお、必要により連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる母線保護リレー装置を設置していただくことがあります。また、後備保護動作時に停電範囲を局限化するため、母線分離リレー装置を設置していただくことがあります。

(b) 供給電圧 275kV 以上の場合

連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる保護装置（母線保護リレー装置等）を設置していただきます。また、後備保護動作時に停電範囲を局限化するための保護装置（母線分離リレー装置等）を設置していただきます。

b 地絡保護

(a) 供給電圧 154kV 以下の場合

地絡過電流リレー（高速度リレー＋限時リレー）を設置していただきます。当該リレーが有効に機能しない場合には、地絡方向リレーを設置していただくことがあります。

なお、必要により、連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる母線保護リレー装置を設置していただくことがあります。また、後備保護動作時に停電範囲を局限化するため、母線分離リレー装置を設置していただくことがあります。

(b) 供給電圧 275kV 以上の場合

連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる保護装置（母線保護リレー装置等）を設置していただきます。また、後備保護動作時に停電範囲を局限化するための保護装置（母線分離リレー装置等）を設置していただきます。

c 系列数

154kV 以下の系統へ連系する場合、構内保護リレーを 1 系列設置していただきます。ただし、154kV 系統への連系で主保護リレー不動作時に、後備保護リレーにより電源が喪失すると系統に大きな影響を及ぼすおそれがある場合は、連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる保護装置（母線保護リレー装置等）を 2 系列設置していただきます。また、後備保護動作時に停電範囲を局限化するための保護装置（母線分離リレー装置等）を 1 系列設置していただきます。

275kV 以上の系統へ連系する場合は、連系設備事故時に高速に連系用しゃ断器をしゃ断できる保護装置（母線保護リレー装置等）を 2 系列、後備保護動作時に停電範囲を局限化するための保護装置（母線分離リレー装置等）を 1 系列設置していただきます。

(2) 特別高圧用変圧器保護

変圧器保護リレーが動作した場合は、その変圧器に故障電流を供給するすべての回路がしゃ断される設備としていただきます。

標準的には、比率差動リレーおよび過電流リレー（高速度リレー＋限時リレー）を設置していただきます。

なお、供給電圧 275kV 以上の変圧器に対しては、後備保護を目的としたリレー装置を設置していただきます。

4 電力保安通信設備

(1) 保安通信用電話

需要者と当社給電所との供給設備操作等の連絡用として、需要者構内に a， b いずれかの保安通信用電話設備の設置が必要になります。

なお、供給電圧が 275kV 以上の場合は、別ルートによる 2 回線となります。

a 専用保安通信用電話設備を当社にて設置させていただきます。ただし、伝送路として電気通信事業者の専用回線を使用する場合は、需要者側で設置していただきます。

b 電気通信事業者の専用電話回線を需要者側で設置していただきます。

また、供給電圧が 22kV の場合、条件によっては、一般加入電話または携帯電話等を設置していただくことが可能となります。

(2) 給電情報伝送装置

当社が系統運用上必要な情報収集するため、スーパービジョン、テレメータ装置を設置させていただきます。

なお、当社が系統運用上必要な情報とは、原則として次のとおりとなります。

需要者設備	情報種別	情報内容
供給電圧が 22kV の場合	スーパー ビジョン ※	<ul style="list-style-type: none"> ・連系用しゃ断器の開閉状態 ・連系送電線線路用接地開閉器の開閉状態 ・連系用しゃ断器を開放する保護リレーの動作表示 ・連系用断路器（線路側，母線側）の開閉状態 ・線路側断路器の操作機能ロック状態
	テレメータ	<ul style="list-style-type: none"> ・供給地点の有効電力 ・供給地点の電力量
供給電圧が 66kV 以上 の場合	スーパー ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・連系用しゃ断器の開閉状態 ・連系送電線線路用接地開閉器の開閉状態 ・連系用しゃ断器を開放する保護リレーの動作表示 ・連系用断路器（線路側，母線側）の開閉状態 ・線路側断路器の操作機能ロック状態
	テレメータ	<ul style="list-style-type: none"> ・供給地点の有効電力と無効電力 ・供給地点の電力量

※ 連系する系統によっては、情報を伝送しない場合がありますが、将来、スーパービジョン、テレメータ情報を伝送していただくことがありますので、設備設計にあたっては、容易に同情報の取出しが可能となるようにしていただきます。情報内容については、必要に応じて協議させていただきます。

5 電力品質に関する対策

(1) 高調波抑制対策

a 対象となる需要者

- (a) 高調波を発生する機器の容量を6パルス変換器容量に換算し、それぞれの機器の換算容量を総和したもの（以下「等価容量」といいます。）について、次に該当する需要者（以下「特定需要者」といいます。）が高調波抑制対策の対象となります。（表3参照）

イ 供給電圧が 22kV の需要者であって、等価容量の合計が 300kVA を超える場合

ロ 供給電圧が 66kV 以上の需要者であって、等価容量の合計が 2,000kVA を超える場合

(b) 前記(a)の等価容量を算出する場合には、対象となる高調波発生機器は、「日本工業規格 JIS C61000-3-2 (限度値－高調波電流発生限度値 [1相当たりの入力電流が 20A 以下の機器])」の適用対象となる機器以外の機器といたします。

b 高調波流出電流の算出

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の算出を次のとおり実施することといたします。

(a) 高調波流出電流は、高調波発生機器毎の定格運転状態において発生する高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

(b) 高調波流出電流は、高調波の次数毎に合計するものといたします。

(c) 対象とする高調波の次数は 40 次以下といたします。

(d) 特定需要者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができるものといたします。

c 高調波流出電流の上限値

特定需要者から系統に流出する高調波流出電流の許容される上限値は、高調波の次数ごとに、表 4 に示す需要者の契約電力 1kW あたりの高調波流出電流の上限値に、原則として、該当特定需要者の契約電力 (kW を単位とする。) を乗じた値といたします。

d 高調波流出電流の抑制対策の実施

特定需要者は、前記 b の高調波流出電流が、前記 c の高調波流出電流の上限値を超える場合には、高調波流出電流を高調波流出電流の上限値以下となるよう対策していただきます。

表 3 換算係数

回路分類	回路種別	換算係数 Ki ^{※1}	主な利用例
1	三相ブリッジ	6 パルス変換装置	K11=1 ・ 直流電鉄変電所 ・ 電気化学 ・ その他一般
		12 パルス変換装置	
		24 パルス変換装置	
2	単相ブリッジ	直流電流平滑	K21=1.3 ・ 交流式電気鉄道車両
		混合ブリッジ	
		均一ブリッジ	
3	三相ブリッジ (コンデンサ平滑)	リアクトルなし	K31=3.4 ・ 汎用インバータ ・ エレベータ ・ 冷凍空調機 ・ その他一般
		リアクトルあり(交流側)	
		リアクトルあり(直流側)	
		リアクトルあり(交・直流側)	
4	単相ブリッジ (コンデンサ平滑)	リアクトルなし	K41=2.3 ・ 汎用インバータ ・ 冷凍空調機 ・ その他一般
		リアクトルあり(交流側)	
5	自励三相ブリッジ (電圧型 PWM ^{※2} 制御) (電流型 PWM 制御)	—————	K5=0 ・ 無停電電源装置 ・ 通信用電源装置 ・ エレベータ ・ 系統連系用分散電源
6	自励単相ブリッジ (電圧型 PWM 制御)	—————	K6=0 ・ 通信用電源装置 ・ 交流式電気鉄道車両 ・ 系統連系用分散電源
7	交流電力調整装置	抵抗負荷	K71=1.6 ・ 無効電力調整装置 ・ 大型照明装置 ・ 加熱器
		リアクタンス負荷 (交流アーク炉用を除く。)	
8	サイクロコンバータ	6 パルス変換装置相当	K81=1 ・ 電動機(圧延用, セメント用, 交流式 電気鉄道車両用)
		12 パルス変換装置相当	
9	交流アーク炉	単独運転	K9=0.2 ・ 製鋼用
10	その他		K10:申告値

※1 $K_i = \text{変換回路種別毎の} \sqrt{\sum (n \times \%I_n)^2} / \text{6パルス変換装置の} \sqrt{\sum (n \times \%I_n)^2}$

(n : 高調波の次数, $\%I_n$: n 次の高調波電流の基本波電流に対する比率)

※2 PWM : Pulse Width Modulation

表4 契約電力 1kW あたりの高調波流出電流上限値（単位：mA/kW）

供給電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
22kV	1.8	1.3	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
66kV	0.59	0.42	0.27	0.23	0.17	0.16	0.13	0.12
154kV	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05
275kV	0.14	0.10	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03	0.02

(2) 力率の保持

力率改善のために電力用コンデンサを設置する場合は、以下の点を配慮していただきます。

夜間および休祭日等の軽負荷時には、進み力率とならないよう電力用コンデンサを自動的に開放する装置を設置していただくことがあります。

また、系統運用上必要な場合は、電力用コンデンサの開放を当社から需要者にお問い合わせすることがあります。

(3) その他

需要者の電気の使用にあたり、次のような場合で、他の需要者等の電気の使用もしくは当社および発電者の電気工作物に支障をきたすおそれのあるときには、協議のうえ、あらかじめ必要な調整装置または保護装置を施設していただきます。

- a 各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- b 電圧または周波数が著しく変動する場合
- c 波形に著しいひずみを生じる場合
- d 著しく高周波を発生する場合